



赤ちゃんが生まれたら

- 出生届 48
- 予防接種 75
- 乳幼児健診 75
- 児童手当 76
- 児童扶養手当 76

保育園・認定こども園

- 子育て相談 78
- 保育園・認定こども園 79



こんなときは…



赤ちゃんが生まれたら
出生届…48

お亡くなりになったら
死亡届…48

お亡くなりになつたら

- 死亡届 48



福祉



- 介護保険 57
- 後期高齢者医療制度 58
- 高齢者福祉サービス事業 60
- 障害者・医療費助成 63

公共施設

- 施設ガイド 96~99



広告



お家の片付けしませんか？お手伝いします！

お片付けサポート
重曹や小便、押入れの
お片付けを専門業者と一緒に
お片付けします。

不要品の処分
お引越しが決まり、お片付けと一緒に
不用品を処分する場合、不要品
や家具などの不要品をお片付けします。

生前整理 遺品整理
お客様の気持ちに寄り
添う想い、お片付け、不要品
や家具などの不要品をお片付けします。

**建物の解体 お困りですか？
お手伝いします！**

解体事業
住宅、工場、二ニールハウス、ガレージや
物置小屋、お蔵、ブロック塀まで、様々な
建物に対応致します。工事中の安全管理、
周辺環境の公害防止に努めます。面倒な
廃品出や手配なども、全てお任せ下さい！

お見積り無料！

お片付けの
ご相談は…
解体工事の
ご相談は…

株式会社
信州タケエイ

〒392-0009 長野県諏訪市上諏訪1749番地

お片付けの
ご相談は…
解体工事の
ご相談は…

050-0120-53-7552
Tel. 0266-52-6170

子どもの居場所づくり

- 子どもの居場所 79
- 小・中学校 80・81
- 学童クラブ 82



成人

- 印鑑登録 49
- 市税 52
- 国民健康保険 55
- 国民年金 57
- 選挙 91

結婚するときは

- 婚姻届 48
- 印鑑登録 49
- 国民健康保険 55



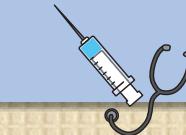
引越しとき
転出届…48

結婚したら
婚姻届…48

引越ししててきたら
転入届…48

健康

- 各種検診(健診) 65
- 食育の推進 65



毎日の暮らし

- ごみの分け方・出し方 67
- 上・下水道 69・70・71・72
- ペット 73
- 各種行政相談 83
- 区・自治会 19・20・86



引越し

- 転入・転出・転居届 48
- 上・下水道 69・70・71・72



広告

**夏は涼しく
冬は暖かく
高断熱の家**

株式会社 宮川工務店
Design & Construction
茅野市宮川 5592-3 TEL 0266-72-0733

QRコード

届出・証明



戸籍などの届出

問^印市民課戸籍係 ☎72-2101 (252・253・258)

種別	届出期間	届出人	届出地	届出に必要なもの
出生届	生まれた日を含め14日以内	父または母	父母の本籍地、住所地、または出生地の市区町村役場	<input type="checkbox"/> 届出書1通 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 届出人の印鑑（任意）
死亡届	死亡の事実を知った日を含め7日以内	親族または関係人	死亡者の本籍地、届出人の住所地、または死亡地の市区町村役場	<input type="checkbox"/> 届出書1通 <input type="checkbox"/> 届出人の印鑑
死産届	死産の日から7日以内	父（未婚の場合は母）	届出人の住所地、または死産のあつた場所の市区町村役場	<input type="checkbox"/> 届出書1通 <input type="checkbox"/> 届出人の印鑑
婚姻届	届出があった日から効力が生じます	夫と妻	夫か妻の本籍地、または住所地の市区町村役場	<input type="checkbox"/> 届出書1通 <input type="checkbox"/> 届出人（夫と妻）の印鑑（婚姻前の氏のもの）（任意） <input type="checkbox"/> 写真付き本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード（所有者のみ）
転籍届	届出があった日から効力が生じます	筆頭者および配偶者、筆頭者が死亡しているときは、生存配偶者	本籍地、住所地、または転籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/> 届出書1通 <input type="checkbox"/> 届出人（筆頭者と配偶者）の印鑑（任意）
離婚届	協議離婚 届出があった日から効力が生じます	夫と妻	夫の本籍地、または夫、妻の住所地の市区町村役場	<input type="checkbox"/> 届出書1通 <input type="checkbox"/> 届出人（夫と妻）の印鑑（任意） <input type="checkbox"/> 写真付き本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード（所有者のみ）
	裁判離婚 調停の成立、または裁判の確定した日を含め10日以内	申立人		<input type="checkbox"/> 上記のもの <input type="checkbox"/> 調停調書の謄本、または裁判の謄本および確定証明書 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード（所有者のみ）
転入届	転入した日から14日以内	転入者、本人からの委任状を持った方	転入した市区町村役場	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 転出証明書 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード（所有者のみ） <input type="checkbox"/> 在留カード（所有者のみ） <input type="checkbox"/> パスポート（海外から転入する方）
転出届	引越しをする14日前から受け付け	転出者および同一世帯員、本人からの委任状を持った方	転出する市区町村役場	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証（登録者のみ） <input type="checkbox"/> マイナンバーカード（所有者のみ）
転居届	転居した日から14日以内	転居者および同一世帯員（同居人は不可）、本人からの委任状を持った方	同一市区町村役場	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード（所有者のみ）

※このほか、養子縁組届、入籍届、認知届、氏名の変更などがあります。詳しくは市民課までお問い合わせください。

※本人確認が必要な届出がありますので、顔写真のついた本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード、特別永住者証明書等）を提示していただきます。

※マイナンバーカードをお持ちの方は、特例により住基ネットを利用した住所異動を受けることができます。

※届出期間を経過した場合は、過料を課せられることがありますので、ご注意ください。

※各種届出後に市民課以外でのお手続きが必要となることがあります。

広告

ホテル P111 E-4
快適と癒しがいっぱいのビジネスホテル
ホテルちの
信州で寛ぐ心地よいひととき。ビジネス・観光・レジャーの拠点としてご利用下さい。
■茅野市宮川14395-1
■TEL:026-72-8100(代)
■FAX:026-73-0358
■URL:<https://www.hotel-chino.com>
■E-mail:hotel-chino@gol.com



Pあり

各種登録・証明

問^印市民課戸籍係 ☎72-2101 (252・253・258)

●印鑑登録証をなくしたとき

印鑑登録証をなくしたときは、すぐに印鑑登録廃止申請をしてください。引き続き印鑑登録する場合は、新たに登録の手続きが必要になります。

●印鑑登録証明書が必要なとき

印鑑登録証をお持ちいただかなければ、証明書の交付が受けられません。登録印鑑はお持ちいただかなくて結構です。印鑑登録証は印鑑登録の際に渡しています。

証明書の交付は代理人でも可能ですが（必要な方の住所、氏名、生年月日を確認してください）。また、必要な方の印鑑登録証をお持ちください。

印鑑登録証明書1枚300円です。

■マイナンバーカード（個人番号カード）

マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付カードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真等が表示されます。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス（コンビニ交付等）、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにもご利用いただけます。

●申請について（主な5つの方法をご紹介します）

◇スマートフォンで顔写真を撮影し、交付申請書右下にあるQRコード[®]を読み取り専用ページへアクセスし、手順に従い顔写真を添付しオンライン申請する方法

◇デジカメで撮影した顔写真をパソコンに取り込み、マイナンバーカード総合サイトにアクセスし手順に従い顔写真を添付しオンライン申請する方法

◇交付申請書をマイナンバーセンターまたは市民課窓口にご持参のうえ、その場で写真撮影後専用回線で申請する方法

◇ご自身で規定の顔写真を準備し、交付申請書に貼付して地方公共団体システム機構宛郵送で申請する方法

◇QRコード[®]がついた交付申請書を、対応しているまちなかの証明用写真機で手順に従い顔写真を撮影して申請する方法

※申請書をお持ちでない方は、申請書を発行しますのでマイナンバーセンターまでお問い合わせください。



Instagram



chino_nagano_official



八ヶ岳、高原野菜、清流、温泉、繩文文化など茅野市の魅力を写真や動画でお届けします。

●交付について

マイナンバーカードのお受取りには事前予約が必要となります。茅野市から「個人番号カードの交付及び交付日時の予約について（お知らせ）」の封書が届きますので、受取日時を予約してください。封書中の文書をよくお読みいただきお受取りに必要なものをご準備のうえ、ご予約いただいた日時にお受取りに来ていただけます。
※入院・入所等でお受取りにお越しいただくことが困難な方の代理人受取方法についてはマイナンバーセンターまでお問い合わせください。

■各種証明書発行窓口

住民票や戸籍・印鑑証明が必要なとき、市役所以外の窓口でも証明書の交付が受けられます（一部交付できないものもあります）。なお、証明書交付の際には窓口に来られた方の本人確認（運転免許証・マイナンバーカード等の提示）が必要になりますので、ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、市民課までお問い合わせください。

※コンビニエンスストアでの証明書の交付には、マイナンバーカードが必要です。

区分および種類	手数料	交付窓口
戸籍	戸籍謄・抄本	450円 市役所・地区コミュニティセンター（泉野、金沢、北山）・茅野駅前ペルビア出張所・コンビニエンスストア
	除籍謄・抄本	750円 市役所
	戸籍の附票	300円 市役所・茅野駅前ペルビア出張所・コンビニエンスストア
	戸籍の附票（改製原）	300円 市役所
	身分証明書、独身証明書	300円 市役所・茅野駅前ペルビア出張所
住民票など	住民票	300円 市役所・地区コミュニティセンター（泉野、金沢、北山）・茅野駅前ペルビア出張所・コンビニエンスストア
	除票	300円 市役所・茅野駅前ペルビア出張所
マイナンバーカードなど	マイナンバーカード	初回無料 市役所・マイナンバーセンター
	マイナンバーカード紛失等による再発行	800円 または 1800円 市役所・マイナンバーセンター
	電子証明書	初回無料 市役所・マイナンバーセンター
	電子証明書紛失等による再発行	200円 市役所・マイナンバーセンター
印鑑証明	印鑑登録証明書	300円 市役所・地区コミュニティセンター（泉野、金沢、北山）・茅野駅前ペルビア出張所・コンビニエンスストア
	印鑑登録	300円 市役所・茅野駅前ペルビア出張所

●有効期限

発行の日から10回目の誕生日まで、また署名用電子証明書及び利用者証明書の有効期間は、発行の日から5回目の誕生日までです。ただし、18歳未満の方のマイナンバーカードの有効期間については、容姿の変動が大きいことから、顔写真を考慮して5回目の誕生日となります。なお、有効期間内に住所や氏名など券面の情報に修正が生じた場合、その新しい情報をサンパネル領域に記載して有効期限まで使用します。

●各種証明書発行窓口

出張所名	所在地	電話番号
泉野地区コミュニティセンター	泉野2647	70-1606
金沢地区コミュニティセンター	金沢1152	71-1607
北山地区コミュニティセンター	北山4304-1	71-5009
茅野駅前ペルビア出張所	ちの3502-1	71-1663

■マイナンバーカードを利用して
コンビニエンスストアで証明書を取るには？

●サービスが利用できる店舗

- ◇セブンイレブン
- ◇ファミリーマート
- ◇ローソン
- ◇イオンリテール など

●取得できる証明書

- ◇住民票の写し
- ◇印鑑登録証明書
- ◇所得・課税・扶養証明書
- ◇戸籍謄（抄）本
- ◇戸籍の附票の写し

●ご利用可能時間

午前6時30分～午後11時（12月29日～1月3日を除く）

■茅野駅前ペルビア出張所

「戸籍抄本をとりたいんだけど平日は仕事で、市役所まで行けない…」こんなことありませんか？

こんな時ご活用いただきたいのが『茅野駅前ペルビア出張所』です。茅野駅前ペルビアビル2階にある『茅野駅前ペルビア出張所』は、土・日曜日・祝日も午後7時まで営業しています。便利な『茅野駅前ペルビア出張所』をご利用ください。

所在地	ちの3502-1
電話番号	71-1663
営業時間	午前10時～午後7時
定休日	木曜日・年末年始（12月29日～1月3日）

取り扱いサービス	<ul style="list-style-type: none"> ◇住民票の写しの交付（茅野市に住所がある方） ◇戸籍謄本・抄本の交付（茅野市に本籍がある方で現在の戸籍のみ） ◇身分証明書の交付（茅野市に本籍がある方） ◇戸籍の附票の交付（茅野市に本籍がある方） ◇印鑑登録（日本人の方で本人申請のみ） ◇印鑑登録証明書の発行（印鑑登録証を必ずお持ちください） ◇戸籍の届出（婚姻届・出生届など。死亡届は午後5時30分以降の取り扱いとなります） ◇市税、上下水道料金等の納入（納付書をお持ちください） ◇一部税証明の発行（所得・課税・扶養証明、納税証明（個人）、軽自動車継続検査用納税証明） <p>*住所異動は本庁のみの取扱いになります。一部取扱いできないサービスもあります。ご確認ください。</p>
交付請求できる方	<ul style="list-style-type: none"> ◇本人および本人と同一の世帯に属する方、戸籍は直系親族の方 ◇本人の委任状を持参した方（代理人の方は、ご自身の運転免許証等をお持ちください）

■茅野市マイナンバーセンター

土・日・祝日も手続きできるよう、茅野駅前ペルビア出張所の営業時間に合わせ、同出張所内に「茅野市マイナンバーセンター」がございます。

所在地	ちの3502-1 ペルビア出張所内
電話番号	75-0120
受付時間	午前10時～午後6時30分

定休日	毎週木曜日・第3土曜日の翌日の日曜日・年末年始
	*その他、システムのメンテナンス等で臨時に休みをいたることがあります（事前に広報やホームページでご案内いたします）

マイナンバーセンターでできること	<ul style="list-style-type: none"> ◇マイナンバーカードの申請 ◇マイナンバーカードの更新 ◇マイナンバーカードの受け取り（予約制です） ◇電子証明書の更新 ◇暗証番号のロック解除
------------------	--

マイナンバーセンターについて	<ul style="list-style-type: none"> ◇総務省マイナンバー関係ホームページ 「マイナンバー制度とマイナンバーカード」で検索 ◇地方公共団体情報システム機構（J-LIS）「マイナンバー関係ホームページ」 「マイナンバーカード総合サイト」で検索
----------------	--



市税の概要

税金にはいろいろな分類がありますが、課税主体によって分けると「国税」と「地方税」に分けられます。また、地方税には「県税」と「市税」があり、市税については次のとおりです。



●普通税

税金の使いみちが特定されず、安全で快適に生活するための活動や事業等にあてることができる税金

●目的税

法律により税金の使いみちが特定されている税金

市民税

問^{ワカツ} 税務課市民課係 ☎72-2101 (内線172~174)

市民税は、住民にとって身近な仕事（サービス）の費用を、それぞれの負担能力に応じて分担しあうという性格の税金で、一般的に県民税とあわせて個人住民税と呼ばれています。

●納稅義務者

◇1月1日現在、市内に住所があり前年に所得があった方

◇1月1日現在、市内に事務所・事業所・家屋敷を所有する方で、市内に住所がない方

●個人住民税の計算方法

均等割：税金を負担する能力のある方が均等の額によって負担するものです。

所得割：その人の所得金額に応じて負担するものです。

◇所得割の計算方法

個人住民税の所得割の計算方法は、(所得金額 - 所得控除額) × 税率 - 調整控除 - 税額控除額 = 所得割額となります。所得割の税額計算の基礎は所得金額です。その金額は、一般に収入金額から必要経費を差し引いて算出します。

広告

生命保険 P102 B-1

第一生命保険株式会社 茅野営業オフィス

笑顔、夢、希望があふれる毎日と未来のために、私たちは生命保険の枠を超えて、一人ひとりの「クオリティ・オブ・ライフ(QOL)」向上に貢献していきます。

■茅野市宮川赤田1387-9 ATEL:JR-F
■TEL:050-3782-3716 ■営業時間:9:00~17:00 ■定休日/土曜、日曜、祝日
■URL:<http://www.sapro.jp/> ■E-mail:s.a.pro@po19.lcv.ne.jp

Pあり

◇所得控除

所得控除は、納税者に配偶者や扶養親族がいるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、その納税者の実情に応じた税負担を求めるために、所得金額から差し引いて課税所得金額を計算します。

◇所得割の税率

個人住民税の所得割の税率は全国共通で、一律10% (市民税6%、県民税4%) となっています。

●個人住民税が課税されない方

次のような場合は個人住民税が課税されません。

◇均等割も所得割も課税されない方

生活保護法の規定により生活扶助を受けている方

寡婦・ひとり親・障害者・未成年者に該当し、かつ前年の合計所得金額が135万円以下の方

◇均等割が課税されない方

前年の合計所得金額が、次の金額以下の方

$$280,000\text{円} \times (\text{扶養親族数}+1) + 168,000\text{円} +$$

100,000円

扶養親族がいない場合は、

$$280,000\text{円} + 100,000\text{円}$$

◇所得割が課税されない方

前年の総所得金額等が、次の金額以下の方

$$350,000\text{円} \times (\text{扶養親族数}+1) + 320,000\text{円} +$$

100,000円

扶養親族がいない場合は、

$$350,000\text{円} + 100,000\text{円}$$

●個人住民税の申告が必要な方

1月1日現在で茅野市に住所がある方で、次のいずれかに該当する方は個人住民税の申告が必要です。

①前年中に給与と公的年金以外に収入がある方

②前年中の収入が給与のみであるが、勤務先から源泉徴収票をもらっていない方

③前年中に収入がなく、どなたの扶養親族にもなっていない方

*税務署で所得税の確定申告をされた方は、個人住民税の申告をする必要はありません。

●個人住民税の納付

個人住民税の納付方法には普通徴収と特別徴収の2つがあります。

①普通徴収（事業所得者などの場合）

市から送付された納税通知書により6月・8月・10月・12月の4回の納期に分けて、個人で納めていただきます（口座振替により納めることも可能です）。

②特別徴収（給与所得者などの場合）

特別徴収税額通知書により、市から給与支払者（会社など）を通じて納税通知がなされ、6月から翌年5月までの毎月の給与から差し引かれ、会社などの特別徴収義務者を通じて納めています。

③特別徴収（公的年金受給者の場合）

個人住民税納税者のうち、公的年金受給者が65歳以上の方について、一定の要件に該当する方は、支払われる年金から差し引かれます。

●固定資産税・都市計画税

問^{ワカツ} 税務課資産税係 ☎72-2101 (内線175~178)

固定資産税は、毎年1月1日（「賦課期日」といいます）現在、土地、家屋および償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）を所有している方に課税されます。

また、都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理等のために使われる目的税で、都市計画区域（農業振興地域内の農用地を除く）の土地・家屋に対して、課税されます。

●納稅義務者

賦課期日である1月1日現在、市内に固定資産を所有している方

土 地：登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方

家 屋：登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方

償却資産：償却資産課税台帳に所有者として登録されている方

●固定資産税・都市計画税の納付

固定資産税・都市計画税は4月に納税通知書を発送します。4月・7月・9月・11月の4回に分けて口座振替または現金で納めています。

●固定資産の評価から税額の計算までの流れ

固定資産の評価から税額の計算は、おおむね次の流れにより決定されます。

①固定資産の評価

総務大臣が定める「固定資産評価基準」に基づき、市長が価格（評価額）を決定します。

②課税標準額の算定

課税標準額は、原則として固定資産の評価額が課税標準額になりますが、特例措置がある場合は、課税標準額は評価額よりも低く算定されます。

③税額の計算

◇固定資産税額 = 課税標準額 × 税率 (1.4%)

◇都市計画税額 = 課税標準額 × 税率 (0.2%)

●軽自動車税

問^{ワカツ} 税務課諸税係 ☎72-2101 (内線180)

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という）の所有者に課せられる税です。

●納稅義務者

毎年4月1日時点で軽自動車等を所有している方

●軽自動車税の納付

軽自動車税は5月に納税通知書を発送します。年税額を納期限内に納めています。

●軽自動車等の取得・廃車

軽自動車等を取得したり譲渡した場合、また廃車や住所等を変更した場合には、届け出が必要となります。

●国民健康保険税

問^{ワカツ} 保険課国保年金係 ☎72-2101 (内線322)

●納稅義務者

国民健康保険税は、世帯単位で課税となり、納稅義務者は世帯主になります。世帯主が会社等の健康保険に入りしている、国民健康保険に加入していない場合でも、世帯の中に加入者がいれば、世帯主がその世帯の納稅義務者となります。

●国民健康保険税の計算

国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の合計が年間の税額となります。介護分については、40歳になった月から65歳になる前月までかかります。

それぞれに所得割、均等割、世帯別平等割を計算し合算します。

所得割額：加入者の前年中の所得に応じて計算

(総所得金額等 - 基礎控除額最大43万円) × 所得割率

均等割額：保険加入者の人数に応じて計算

世帯別平等割額：一世帯ごとに定額で計算

*所得割は、前年1月～12月の所得に応じて計算しますので、必ず所得の申告を行ってください。収入がなかった場合にも、市県民税の申告が必要です。申告が遅れると、当初の課税額に反映されない場合があります。

税率は、法令等の改正および国民健康保険の財政状況により変わります。低所得世帯に対する軽減制度、会社の都合による失業の軽減制度などがあります。

広告

税理士・社会保険労務士 P105 D-5

税理士法人 柳澤会計 VOICE社会保険労務士法人 etc.

柳澤会計グループ

税務・会計業務、社会保険・労働保険手続、相続手続等、ご支援いたします。お気軽にご相談ください。

■茅野市本町西1-40

■TEL:0266-72-5060

■FAX:0266-72-5063

■URL:<https://yanagisawa-kaikei.net>

■関東信越税理士会・長野県社会保険労務士会

●国民健康保険税の納付

1年間の保険税は、6月（特別徴収は7月）に当初納税通知書を発送します。6月の第1期から3月の第10期まで、10回に分けて納めていただきます。

年度途中に転入等で加入された場合は、手続きの翌月に納税通知書をお送りします。

●国民健康保険税の年金からの特別徴収（天引き）

特別徴収とは、納税義務者（世帯主）が受給されている年金から徴収（天引き）する方法のことです。

対象者は、世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上で、年額18万以上の年金を受給している世帯主です。世帯主本人が国民健康保険に加入していない場合は、対象外となります。また、介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の2分の1を超える場合は、国民健康保険税は特別徴収されません。

年度当初の納税通知書の中で、特別徴収で納付すべき額のところに金額の記入がある方は、年金からの特別徴収となる予定の方となります。対象となる方には、再度お知らせします。

■市税の証明書の発行

証明書等の種類	主な使用目的	手数料	委任状等（本人または同居の親族以外の代理人による申請の場合）	証明書発行窓口			
				市役所 税務課	各地区 出張所	茅野駅前 ペルビア 出張所	コンビニ エンス ストア
所得・課税・扶養証明書	融資、扶養申請、保証人、児童手当、奨学金申請、公営住宅の入居等（証明は前年の所得内容です）	300円	必要	市民税係 20番窓口	○	○	○
納税証明書（個人）	融資、補助金申請、公営住宅の入居等（全税目表示されます）	300円	必要	諸税係 19番窓口	○	○	×
納税証明書（法人）	融資	300円	必要（法人の場合は代表者印が必要）	諸税係 19番窓口	○	×	×
軽自動車税納税証明書	継続検査用	無料	不要	諸税係 19番窓口	○	○	×
営業証明書（法人）	自動車の登録、入札参加願	300円	不要	市民税係 20番窓口	×	×	×
固定資産評価証明書	登記、相続、資金の借入	1棟1筆 300円	必要（法人の場合は代表者印が必要）	資産税係 21番窓口	○	×	×
固定資産公租公課証明書	競売申立、売買等による税額の算定、確定申告用資料	1棟1筆 300円	必要（法人の場合は代表者印が必要）	資産税係 21番窓口	○	×	×
住宅用家屋証明書	登録免許税の軽減	1,300円	不要	資産税係 21番窓口	×	×	×
固定資産税課税台帳（名寄帳）写	課税物件の確認、確定申告用資料	1名義 300円	必要（法人の場合は代表者印が必要）	資産税係 21番窓口	×	×	×

●取扱時間

△市役所・午前8時30分～午後5時15分

△出張所（泉野、金沢、北山）

△午前8時30分～午後5時15分

△茅野駅前ペルビア出張所・午前10時～午後7時

●休日

△市役所・各地区出張所

△土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日

△茅野駅前ペルビア出張所

△木曜日・12月29日～1月3日

●本人確認

証明書交付申請の際には、窓口に来られた方の本人確認をさせていただきますので、運転免許証、個人番号カード等本人確認ができる書類をご持参ください。

●コンビニエンスストアでの所得・課税・扶養証明書交付

個人番号カードを利用してコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機から所得・課税・扶養証明書が取得できます。個人番号カードをご持参ください。

△取扱時間：午前6時30分～午後11時（12月29日～1月3日と機器メンテナンス時を除く）
営業時間は各店舗により異なりますのでご確認ください。

納税

問^{タク} 税務課諸税係 ☎72-2101（内線180・192）

■税の納付時期

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税・都市計画税	1期			2期		3期		4期				
市県民税			1期		2期		3期		4期			
軽自動車税		全期										
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

■市内の市税納付場所

金融機関、コンビニエンスストア、市役所および出張所（泉野、金沢、北山、茅野駅前ペルビア）

国民健康保険

問^{タク} 保険課国保年金係 ☎72-2101（内線323・325）

わたしたちは、職場の健康保険（政府管掌、健康保険組合、共済組合などが行う保険）などいざれかの医療保険に加入しなければなりません（これを「国民皆保険制度」といいます）。

国保の加入手続きは、居住している市町村役場で手続きとなります。別の市町村の学校へ修学する場合や、長期療養施設などに入所する場合は、転出前の市町村役場への届け出が必要です。

■お支払いサイトからの納付

QRコード付きの納付書は「地方税お支払いサイト」を利用することができます。

スマートフォン決済アプリやクレジットカード、インターネットバンキング等多様なお支払い方法に対応しています。

■納税相談

定められた納期限までに市税の納付が困難な方は、お気軽にご相談ください。

■便利な口座振替

税金の納付時期は、ついうっかり忘れがちです。市税の口座振替の申し込みをしていると、納め忘れを防ぐとともに手間が省けます。また、振替手数料はかかりません。

●口座振替ができる金融機関

八十二長野銀行、みずほ銀行、長野県信用組合、諏訪信用金庫、長野県労働金庫、信州諏訪農業協同組合、ゆうちょ銀行（郵便局）、三井住友銀行

●申込手続

市内取扱金融機関、市内郵便局の窓口または市役所・各地区出張所および茅野駅前ペルビア出張所に預金通帳・届け出印・納税通知書をご持参のうえお申し込みください。

●振替日

振替日は、原則として各納付時期の月末（12月を除く）です。

■届け出一覧

次のような事実が発生したら14日以内に届け出してください。

△共通の持ち物：世帯主および対象者全員分の個人番号カードまたは通知カード、届出者の本人確認書類（運転免許証等）。その他に、各届け出に必要なものをご持参ください。

※外国籍の方は、在留カード、パスポート等を併せてご持参ください。

このようないとき	届け出に必要なもの
国保に加入	<input type="checkbox"/> ほかの市区町村の転入証明書
国保を喪失	<input type="checkbox"/> 離職票または健康保険の喪失証明書など
子どもの出生	<input type="checkbox"/> 出生を証明するもの
生活保護の廃止	<input type="checkbox"/> 生活保護廃止証明
ほかの市区町村へ転出	<input type="checkbox"/> 国保の資格関係書類
ほかの健康保険に加入	<input type="checkbox"/> 健康保険の資格関係書類
国保被保険者の死亡	<input type="checkbox"/> 死亡を証明するもの
生活保護を受給	<input type="checkbox"/> 生活保護開始証明
その他	<input type="checkbox"/> 国保の資格関係書類
就学のためほかの市区町村へ転出	<input type="checkbox"/> 在学証明書
資格関係書類の紛失・汚そん	<input type="checkbox"/> 身分を証明するもの

●国保の届出義務者

国保の届出義務者は世帯主です。国保に加入または喪失の場合、届け出が必要になります。自動的に切り替わることはありますので、ご注意ください。また、茅野市の国保の資格がなくなっているのに、茅野市の国保の資格で診療を受けた場合は、国保で支払った医療費を返していただくことになりますので、ご注意ください。

●療養の給付

医療機関などで国保の資格関係書類を提示して受診した場合、次の自己負担割合を除いた額は、国保から支払われます。

〈窓口での自己負担額〉

◇義務教育就学前	2割
◇義務教育就学後～69歳	3割
◇70～74歳現役並み所得者※	3割
◇70～74歳一般・低所得者	2割

*現役並み所得者とは、70歳以上の国民健康保険被保険者のうち一人でも判定基準所得(課税所得145万円)以上の方がいる世帯に属する70歳以上の被保険者が対象です。

●入院時の食事代

入院しているときは、診療や薬剤にかかる費用とは別に食事代は自己負担となります。

●いったん医療費の全額を自己負担したとき

(療養費の支給)

いったん額を自己負担した後、窓口で申請し、認められれば自己負担分を除いた額が支給されます。

●死亡したとき

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った方（喪主）に5万円が支給されます。

●国民健康保険で受けられないもの

- ◇健康診断や予防注射
- ◇美容整形や歯科矯正
- ◇正常な妊娠・出産、経済的な理由による妊娠中絶
- ◇軽度のわきがやしみ
- ◇仕事上の病気やけが（労災保険の適用）など

●制限されるもの

- ◇けんか、泥酔などによる病気やけが
- ◇犯罪を犯したときや故意による病気、けが
- ◇医師や保険者の指示に従わなかったとき

●第三者行為による保険診療は届出が必要です

交通事故など、第三者から傷病を受けた場合でも、国保で診療を受けることができます。その際は、必ず事前に国保に連絡し届け出をしてください。

国保への届け出の前に示談を済ませたりすると国保が使えなくなることがありますので、必ず示談の前に届け出をしてください。

■出産育児一時金

被保険者が出産した時、申請により出産育児一時金を世帯主に支給します。出産育児一時金は、妊娠12週(85日)以降であれば、死産、流産でも支給対象となります。ただし、他の健康保険から支給のある場合は、国保からの支給はできません。

●直接支払制度

出産育児一時金に相当する額を、医療保険者から分娩機関に直接支払いをする「直接支払制度」があります。この制度を利用することにより、まとまった出産費用を事前に用意する必要がなくなります。原則として、保険者から出産育児一時金が分娩機関へ直接支払われる仕組みになりますので、事前申請の手続きはありません。

また、出産費用が出産育児一時金の額を下回った場合は、世帯主が差額分を請求することができます。なお、直接支払制度を利用せず、出産後に国保から受け取る従来の方法を利用することも可能です。

■人間ドックの費用助成

35歳以上の国保被保険者の皆さんの疾病予防と早期発見を図ることを目的に、人間ドック受診費用の一部助成を行っています。助成の回数は、同一人に対し年度1回です。また、国保税の納め忘れのある方は対象外となります。

助成額（人間ドック対象外）	
日帰りドック	15,000円
一泊ドック	30,000円

*ただし、自己負担額が助成額に満たない場合は、自己負担額までとなります。

■高額療養費

ひと月の医療費を自己負担の限度額を超えて支払ったときは、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。限度額は、年齢および世帯の所得によって異なり、該当になる場合は申請書を送付します。

申請期間は診療月の翌月1日（一部負担金を診療月の翌月以降に支払った場合は支払った翌月）から2年間です。

■特定健診検査・特定保健指導

（40歳～74歳の方）

国民健康保険をはじめ全ての医療保険者において、「特定健診検査・特定保健指導」の実施が義務づけられました。

内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための健診検査および保健指導を行い、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることを目的としています。茅野市の国保に加入している方には、ご案内を発送します。

なお、茅野市の国保以外の医療保険に加入している方は、加入している医療保険者にお問い合わせください。

また、人間ドックの費用補助を受けた方は、特定健診を受けるのはお控えください。

■国民年金

問^④ 保険課国保年金係 ☎72-2101（内線324）

問^④ 岡谷年金事務所 ☎23-3661

■国民年金のしくみ

国民年金は老後や障害の状態になったときなどの所得保障を行うことを目的とした国の制度です。

原則として、日本に住んでいる20歳から60歳までの方が加入しなければなりません。

国民年金の被保険者は次の3種類です。

①第1号被保険者：20歳以上60歳未満で、学生や自営業などの方

②第2号被保険者：厚生年金保険に加入している方

③第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

*上記以外でも、60歳以上65歳未満の方、20歳以上65歳未満で海外に居住している日本人は希望すれば加入できます（任意加入）。

■国民年金の給付

老齢基礎年金 国民年金に加入して、受給資格期間（10年以上）を満たした方が65歳になったときから支給されます。

障害基礎年金 国民年金の被保険者や被保険者であった方が、病気やけがで障害の状態になったときに支給されます。

遺族基礎年金 国民年金の被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が死亡したときに、その方と暮らしていた子のある配偶者、または子に、子が18歳到達年の末日まで支給されます。

寡婦年金 第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除を受けた期間を含む）が10年以上ある夫が、年金を受けないで死亡したとき、10年以上婚姻関係（事実婚含む）にあった遺族基礎年金をもらえない妻に60歳から65歳になるまで支給されます。

付加年金 付加保険料を納めた期間について、1か月当たリ200円で計算した額が、老齢基礎年金に加算されます。

死亡一時金 国民年金保険料を3年以上納めた方が、老齢基礎年金も障害基礎年金も受けないで死亡し、その遺族が遺族基礎年金も受けられない場合に支給されます。

国民年金に加入している方には、サラリーマンのような国民年金の上乗せの年金がありません。そこで、その差を埋めるためにできた公的年金制度が「国民年金基金」です。国民年金保険料を納めている国民年金の第1号被保険者が加入できます。

国民年金基金へのお問い合わせ：
全国国民年金基金 ☎0120-65-4192

■国民年金の手続き

20歳になったとき 20歳到達時の加入手続きは不要です。20歳の誕生日の約2週間後に案内が届きます。

資格が変わったとき 次のようなときは、被保険者資格取得（種別変更）届が必要です。
◇会社などを退職し、厚生年金をやめたとき（扶養している配偶者のいる方は、併せて届出が必要です）
◇配偶者の扶養から外れたとき（離婚したときや収入が増えたとき）
◇任意加入するとき、または任意加入をやめるとき
◇日本から出国するとき、または海外から入国するとき

年金を受けるとき 年金を受けるときは、年金の種類などによって手続き、手続方法が異なりますので、岡谷年金事務所または保険課国保年金係へお問い合わせください。

住所・氏名を変更するとき 原則として届出不要です。

被保険者： 国民年金の被保険者または被保険者であった方で、まだ年金の請求をしていない方が死亡したとき、その遺族に遺族年金などが支給される場合があります。

年金受給者： 「年金受給権者死亡届」が必要となります。その遺族に未支給年金が支払われる場合があります。
※手続先は、加入していた年金制度により異なります。保険課国保年金係または岡谷年金事務所へお問い合わせください。

■保険料の納付が困難なとき

保険料を納めることができ困難なときには、申請によって保険料の納付が免除・猶予される制度があります。保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合がありますので、早めに申請をしましょう。

●納付が困難なときは…保険料免除制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には申請により保険料の納付が全額免除または一部免除（4分の3、2分の1、4分の1）になります。

●50歳未満の方は…納付猶予制度

50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

●学生の方には…学生納付特例制度

学生で本人の前年所得が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

■介護保険

問^④ 保険課介護保険係 ☎72-2101（内線336・337）

■保険者

介護保険の保険者（運営者）は諏訪広域連合です。平成15年から諏訪圏域の6市町村が共同で運営しています。介護保険に関する通知は、諏訪広域連合が発送しますが、手続きやご相談の窓口は茅野市役所の担当課になります。

■被保険者

介護保険制度の加入者は、40歳以上の方です。このうち、65歳以上の方を「第1号被保険者」、40歳から64歳までの方を「第2号被保険者」と呼びます。

■保険料

介護保険料は毎年7月に年額を決定しています。

第1号被保険者の介護保険料は、所得の段階に応じて年額が決められます。同じ世帯であっても個別に決定され、所得額により14の段階別の金額となっています。

第2号被保険者の介護保険料は加入している医療保険の計算方法により決定されます。

●保険料の納付方法

第1号被保険者の納付方法は、特別徴収（年金からの天引き）と、普通徴収（納付書での納付）の2通りです。**特別徴収**：年金の年額が18万円（月額1万5千円）以上の方

普通徴収：年金の年額が18万円（月額1万5千円）未満の方

ただし、年金額が年額18万円以上の方でも、一時的に納付書で納めていただくことがあります。詳しくは担当部へお問い合わせください。

なお、普通徴収の方には、納め忘れがないよう『口座振替』をお勧めしています。

第2号被保険者は、加入している医療保険の計算方法により決定され、医療保険料との一括納付になります。

●保険料の仮徴収について（特別徴収の方のみ）

「仮徴収」とは、年間の保険料の確定前に、仮の保険料で年金天引きを開始させていただくことです。

特別徴収の場合、4月・6月・8月分は仮徴収として前年度の2月の保険料額で天引きされ、10月・12月・2月には、確定した年間保険料から仮徴収分を差引いた額が天引きされます。

●保険料が納められないときはご相談ください

災害など特別な事情なく保険料を滞納すると、介護保険サービスの利用時にペナルティが課せられることがあります。期限内に納付ができない場合はお気軽にご相談ください。

■介護サービスを利用するには

介護サービスを利用するときは、市に申請して「要支援・要介護認定」を受けていただきます。

申請の窓口は、お住まいの地区を担当する保健福祉サービスセンター、または保険課介護保険係です。家族のほか、指定居宅介護支援事業所等が申請の相談を代行することができます。申請には介護保険被保険者証と、医療保険に加入していることがわかるものを持ちください。

40~65歳未満の方が申請される場合は、原因となる疾患が、介護保険法で定める「特定疾患」に該当していることと、医療保険の資格関係書類が必要になります。

申請書には本人の住所、氏名、生年月日、主治医の名前等を記入します。家族の方が代理で申請される場合は、連絡先として氏名、住所、電話番号等を記入していただきます。

■認定の段階

認定は、必要な介護の量などによって、要支援1・2から要介護1~5まで、7段階に分けられます。認定は一定期間ごとに見直され、サービスの上限額などは認定の段階により異なります。

■自己負担等

介護保険料の自己負担は、利用者本人の所得によって負担割合が決定します。かかった費用の1割から3割（食費等の実費は全額自己負担）ですが、介護保険料の滞納等があると、給付制限の対象となり、利用者負担が通常の割合から引き上げられることがあります。

自己負担額が高額にならないよう、利用者の収入等に応じて上限を設定し、それを超えた額を還付することで負担を軽減します。住宅改修や福祉用具購入費の支給は、いったん全額を支払った後、7割から9割分が支給される償還払いです（上限額あり）。これを受けるためには、住宅改修は改修前に申請があること、福祉用具の購入は都道府県の指定を受けた事業者からの購入であることが条件になります。

後期高齢者医療制度

問 保険課後期高齢・福祉医療係

☎72-2101（内線327・328）

国の医療制度改革により、平成20年度4月1日から、老人保険制度に変わり、後期高齢者医療制度がはじまりました。都道府県を単位とする広域連合が保険料の決定、資格管理、給付業務などの事務を行い、市役所では保険料の徴収、各種申請・届出の受け付けや資格認証書の引渡しなどの窓口業務を行っています。

広告

介護施設 P125 D-1
介護福祉の総合サービス
特別養護老人ホーム りんどう苑

施設は、地域の高齢者の方が、介護を必要とする状態になってしまった、できる限り住み慣れた地域の中で、家庭的な雰囲気で、決して、専門スタッフによる介護サービスを提供させていただきたくの特別養護老人ホームです。

茅野市豊平1907-1
TEL:0266-73-1081
FAX:0266-73-1082
URL:<http://taishikai.or.jp>
E-mail:rindouen@bz03.piala.or.jp

Pあり

■被保険者（対象となる方）

◇75歳以上の方（75歳の誕生日から被保険者となります）

◇65歳から74歳で一定の障がいがあり、加入を希望する方（長野県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日から資格取得）

一定の障がいのある方で、後期高齢者医療制度に加入をご希望の方は、保険課までお問い合わせください（認定日から制度加入となります。過去にさかのぼって認定はできません）。

■資格確認書、資格情報のお知らせ

資格確認書、資格情報のお知らせは1人1枚ずつ交付され、毎年8月1日付で更新されます。有効期限前に新しい資格確認書または資格情報のお知らせが送付されます。75歳到達の場合は、誕生日までに送付されます。

医療機関等にかかる時には、後期高齢者医療資格確認書、またはマイナ保険証を提示してください。

万が一、資格確認書、資格情報のお知らせを紛失された場合は保険課窓口にて再交付の申請をしてください。本人確認ができるもの（免許証・マイナンバーカード・介護保険被保険者証等）が必要です。

■一部負担金の割合

医療機関での一部負担（窓口負担）の割合は、「一般の方は1割」、「一定以上所得のある方は2割」、「現役並み所得の方は3割」です。前年の所得をもとに8月から翌年7月までの負担割合を判定します。

同一世帯の被保険者は、同じ負担割合になります。

■主な療養の給付と手続き

給付	給付内容	必要なもの
療養費	次のような場合は、医療費をいったん全額お支払いいただいますが、保険課窓口へ申請して長野県後期高齢者医療広域連合で認められれば、自己負担額を除いた額があとから療養費として支給されます。 ①やむを得ない事情で、マイナ保険証または資格確認書を持たずに医療機関で受診したとき ②医師が必要と認めて、コルセットなどの補装具代がかかったとき	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 医療機関が発行する診療報酬明細書 <input type="checkbox"/> 振込先のわかるもの（通帳等）
高額療養費	一部負担金が限度額を超えた場合は、超えた金額を支給します。なお、該当する方には、長野県後期高齢者医療広域連合から申請書あるいは通知書が送付されます。	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 医師の診断書または意見書 <input type="checkbox"/> 振込先のわかるもの（通帳等）
葬祭費	被保険者が亡くなったときに、葬儀を行った方に50,000円を支給します。 ※支給は長野県後期高齢者医療広域連合が行います。	<input type="checkbox"/> 亡くなつた方の被保険者証等 <input type="checkbox"/> 葬儀を行つた方の振込先がわかるもの（通帳等）
人間ドック補助金	医療機関で人間ドックを受けた場合に、同一人に対し一年度1回、1泊ドック（30,000円）・日帰りドック（15,000円）を限度として補助します。	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 健診結果（仮報告書は不可） <input type="checkbox"/> 申請書、問診記入用紙 <input type="checkbox"/> 振込先のわかるもの（通帳等） <input type="checkbox"/> 印鑑（申請者以外の口座に振り込む場合）

広告

地域密着型の在宅支援サービス P125 F-1
在宅での生活をとことん楽しめるように支援したい。
在宅サポート じこぼう

自分の家で過ごすように、いのちの日常生活を、大きな家族と一緒に過ごしてみませんか。ここには、決められた活動はありません。歳をとっても安心して過ごせる支援を提供していきたいと考えています。

■茅野市豊平1907-1
■TEL:0266-71-6070
■FAX:0266-71-6071

Pあり



福祉・健康



高齢者福祉事業

問^②社会福祉課高齢福祉係
☎72-2101（内線302・303・304）

事業等	内容
高齢者作品展	高齢者の知識、経験、特技を活かして制作した作品を毎年1月に募集し、市役所ロビーを会場に作品展を開催しています。
敬老祝品の贈呈	満88歳と満100歳になられる方に、敬老の日に行わせ、お祝品を贈呈しています。 ※お祝品は、民生委員により敬老の日以降のお届けになります。
金婚祝品の贈呈	結婚50周年を迎えるご夫婦の方に、11月22日の「いい夫婦の日」に行わせ、金婚祝品贈呈式を開催し、お祝品を贈呈しています。 ※贈呈式は11/22と前後する場合があります。
高齢者クラブ助成事業	社会奉仕活動や教養講座等、高齢者の生きがいを高めるため、高齢者クラブに補助金を交付し、活動を支援しています。

介護予防事業

問^②保健福祉サービスセンター福祉21推進係
☎72-2101（内線332）

介護予防や健康づくりのため、要介護認定を受けていない高齢者の方を対象とした事業です。

事業等	内容
介護予防通所事業	高齢者の閉じこもりを防ぎ、要介護状態になることを予防するため、運動機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等のプログラムが市が委託したデイサービス施設等への通所により行います。
健康熟年大学	健康増進を図るために、概ね60歳以上の者を対象に、インナーパル歩速による運動指導、健康講座、レクリエーション等の2年間のカリキュラムです。
足腰おたっしゃ教室	地域の公民館等を会場に、健康づくりを推進するためのボランティアと連携し、身近な用具を利用した筋力を高めるトレーニング、健の維持増進に関する学習等を行います。
介護予防普及啓発事業	介護予防の取組の第一歩として、高齢者福祉センターへゆう館内の「いきいき健幸ルーム」や市総合体育館、地区コミュニティーセンターなどを会場に、生きがいづくり、健康づくりにつながる講座を開催しています。講座は、開催時期に合わせて、広報ちの、市ホームページで募集します。

広告

はり、きゅう、接骨院 P109 F-4,P125 C-2

受付時間 月 火 水 木 金 土 日 祝
9:00~20:00 ● ● ● ● ● - ▲ ▲
9:00~17:00 - - - - ● ● ▲ ▲

■茅野市玉川1167-6-2
■TEL:0266-84-0784
■医療保険請求費支給申請ができます。
(ただし、脱臼または骨折の申請については医師の同意が必要です)
■予約による施術も可能です。 Pあり(3台)

*不定休のため施術時間はお電話でご確認ください。
休日・夜間の施術も実施。土日祝は予約制。

事業等	内容
認知症予防事業	地区コミュニティーセンターなどを会場に、認知症の理解や認知症予防に関する講座を開催しています。講座は、開催時期に合わせて、広報ちの、市ホームページで募集します。
オレンジカフェ	認知症の方やそのご家族、地域の方、専門家が集いお茶を飲みながら交流したり、情報交換を行う「オレンジカフェ」を市内の各種店舗等の協力をいただき開催しています。開催は、広報ちの、市ホームページで案内します。

ふれあい保健福祉サービス

問^②東部保健福祉サービスセンター ☎82-0026
問^②西部保健福祉サービスセンター ☎82-0073
問^②中部保健福祉サービスセンター ☎82-0107
問^②北部保健福祉サービスセンター ☎77-3000

自立した日常生活が継続できるよう、介護保険制度と一体的に実施、または、介護保険制度を補完する市独自の保健福祉サービスです。介護保険サービスと一体的に実施されるサービス（訪問・短期入所・通所サービス）は、ケアプラン等により、サービスの必要性を検討し、利用が決定されます。

サービス等	内容
訪問サービス	高齢・障害者世帯等で介護力が小さく、介護保険の負担限度額を超えて訪問サービスが必要な高齢者や、虚弱などひとり暮らし高齢者で、日常生活に支援が必要な方等の住宅を訪問し、身体の介護や生活の援助を行います。
短期入所サービス	高齢・障害者世帯等で介護力が小さく、介護保険の負担限度額を超えて短期入所が必要な高齢者や、冠婚葬祭等のため家族が不在中、ひとりで生活することが困難な高齢者に、施設への短期入所による支援を行います。
通所サービス	重度の認知症等により介護負担が大きく、介護保険の負担限度額を超えて通所サービスが必要な高齢者や、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等、日常生活に支援が必要な高齢者に、デイサービス施設等への通所による支援を行います。
在宅介護者緊急時支援	介護者が緊急的に介護が行えない状況になった際に、日頃利用している通所介護事業所への緊急宿泊費（1泊あたり4,000円）を助成します。

サービス等	内容
介護者への入浴施設・マッサージ施術利用の助成	要介護3～5の認定を受けた寝たきりまたは認知症の高齢者を家庭で介護している介護者に、市内温泉施設利用、マッサージ施術利用を助成します。
訪問理美容費の助成	要介護3～5の認定を受けた方や心身の障害や傷病等により理髪店または美容院に出掛けたり、理美容を受けることが困難な重度心身障害者の訪問理美容費（1回あたり1,500円）を助成します。
介護用品購入費の助成	おむつ等の介護用品を必要とする要介護3～5の認定を受けた方を在宅で介護する市民税非課税世帯に、1月当たり6,300円を限度に介護用品の購入にかかる費用を助成します。
介護福祉金の支給	要介護3～5の認定を受けた方の介護を、在宅で規程の日数以上行っている家族（介護者）に福祉金を支給します。
福祉用具の貸与	病院や施設からの一時帰宅の際に、6日を上限にベッドや車いすといった福祉用具を貸与します。
緊急通報装置の貸与	身体に急を要する疾患有する一人暮らし高齢者等が、緊急時にボタンを押すことで、登録された連絡先に通報する装置を貸与します。
徘徊高齢者家族支援	在宅で生活する認知症高齢者が徘徊等により所在が分からなくなったり、早期に発見できるようGPS装置を貸与します。
移送サービス	交通機関を利用して外出することが困難な車いす等を利用している高齢者や障害者の外出を支援します。
配食サービス	ひとり暮らし高齢者や障害者、高齢者のみの世帯等に、宅配による食事を提供するとともに、見守りを行います（宅配弁当食材料費は自己負担です）。
成年後見支援	高齢者の権利を守るために、成年後見の申立に関する支援や、申立費用の助成等を行います。
住宅改良アドバイザーの派遣	効果的な住宅改良を支援するため、住宅の改良を希望する高齢者または障害者のいる家庭に住宅改良アドバイザーを派遣し、相談、助言等を行います。
介護サービス相談員の派遣	介護サービスの質の確保、向上を図るために、介護施設等に介護サービス相談員を派遣し、利用者からの介護サービスに関する相談に応じ、介護施設等に橋渡しします。
認知症の人の家族会	認知症の方を介護する家族の相談や、同じ悩みを持つ家族の交流を図るために事業として、「認知症の人の家族会」を月1回開催しています。開催は、広報ちの、市ホームページで案内します。
認知症高齢者等個人賠償責任保険の加入	認知症の人が他人にケガを負わせたり、他の人の財産を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負う場合に備えて、認知症の人の被保険者とする個人賠償責任保険に市が契約者として加入します。

福祉医療費給付金制度

問^②保険課後期高齢・福祉医療係
☎72-2101（内線326）

給付金の内容

- 給付金は、医療機関等で支払われた医療費（保険診療分）の自己負担額から、1医療機関につき月額500円を差し引かれた額となります。同じ医療機関で、同月に入院と外来がある場合また、医療と歯科がある場合も、それぞれ負担金が差し引かれます。薬代については、同一の薬局で購入していても、処方箋を作成した医療機関ごとに負担金が差し引かれます。
 - 高校3年生までの方については、県内の医療機関等の窓口で福祉医療受給者証を提示することにより、自己負担額が、1医療機関につき月額500円の上限でみます。
 - 定期健診、予防接種、入院時個室料、文書料等の保険診療以外のものは対象なりません。
 - 医療費月額が高額となり、加入している医療保険から高額療養費や付加給付が支給される場合は、当該金額を差し引いた残りの金額となります。
 - 給付金は診療月の2ヵ月後（後期高齢者医療被保険者は3ヵ月後）の月末日に指定の口座へ振り込みます。一部、内容の確認や医療機関の処理の遅延等により、2ヵ月後（後期高齢者医療被保険者は3ヵ月後）に給付されない場合もあります。振り込みに関する通知はしていません。
- ※認定されている受給資格によって、給付金の内容が異なる場合があります。

こども福祉医療費給付金

対象者	手続きに必要なもの
市内に住所を有し、いずれかの健康保険に加入し、生活保護法による保護を受けていない方で、次の項目に該当する方 ○0歳～高校3年生（18歳に達した最初の3月31日まで、4月1日生まれは前月末日まで資格があります）	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 健康保険の情報がわかるもの（資格確認書等） <input type="checkbox"/> 振込先のわかるもの（預金通帳、カード等）

心身障害者福祉医療費給付金

対象者	手続きに必要なもの
市内に住所を有し、いずれかの健康保険に加入し、生活保護法による保護を受けていない方で、次の項目に該当する方 ○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、年金証書、特別児童扶養手当認定通知書 ○印鑑 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳2級以上 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳B1以上 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳2級以上 <input type="checkbox"/> 障害年金1級 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当2級以上（20歳到達月の月末まで） <input type="checkbox"/> 65歳以上で後期高齢者医療制度の障害認定を受けている方 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳2級以上の方は、通院分のみが給付金の対象となります。	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、年金証書、特別児童扶養手当認定通知書 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 健康保険の情報がわかるもの（資格確認書等） <input type="checkbox"/> 振込先のわかるもの（預金通帳、カード等）

●母子家庭・父子家庭等福祉医療費給付金

対象者	手続きに必要なもの
市内に住所を有し、いざれかの健保に加入し、生活保護法による保護を受けていない方で、次の項目に該当する方 ◇18歳未満の児童を養育している配偶者のない母または父および児童 ◇父母のいない18歳未満の児童	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 健康保険の情報がわかるもの（資格確認書等） <input type="checkbox"/> 振込先のわかるもの（預金通帳、カード等）

●75歳以上低所得世帯高齢者福祉医療費給付金

対象者	手続きに必要なもの
市内に住所を有する75歳以上の市民税所得割を課せられていない世帯の方で、生活保護法による保護を受けていない方 ※こちらの資格に該当される方にについては、入院時の食事代は、給付金の対象外になります。	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 健康保険の情報がわかるもの（資格確認書等） <input type="checkbox"/> 振込先のわかるもの（預金通帳、カード等） <input type="checkbox"/> 転入などで課税状況が把握できない方は、住民税所得課税証明書等

こんなときは届け出

こんな場合	持参するもの
住所・氏名が変わったとき	<input type="checkbox"/> 受取者証
健康保険が変わったとき	<input type="checkbox"/> 受取者証 <input type="checkbox"/> 新しい健康保険の情報がわかるもの（資格確認書等）
振込口座が変わったとき	<input type="checkbox"/> 受取者証 <input type="checkbox"/> 新しい預金通帳
転出されるとき	<input type="checkbox"/> 受取者証
死亡されたとき	<input type="checkbox"/> 受取者証 <input type="checkbox"/> 相続人の方の通帳
受取者証をなくしたり、汚したとき	<input type="checkbox"/> 身分証明書

施設案内

問④社会福祉課高齢者福祉係

☎72-2101 (内線302・303・304)

■高齢者福祉センター塩壺の湯「ゆうゆう館」

市内高齢者等の健康増進、教養の向上、入浴のための施設として、多くの皆さんにご利用いただいています。

所在地：米沢6841 ☎72-1515

泉 質：ナトリウム・炭酸水素塩・硫酸塩・塩化物冷鉱泉

効 効能：神経症、冷え性、疲労回復、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、うちみ、痔疾、慢性消化器病、関節のこわばり、くじき、きりきず、皮膚乾燥症他

●ご利用案内

開館時間：午前9時～午後5時

入浴時間：午前10時～午後4時

休 館 日：月曜日、年末年始

利用できる方：市内在住の65歳以上の方、市内高齢者クラブ会員、市内在住の障害者手帳をお持ちの方
※付き添いが必要な方は、付添人も利用できます。

利用料金：100円

■茅野市地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、総合的な相談・支援を行う機関です。

茅野市では、市役所内に本センター、4つの保健福祉サービスセンターをサブセンターとして設置しています。

センター名	担当地区	電話番号
茅野市地域包括支援センター（市役所内）	市内全域	72-2101
茅野市東部保健福祉サービスセンター	玉川・豊平・泉野	82-0026
茅野市西部保健福祉サービスセンター	宮川・金沢	82-0073
茅野市中部保健福祉サービスセンター	ちの・米沢・中大塩	82-0107
茅野市北部保健福祉サービスセンター	湖東・北山	77-3000

広告

老人介護 P111 E-2、P102 A-4

社会福祉法人 こまくさ福祉会 白駒の森
医療法人 こまくさ会 虹の森

■特別養護老人ホーム 白駒の森
茅野市ちの3000-1 TEL:82-7500

■介護老人保健施設（デイケア・短期入所） 虹の森
茅野市ちの3094-6 TEL:73-2000

訪問看護・居宅介護支援 P104 C-5

一般社団法人茅野市訪問看護センター

訪問看護ステーション りんどう

看護師がかりつけ医師の指示に基づいて、ご家庭を訪問して適切な看護サービスを提供します。ご利用者は24時間365日連絡が取れる体制を整えています。安心してご相談・ご連絡ください。

■茅野市厚原2-5-45
■TEL:0266-82-1234 ■FAX:0266-82-0188
■常勤時間／8:30～17:15 ■定休日／土曜、日曜、祝日、年末年始
■URL:https://www.rindou-nurse.or.jp
■介護・医療の各種保険をご利用できます。詳しくはご相談ください。個人のプライバシーはお守ります。



障害者・医療費助成

問④社会福祉課障害福祉係

☎72-2101 (内線315・316)

○各保健福祉サービスセンター

障害のある方は、次の手帳の交付を受けることで、いろいろな福祉制度のサービスを受けることができます。

●身体障害者手帳

肢体不自由・視覚・聴覚または平衡機能、音声・言語またはそしゃく機能、心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫の機能に永続する障害がある場合、その程度により1級から6級までの区分があり手帳が交付されます。

●療育手帳

知的障害がある方には障害の程度によりA1（最重度）・A2（中度で3級以上の身体障害を合併）・B1（中度）・B2（軽度）の区分があり手帳が交付されます。

●精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために長期にわたり、日常生活または社会生活の制約がある方に、その障害の程度により1級から3級までの区分があり手帳が交付されます。

■補装具費の支給・修理

身体障害者手帳をお持ちの方は、身体上の障害を補うために障害の内容や程度により補装具の支給や修理が受けられます。労災保険等から交付される場合は、別の窓口です。また、介護保険該当の方は、介護保険制度で貸与等される品目については、介護保険制度が優先されます。

この補装具費の支給を受けようとする場合は、あらかじめ申請が必要です。費用の自己負担額は1割となります。ただし、所得に応じた一定の自己負担上限額があります（本人または世帯員の方が市民税所得割の納税額が46万円以上の場合は支給対象外となります）。

〈一部例〉

肢体不自由：義手・義足・車いす・装具・歩行器・歩行補助杖（1本杖を除く）

視覚障害者：視覚障害者安全つえ・義眼・眼鏡

聴覚障害者：補聴器

肢体不自由・言語障害者：重度障害者用意思伝達装置※更生相談所等で判定を受けることが必要な場合があります。

■自立支援医療

●更生医療（18歳以上）と育成医療（18歳未満）

身体障害者手帳をお持ちの方で手術等によって障害が軽減され、機能が回復するような場合、更生医療または育成医療の給付が受けられます。

なお、育成医療は身体障害者手帳がなくても受けられます。医療費の自己負担額は1割になります。また、所得に応じた一定の自己負担上限額があります。

対象となる医療の主な例

ペースメーカー埋め込み術・バイパス術・人工透析・人工耳埋め込み術・角膜移植術・人工関節置き換え術・免疫抑制療法等

●精神通院医療

精神障害の治療のため、医療機関で外来治療を受けている方は、通院医療に要した医療費の自己負担額は1割になります。また、所得に応じた一定の自己負担上限額があります。

地域生活支援事業

問④社会福祉課障害福祉係 ☎72-2101 (内線315・316)

○各保健福祉サービスセンター

事業	事業内容
日常生活用具の給付	在宅で生活されている身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方に、日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付や、手すりの設置等小規模な住宅改修を行っています。介護保険該当の方は、介護保険で給付される品目について、介護保険制度が優先されます。この日常生活用具の給付等を受けようとする場合は、あらかじめ申請が必要です。
手話通訳者・要約筆記者の派遣	聴覚障害者、音声・言語障害者等が医療機関や学校、保育園等へ社会生活上で必要とする場合に、手話通訳者・要約筆記者を派遣します（調整のため事前申込が必要です）。

広告

寝具店 P109 C-5

睡眠の悩み、解決します

向山寝具店



枕を1人々タッピタリに合わせます。
羽毛布団販売です。

■茅野市本町東12-15
■TEL:0266-72-2005
■FAX:0266-72-5801
■営業時間／10:00～18:00 ■定休日／日曜日
■URL:https://makuranopro.jp/

事業	事業内容
地域活動支援センター	障害者および障害児（15歳以上）の皆さんに創作的活動や生産活動の機会の提供、社会交流の機会の提供、 身体に関する相談等を行います。 ひまわりの里 宮川4297 ☎82-0035
自動車運転免許取得費の助成	身体障害者手帳（1級から4級）をお持ちの方が、自動車教習所等において普通運転免許を取得したときに要した費用の一部（免許取得に要した費用の3分の2以内で10万円を限度）が助成されます。助成を受けようとする場合、運転免許取得後一月以内に申請してください（※所得制限があります）。
身体障害者用自動車改造費の助成	肢体不自由を有する障害者（上肢・下肢または体幹機能障害1・2級）が、就労等のため自らが所有し運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する場合、その費用の一部（10万円を限度）が助成されます。なお、本人の所得が基準額以内であることが必要です。助成を受けようとする場合、改造前にあらかじめ申請が必要です（※所得制限があります）。
日中一時支援事業	在宅の心身障害児者の保護者が一時的に家庭において介護できないときに、民間団体または近隣等の知人に委託し、介護をします（事前登録が必要）。
タクシー利用料金助成事業	在宅の身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児が通常の交通機関を利用することが困難なためタクシーを利用する際に、その利用料金の一部を助成します。 対象者： 身体障害者手帳1・2級 精神障害者保健福祉手帳1級 重度の知的障害者（療養手帳A1） ※ただし、自動車税の减免を受けている方や福祉施設入所者は対象になりません。 助成額： 900円券12枚／年・100円券120枚／年
移動支援事業	屋外での移動が困難な方が、日常生活において必要となる外出等の際の移動を支援します。
声の広報の発行	視覚障害のある方に毎月1回、市広報紙をCDに録音してお届けします。利用される方はお申し込みください。
車いす用自動車の貸与	交通機関を利用することが困難な障害者が、外出する際に、車いすのまま乗れる自動車を無料で貸与します（事前登録が必要）。 窓口： 社会福祉課障害福祉係
成年後見支援事業	成年後見制度は、判断能力が不十分な方（認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者など）が、財産の取引などの手続きや契約を行うときに、一方的に不利な契約を結ぶことのないよう法律面や生活面で本人を援助する方を選任し、本人の権利や財産を守ることを目的とした制度です。本人の意思を尊重し、本人の希望に沿った支援が受けられます。身寄りがない、または親族等による申立が事情によりできないなどで、成年後見制度の利用ができない方について、市長が本人に代わり申立を行うとともに、経済的な理由から費用負担ができない方にはその費用を助成します。
訪問入浴サービス	家庭において入浴することが困難な寝たきりの身体障害者等に対し、事業所がお宅を訪問し、浴槽を提供して入浴サービスを行います。身体障害者手帳1・2級所持者または難病等患者の方で医師が入浴可能と判断し、この事業を利用しなければ在宅での入浴が困難な方が利用できます。
住宅整備費の助成	身体障害者（手帳1～3級所持者で65歳未満の者）が日常生活の一部を自力で行えるよう、既存の住宅を改良する場合の経費を助成します（※所得制限があります）。上限70万円（1割負担）、介護保険料併用の場合上限50万円。
配食サービス	調理が困難な独居の障害者等に、栄養のバランスがとれた食事を提供するとともに、その安否確認を行う事業です。

年金・手当

障害基礎年金

問^ワ 保険課国保年金係 ☎72-2101（内線324）

原則として、国民年金の被保険者や被保険者であった方が、病気やけがによって、初めて診療を受けてから1年6か月を経過後に、国民年金法に定める障害の状態になったとき支給されます。初診日前の加入期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あることが必要です。または、初診日が令和8年3月31日以前であるときは、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料を滞納していないことが必要です。20歳以前のけがや病気による障害のある方に対しては、20歳から支給されます。

特別障害給付金

問^ワ 保険課国保年金係 ☎72-2101（内線324）

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害のある方に支給されます。

●支給対象

◇平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

◇昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者

当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます（障害基礎年金などを受給することができる方は対象外です）。

心身障害者扶養共済

問^ワ 社会福祉課障害福祉係

☎72-2101（内線315・316）

障害のある方（児童）を扶養している保護者が自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方（児童）に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。

障害児福祉手当・特別障害者手当

問^ワ 社会福祉課障害福祉係

☎72-2101（内線315・316）

一定の条件に当てはまる方に対して支給される手当です。条件や制限などがありますので、担当課までお問い合わせください。

●障害児福祉手当

重度の障害のため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の方に支給されます。また、特別児童扶養手当と併給ができます。

●特別障害者手当

重度の重複障害のため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

介護福祉金

問^ワ 社会福祉課障害福祉係

☎72-2101（内線315・316）

対象者	市内に住所を有する3歳以上の方で、常時複雑な介護を必要とする在宅の重度心身障害児を6か月以上介護されている方に支給されます。
-----	--

支給額	年額50,000円（支給月12月）
-----	-------------------

各種検診（健診）事業

問^ワ 茅野市健康管理センター ☎82-0105

申込方法などは、各種検診のご案内、広報紙、市ホームページをご覧ください（申込まれた方には、詳細について後日通知します）。検診（健診）の種類によって、対象年齢等が異なります。詳細は、各種検診のご案内等をご覧ください。

●検診の種類

がん検診：乳がん検診、子宮頸がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診

その他の検診：胸部レントゲン検診、緑内障検診、歯周疾患検診、20歳の歯科健診、妊婦歯科健診、BC型肝炎検査

健康診査：特定健診、40歳未満健診、75歳以上健診

食育の推進

問^ワ 茅野市健康管理センター ☎82-0105

人とのふれあい、自然のかかわりをもって、生涯を通して市民の皆さん誰もが「元気もりもり」で過ごせるよう「元気もりもり食育プラン」があります。**らのこ**の3つの目標で、「ち」「の」「し」で育てる元気で豊かな人づくり・地域づくりを基本理念に、家庭を中心いていきます。

⑤ 地域の食文化を大切に守り、伝えます

茅野市には、自然豊かな土地でどれた豊富な食材があります。四季おりおりの料理や家庭で食べ継がれてきた味を大切に、茅野市の食材や旬の味などを、次世代に伝えます。

⑥ 望ましい食生活で、健康長寿を目指します

生活習慣病予防のため、よくかむことや、適塩、野菜たっぷり、和食の取り入れをすすめ、ひとりひとりが自分の健康状態にあった食生活を実践することで、健康寿命の延伸を目指します。

⑦ 食でコミュニケーションアップを図ります

家庭や友達等と作る楽しさ、食べる楽しさを感じるとともに、食への感謝の気持ちをもち、コミュニケーションアップを図ります。



「元気もりもり食育プラン」推進キャラクター
3人の栄養マン

社会福祉活動の推進

問^ワ茅野市社会福祉協議会 ☎73-4431

茅野市社会福祉協議会では、市民のみなさん一人ひとりが主体となって、地域の中の“困ったなあ”“どうしよう”という声にみんなで考え、話し合い、保健、医療、福祉などの関係者が茅野市の協力を得ながら、誰もが支え合いながら安心して暮らすことのできる「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を目指して、福祉活動を推進しています。

事業	事業内容
シャララ・ほっとサービス事業	安心して暮らせるために、公的な福祉サービスやボランティア活動などで対応できない困りごとに対して、協力会員の市民が手助けの活動を実施する事業です。
ひとり暮らし安心コール事業	ひとり暮らしの高齢者に定期的に電話によるコミュニケーションをとることにより、利用者の安否確認、健康状態及び生活状況の確認をするとともに、孤独感の解消を図り、在宅生活の向上を目的とする事業です。
結婚相談、司法書士の法律相談事業	結婚相談、司法書士の法律相談をお受けします。人生にはいろいろな悩みがあります。日々の生活での小さなお心配から、誰にも相談できない深刻な悩みまで、様々です。お気軽にご相談ください。
一般介護予防事業（塙ぼの湯デイサービスセンター）	高齢者が要介護状態になることを予防する目的として、運動、レクリエーション等の介護予防メニュー等を実施しています。
外出支援事業	一般的な交通機関を利用して外出することが困難な市民の生活圏の拡大と社会参加を支援する事業です。
配食サービス事業	高齢者や障害のある方などに栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、配達員による見守り活動を実施しています。
茅野市・原村成年後見支援センター事業	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分になった方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の円滑な利用を支援します。
地域の福祉活動支援	各保健福祉サービスセンターに、コミュニティニーシャルワーカー（CSW）を配置しています。CSWは、個別訪問等を通じて個人の困りごとを把握し、地域で福祉活動する関係団体や機関等様々な社会資源とつなげ、地域の共通する課題について地域住民とともに考え、誰もが安心して暮らせる地域づくり・仕組みづくりに向けた支援をします。
ボランティア活動の支援	「これからボランティア活動をしてみようかな」と思うことや、「自分にできることを活かした活動をしたい」と思うことはありませんか？社協のボランティアまちづくりセンターでは、そんな思いに寄り添い、みなさんの活動・思いを支援します。

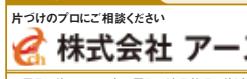


茅野市社会福祉協議会

広告

高齢者福祉施設 P111 F-4
いつもこころをまんなかに

■ 袋場所
■ 会員登録
■ リンク
■ URL
■ Instagram: https://www.instagram.com/iriss.magocorakai

ごみの片づけ P100 A-3
片づけのプロにご相談ください

■ 不用品の片づけ・回収、買取、遺品整理、終活等、片づけに関するごとならお気軽にご相談ください！
■ 片づけのプロにご相談ください！
■ あり(20台)

ごみ・環境・上下水道

ごみ

問^ワ美サイクルセンター ☎72-2905

ごみの分け方・出し方

1 資源物

次の9種類19品目に該当するものを、指定の日時に区・自治会のリサイクルステーションに持ち込みます。

- ①紙類（新聞紙、その他の紙・雑誌、ダンボール、紙パック（白）、紙パック（銀））
- ②缶類（アルミ缶、スチール缶、スプレー缶）
- ③びん類（無色、茶色、その他色）
- ④プラスチック類（白色トレイ、容器包装プラスチック、その他プラスチック）
- ⑤ペットボトル
- ⑥布類
- ⑦乾電池
- ⑧食用廃油
- ⑨蛍光管
- 区・自治会以外のリサイクルステーションに持ち込むこともできます。

2 もえるごみ

- 「可燃ごみ専用袋」に入れ、区・氏名を記入して、ごみステーションに出します。
- 可燃ごみの中に不適当物の混入がないよう分別の徹底をお願いします。特に資源物・不燃物が混入しないように注意してください。
- ステーションに出されている厨芥類（厨房などで出る生ごみなど）は、水分をよく切ってから出しましょう。
- 諏訪南清掃センターに持ち込むこともできます。
月～土曜日／午前9時～午後4時30分

3 不燃物

- 「不燃ごみ専用袋」に入れ、区・氏名を記入して、リサイクルステーションに出します。
- 不燃ごみの中に不適当物の混入がないよう分別の徹底をお願いします。特に資源物が混入しないように注意してください。

4 粗大ごみ（もえるもの）

- 諏訪南清掃センターに直接持ち込んでください。
- 許可業者（一般廃棄物収集運搬処分業）に依頼することもできます（有料）。

広告

建物解体工事
有限会社 解体屋
家屋の解体など、解体工事のことならお気軽にご相談ください。
■ 長野市神明町四丁目18-16
■ TEL: 0266-24-8305
■ FAX: 0266-78-7610
■ 一般廃棄物収集運搬許可／許可番号: 2002151473号

粗大ごみ（もえないもの）

- 諏訪南リサイクルセンターに直接持ち込んでください。
有料：200円／10kg
月～土曜日／午前9時～午後4時30分
- 家電品等の買い替え時は販売店に引き取ってもらってきてください。
- 木部等焼却できるものは、できるだけ取り外してください。

市で処理できないごみ

- 買った店に相談するか処理業者に依頼して処理してください。

家電リサイクル法対象品目
テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ・有機EL）、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機

危険物・有害物
薬品・農薬および容器、消火器、ガソリン、灯油、塗料、ガスボンベ（LPG）、オイル等

大型機械類
農機具、自動販売機、太陽熱温水器、バイク、自動車等

農業用ビニール類
マルチ、ハウスのビニール、肥料袋、あぜ芝等

その他
タイヤ、ブロック、建築廃材、畳、住宅設備機器等、その他市が不適当としたもの

家電リサイクル法

特定家庭用機器再商品化法（「家電リサイクル法」）により、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ・有機EL）、冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機の品目は消費者が費用負担をし、購入した小売店か、長野県電気商業組合茅野支部加盟店が引き取ることになります。

リサイクル方法

①自宅まで取りに来てもらう

購入したお店または新しく買い替えるお店に運搬を依頼し「家電リサイクル券」の料金と収集運搬料をお支払いください。または、最寄りの郵便局で購入した「家電リサイクル券」を家電品に貼り、一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬料金を支払い、指定引取場所まで運搬してもらってください。

し尿汲み取り P124 B-5
有限会社 武居商事
し尿汲み取り
お気軽にお問い合わせください。
■ 長野市宮川18374番地
■ TEL: 0266-54-3756
■ 〒399-0101 長野県茅野市宮川18374番地
■ 一般廃棄物収集運搬許可／許可番号: 2002151473号

②販売店に持ち込む

購入したお店または新しく買いたいお店に持ち込んで「家電リサイクル券」の料金と収集運搬料金をお支払いください。

③メーカー指定の引き取り場所へ直接持ち込む

家電販売店または最寄りの郵便局で購入した「家電リサイクル券」を家電品に貼り、メーカー指定の引き取り場所へ持ち込んでください。

指定引取場所：林金属工業㈱

岡谷市神明町3-19-2 ☎22-4888

◆リサイクル料金等については

家電リサイクル券センター：

フリーダイヤル0120-319640

ホームページ：<http://www.rkc.aeha.or.jp>

●家電リサイクルに必要な料金

家電リサイクル券の料金+収集運搬料金

(メーカー指定の引取場所までの運搬料金)

■小型家電リサイクル法

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（「小型家電リサイクル法」）により、使用済の小型家電機器等（電気、電池で動作する機器）を回収します。これにより小型機器等に含まれるアルミ、貴金属、レアメタルなどをリサイクルします。

●回収の方法

①地区コミュニティセンター・市役所の回収ボックスによるもの
携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラ、ノートパソコン等の40cm×20cmの投入口に入る小型家電です。

②回収ボックスに入らない小型家電は、不燃指定袋にいれ、リサイクルステーションに出します。

●対象品目の例

通信機器類：携帯電話、スマートフォン、電話機
パソコン類：パソコン、周辺機器、メモリ
音楽映像機器：デジタルカメラ、オーディオ、ラジオ
生活機器類：ヘアドライヤー、電気カミソリ
車載電子機器類：カーナビ、カーステレオ
その他：リモコン、ACアダプター、電池時計

●回収できない品目

家電リサイクル法で指定している家電製品
事業所から排出された小型家電
電気毛布・電気カーペットは不燃粗大ごみです。

広告

お掃除、ゴミの片付け P125 D-3

快適で清潔な環境づくりをお手伝いします

株式会社 ココロス



株式会社ココロスはキッチンやトイレ等の室内清掃を始め、粗大ごみ、不用品の回収処分、清掃用品販売等を進め、快適で清潔な環境をご提供いたします。

お掃除、ゴミの片付けでお困りの際はご連絡ください。

茅野市川9801-1
TEL:0266-79-5005 ■FAX:0266-79-6137
URL:<http://kokoros.jindofree.com/>

■産業廃棄物収集運搬業 許可番号:第2002052200号

■一般廃棄物収集運搬業 茅野市・諏訪市・原村・富士見・岡谷市

●注意事項

電池・バッテリーは外し、別に分別します。
パソコン等の個人情報は消去してください。

■生ごみ処理機器設置補助金制度

生ごみ処理機器設置補助金制度を活用し、堆肥化による減量をお願いします。

生ごみ処理機器を購入した場合に補助金が受けられます。補助対象は市内に住民票があり、その住所に生活の本拠をおく一般家庭に限られます。

補助金の100円未満は切り捨てになります。

補助金の申請には、領収書（レシートは除く）、電動式の場合はメーカーおよび機種名が確認できる書類、通帳（振込先口座がわかるもの）が必要になります。

●電動式生ごみ処理機補助金

1基分購入価格の2分の1以内、限度額30,000円補助

●コンポスト容器補助金

1基分購入価格の3分の2以内、限度額5,000円補助

*1家庭当たり、電動式は1基、コンポスト容器は2基まで補助金が受けられます。

■資源回収報償金（リサイクル）制度

各地区・PTA・環境自治会等の団体が、資源物を集めますと報償金が受けられます。対象は、市域の団体に限られます。

●報償金対象品目および報償金額

報償金対象品目	報償金額 (1kg当たり)
古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、広告類、その他）	3円
缶類（スチール缶、アルミ缶）	3円
ガラス類（透明びん類、色付びん類）	2円
衣類（古着類）	2円

●補助金の申請方法

- ①団体で資源回収
- ②回収業者に引渡し証明書をもらう
- ③美サイクルセンターまたは市役所環境課に申請
- ④報償金の支払い

■茅野市既存住宅エネルギー自立化補助金

問^⑤ゼロカーボン推進室（内線271、272）

茅野市では屋根載せ太陽光発電設備・蓄電池等に、補助を行っています。詳しくはゼロカーボン推進室までお問い合わせください。

■区・自治会以外のリサイクルステーション

開設場所	開設日	開設時間
Aコープサンライフ店駐車場（玉川・神之原）	第2・第4土曜日	午後1時～3時
Aコープピアみどり店駐車場（豊平・南大塙）		
西友茅野横内店駐車場（横内）		
西部保健福祉サービスセンター（宮川・中河原）		
諏訪南リサイクルセンター（米沢）	月曜日～土曜日（12月31日～1月3日を除く）	午前9時～午後4時30分
茅野環境館駐車場（塚原）	毎週日曜日（12月29日～1月3日を除く）	午前10時～午後3時

■上水道

問^⑥上下水道課営業係 ☎75-5500（直通）

問^⑦上下水道課給水維持係

☎72-2101（内線665・666）

■水道の使用開始

新たに水道を使用されるときは、前もって届け出がないと水道が使用できません。また、入居のときに、既に水が出ていても、新しく使用される方の届け出が必要です。使用者の名義が、従前の入居者や家主など、他人の名義のままになっている場合もあります。開栓手数料600円+消費税が必要となります。

■休止（中止）の届け出

水道の使用を休止（中止）するときは、必ず届け出ください。届け出がないときには、その後も引き続き水道料金を請求させていただくことになります。

■早めに届け出を

水道の使用開始・休止（中止）は、遅くとも引っ越しの2・3日前までに、上下水道課窓口、電話または電子申請にて届け出ください。なお、土・日・曜日・祝日および年末年始は、水道開始・休止（中止）の窓口・電話受け付けや作業は行っていません。窓口・電話での届け出は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までお願いします。また、電子申請は市ホームページにて24時間入力ができますので、ぜひご利用ください。なお、届出の際は、次のことを確認させていただきます。

①お客様番号	②使用者氏名
③住所（給水装置の場所）	④電話番号
⑤料金の精算方法（休止・中止の時）	
⑥転居先の住所（休止・中止の時）	

■建物の相続や売買があったとき

建物の所有者が相続または売買等により変更になったときは給水装置の所有者あるいは使用者の変更の届け出が必要です。変更の届け出がないと旧使用者のまま料金が請求されます。届け出の詳細については、上下水道課営業係にお問い合わせください。

■水漏れ

全ての蛇口を全閉にしても、メーター本体の「パイロット」が動いていれば、漏水の可能性があります。漏水の疑いがありましたら、茅野市指定給水装置工事事業者へ直接ご連絡してください。また、漏水により上下水道料金が増加した場合は、茅野市指定給水装置工事事業者で漏水修理を行っていただくと、漏水の状況により料金軽減（减免）措置の対象となる場合があります。

漏水箇所	連絡先
宅地内	茅野市指定給水装置工事事業者
給水器具	茅野市指定給水装置工事事業者
公道内	上下水道課給水維持係

**広告**

お掃除、ゴミの片付け P125 D-3

快適で清潔な環境づくりをお手伝いします

株式会社 ココロス



株式会社ココロスはキッチンやトイレ等の室内清掃を始め、粗大ごみ、不用品の回収処分、清掃用品販売等を進め、快適で清潔な環境をご提供いたします。

お掃除、ゴミの片付けでお困りの際はご連絡ください。

茅野市川9801-1
TEL:0266-79-5005 ■FAX:0266-79-6137
URL:<http://kokoros.jindofree.com/>

■産業廃棄物収集運搬業 許可番号:第2002052200号

■一般廃棄物収集運搬業 茅野市・諏訪市・原村・富士見・岡谷市

Pあり

広告

上下水道工事、浄化槽清掃維持管理 P112 B-5

株式会社イトウ設備 / 有限会社茅野市清掃協会

水まわりの事なら何でもお気軽にご相談ください。

■茅野市宮川15433-3
イトウ設備 ■TEL:0266-72-3550 ■FAX:0266-72-7722
茅野市清掃協会 ■TEL:0266-72-7722 ■FAX:0266-72-7722
■建設業許可：長野県業界許可（般-04）第7550号

●給水装置は個人の所有物

給水装置とは、配水管の分岐（取り出し）から給水器具までをいいます。この、給水装置は個人の費用で設置されたもので、漏水、故障などの修理、取替の費用は、個人の負担となります。ただし、公道部分からの漏水については、大型車両の通行を原因とするなど個人の管理範囲を越えている場合は、上下水道課の費用負担で修理などの維持管理を行っています。

●見やすい検針にご協力を！

- ◇メーター・ボックスの上に物を置かないでください。
- ◇犬は検針用メーター器およびメーター・ボックスから離れた場所につないでください。
- ◇家の増改築などで、メーターが床下や屋内になる場合は、検針のできる場所に移設工事をしてください。

■お支払いには便利な口座振替を

水道料金は、市役所や納入通知書裏面に記載の各金融機関のほか、茅野駅前ベルビア出張所でもお支払いできます。また、お支払いには便利な口座振替をお勧めします。口座振替のお申し込みには、届出印等をご用意いただき、上下水道課または取扱金融機関でお手続きください（郵送での申し込みも可能です）。

■コンビニエンスストア納付、スマートフォン等の電子決済での納付

納付書でコンビニエンスストアでの現金納付、またはスマートフォン等の電子決済ができます。ただし、1つの納付書につき取扱金額の上限が30万円となります。また、取扱期限は納期限と同日となりますのでご注意ください。

下水道

問^電 水道課下水道管理係
☎72-2101（内線654・657）

■下水道は正しく使いましょう

下水道は、自然・生活環境を向上させる便利な施設ですが、正しく使用しないと、故障の原因となり周辺に多大な迷惑がかかるほか、重大な事故につながったり、設備の寿命を縮めたりすることになります。

広告

水道工事、リフォーム P107 D-5
「お住まいのパートナー」としてお役に立ちます。
有限会社 大信設備
キッチン・バス・トイレなどの設計・施工・トラブル解決・リフォーム・冷暖房設備など
困ったときにフローの良さと迅速性で対応致します。
茅野市ちの上原888-3
TEL:0266-72-3527
営業時間：8:00～17:30 ■定休日：第2・第4土曜、日曜、祝日
URL:<https://taisinbiz.jp/>
E-mail:taisinsetub@tiara.ocn.ne.jp

●水洗トイレにはトイレットペーパー以外のものは流さないでください

ティッシュ・ペーパーなどの水に溶けない紙や紙おむつ、タバコやガムなどを流すとつまりの原因になります。また、トイレで流れる水の量は、汚物を流すのに適量となっていますので、ご自分で調整しないでください。流れる水の量が少ないと、汚物が十分に流れず、詰まりや悪臭発生の原因となることがあります。

●台所では野菜くずや残飯、天ぷら油やサラダ油の廢油を流さないでください

野菜くずやご飯の残りを流すと詰まりの原因となります。また、天ぷら油やサラダ油を流すと下水管内で石鹼と化合して固まり、詰まりの原因となるほか、処理場の機能を低下させます。

●危険物質を流さないでください

ガソリンやシンナー、石油、アルコール類など揮発性の高い危険物を流すと悪臭の発生や、大爆発を起こす原因となります。

●浴室・洗面所で髪の毛を流さないために、網目皿を付けましょう

髪の毛は分解されず周りの纖維などと絡まり毛玉状になり、パイプの詰まり、機能の停止の原因となります。

■家屋等解体の際は、

排水設備指定工事店にご相談を

下水道に接続をしている家屋等を解体する際には適切な処置を行わないと、土砂などが下水道管に流れ込み、重大な事故に繋がる可能性があります。下水道の接続のある家屋等の解体の際には、一覧に記載されている下水道の指定工事店を通じて必要な手続きを行ってください。

■融資あつ旋制度について

現在使用されている汲み取りトイレ等を水洗トイレに改造する場合、その費用を一度に負担することが困難な方の為に、融資あつ旋制度を設けています。市へあつ旋の申請をしていただき、市内の金融機関から借り入れをすることができます。お気軽にご相談いただき、ご利用ください。

給排水・衛生・空調設備 P126 B-4
スーパーイコホット：EEPSシステム
有限会社 アイスイ設備
快適な暮らしは良い設備から
[エコ] [赤水ゼロ] [漏水ゼロ]に取組んでいます。
茅野市泉野7527-1
TEL:0266-79-3907
FAX:0266-79-5388
営業時間：8:00～17:00 ■定休日：土曜、日曜、祝日
URL:<https://www.aisuisetsubu.com/>
E-mail:aisui@cocoon.ocn.ne.jp

■下水道に雨水を流していませんか

諏訪地域の下水道は、汚水だけを受け入れて処理しています。

大雨の時は、大量の雨水が下水道に流れ込み、マンホールから汚水があふれたり、処理場近くの家でトイレが使えなくなったりしています。

■指定工事店一覧表（水道指定給水装置工事事業者と下水道指定工事店を併記）

令和7年10月1日現在

●玉川

業者名	所在地	電話番号	上水	下水
五味設備工業	茅野市玉川（緑）	82-1957	○	○
（㈲）イトカン	茅野市玉川（小泉）	72-8548	○	○
（㈲）西藤設備	茅野市玉川（神之原）	73-5465	○	○
羽柴設備	茅野市玉川（神之原）	72-0493	○	○
（㈲）茅野設備	茅野市玉川（小堂見）	79-5858	○	○
（㈲）キタワ	茅野市玉川（子之神）	82-0008	○	○
（㈲）マーモリヤ	茅野市玉川（山田）	70-1051	○	○
（㈲）クサカベ設備興業	茅野市玉川（山田）	79-2511	○	○

●泉野

業者名	所在地	電話番号	上水	下水
泉建設㈱	茅野市泉野（下桜木）	79-3263	○	○
（㈲）アイスイ設備	茅野市泉野（中道）	79-3907	○	○

●金沢

業者名	所在地	電話番号	上水	下水
（㈲）有賀水道	茅野市金沢（金沢上）	72-4017	○	○
（㈲）タキザワ住設	茅野市金沢（金沢下）	72-9038	○	○

●湖東

業者名	所在地	電話番号	上水	下水
（㈲）木村設備	茅野市湖東（山口）	77-2380	○	○

●中大塩

業者名	所在地	電話番号	上水	下水
（㈲）信濃住宅設備	茅野市中大塩	72-0319	○	○

●北山

業者名	所在地	電話番号	上水	下水
（㈲）篠原産業	茅野市北山（湯川）	77-2835	○	○

広告

上下水道設備、リフォーム P125 E-4
Kusakabe
有限公司 クサカベ設備興業
一信頼に応える設計・施工
・給排水、給湯、冷暖房設備工事
・設備機器販売、設置
■茅野市玉川8810
■TEL:0266-79-5388
■FAX:0266-79-5388
■E-mail:kusakabe@basil.ocn.ne.jp
■建設業許可：長野県知事（税）21667号
■茅野市：諏訪市、富士見町、諏訪市、下諏訪町、岡谷市 上下水道工事指定店
■営業品目：トイレ、ユニットバス・シャワー、キッチン・給湯器、エコキュート、その他水回り全般

上・下水道工事、リフォーム P129 C-4
株式会社 有賀水道
水まわりのこと
ご相談ください。
■茅野市全2186-2
■TEL:0266-72-4017
■URL:<https://aruga-suido.co.jp>
■茅野市、原村、富士見町、諏訪市、下諏訪町、岡谷市 上下水道工事店
■営業品目：トイレ、ユニットバス・シャワー、キッチン・給湯器、エコキュート、その他水回り全般

●市外

業者名	所在地	電話番号	上水	下水
あすか設備	諏訪市湯の脇一丁目	52-3207	○	○
ソーテクニカ㈱南信営業所	諏訪市沖田一丁目	090-6200-8123	○	○
タケイセツビ	諏訪市大字湖南	58-2553	○	○
WAAS (ワーズ) (株)	諏訪市大字湖南	78-4330	○	○
イツミ設備	諏訪市大字四質	58-9797	○	○
(有)マルワ住設	諏訪市大字豊田	58-3337	○	○
樹電管エンジニアリング	諏訪市大字豊田	53-1421	○	○
(角)内部設備	諏訪市大字中洲	53-1406	○	○
日設工業㈱	諏訪市大字中洲	58-2281	○	○
(角)晃	諏訪市大字中洲	52-3382	○	○
南川設備	諏訪市大字中洲	58-4093	○	○
藤森土木建設㈱	諏訪市上川二丁目	52-1766	○	○
(角)丸三上田商店	諏訪市諏訪二丁目	58-0171	○	○
(角)ヤマジ設備工業	諏訪市小和田南	52-1777	○	○
諏訪瓦斯㈱	諏訪市小和田南	52-2511	○	○
樹アクリテック杉村	諏訪市上川一丁目	75-0038	○	○
樹胡桃工房	諏訪市上諏訪	75-5283	○	○
樹総設工業	岡谷市長地片間町一丁目	28-8504	○	○
(角)エーシン	岡谷市長地権現町一丁目	28-0111	○	○
樹オスマ設備	岡谷市長地権現町一丁目	27-6622	○	○
杉村設備㈱	岡谷市長地柴宮三丁目	27-8632	○	○
松澤工業㈱岡谷支店	岡谷市長地小萩三丁目	27-7642	○	○
小松設備	岡谷市長地御所一丁目	28-5695	○	○
樹シンニチ設備	岡谷市郷田二丁目	22-1365	○	○
十和設備㈱	岡谷市神明町四丁目	24-0182	○	○
鶴澤設備	岡谷市神明町四丁目	22-7743	○	○
樹アイテック	岡谷市神明町三丁目	23-8500	○	○
樹イワナミ	岡谷市天竜町一丁目	22-2222	○	○
信和設備㈱	岡谷市天竜町三丁目	22-3302	○	○
(角)丸竹下島商店	岡谷市本町四丁目	22-2406	○	○
(角)三善工業	岡谷市東銀座一丁目	23-3446	○	○
ハウスリペア	岡谷市銀座二丁目	22-5120	○	○
湖畔設備	岡谷市湊四丁目	23-7881	○	○
樹上條電設工業	岡谷市山下町二丁目	23-5330	○	○
(角)ミヤサカ管工	岡谷市加茂町四丁目	22-9615	○	○
樹親水工業	下諏訪町社	27-8399	○	○
(角)信濃管設工業	下諏訪町東赤砂	28-1352	○	○
北原空調設備	下諏訪町西赤砂	28-5312	○	○

広告

製造・販売

P110 A-1

日本工業規格 JISマーク適合工場

株式会社 諏訪共同生コン

当社では、各種コンクリートを製造・販売、配達を行っております。
地域企業協議会の構員を抱える企業として、従業員一同、地域貢献と品質向上を目指しております。ご用命の際は、是非お電話ください。

■茅野市宮川1110
■TEL:0266-72-7128 ■FAX:0266-72-5950
■営業時間／7:45～16:45 ※製造時間は応相談 ※基本15:30まで
■定休日／土曜、日曜、祝日



衛生

問^④環境課公害衛生係 ☎72-2101 (内線264・265)

■犬・猫は正しく飼いましょう

●犬を飼うときは…

生後91日以上の犬は、生涯1回の登録をし、毎年1回狂犬病の予防注射を受け、首輪には鑑札、注射済票をつけておかなければなりません。飼い犬の新規登録には1頭3,000円、注射済票の交付には、1頭550円の手数料がかかります。犬が死亡した、飼い主が替わった、住所を移転した等、犬の登録事項に変更があったときは、必ず市役所へご連絡ください。なお犬が行方不明になった場合は、至急、諏訪保健福祉事務所（☎57-2929）または市役所へご連絡ください。散歩や犬を連れて出かける場合は、自分の敷地内で排便をさせてから出かけるようにしましょう。外出の際は新聞紙やビニール袋などを常に持参し、フンは必ず持ち帰りましょう。放し飼いは禁止されていますので、散歩の時も必ずリードを付け、放さないでください。迷惑をかけないためのマナーの修得、最低限のしつけをしましょう。

●猫を飼うときは…

猫を室外で飼育していると、他の人の敷地でフンをしたり、いたずらによりご近所に迷惑をかけるおそれがあります。また、けんかによるのが、伝染病の感染、交通事故等の防止の点からも猫は室内で飼いましょう。猫にも首輪をつけ、迷子札を付けましょう。飼い主のいない猫にエサをあげているだけでは、食べ残しやフン、または猫が集まることで迷惑と感じる人もいて、多くが近所トラブルの原因になってしまいます。エサをあげる場合は、自分が飼い主になるんだという自覚を持ち、エサの食べ残しやフンの始末、トイレの設置などを行い、終生を見届けるつもりで責任を持って飼いましょう。

●犬・猫・その他の動物共通

動物を飼い始めたら、その命に愛情と責任を持って、終生飼育しましょう。繁殖を希望しない場合は、避妊・去勢手術を受けるようにしましょう。飼い主はマナーとモラルの向上に努め、動物には最低限のしつけをし、かわいがっている動物が、ご近所や社会の迷惑にならないよう、ルールを守って飼いましょう。

◇動物に関する相談は

諏訪保健福祉事務所 食品・生活衛生課：☎57-2929

■毛虫・ハチ等の害虫駆除について

毎年、アメリカシロヒトリやハチが発生する時期に市民の皆さんから連絡をいただきますが、市では市有地以外での駆除は行っていません。防除、駆除は土地・家屋等の所有者や管理者の責任です。個人で駆除していただか、個人でできない場合は直接専門業者にご依頼ください。

●アメリカシロヒトリの駆除

アメリカシロヒトリの幼虫（毛虫）は、気候により変動しますが、年2回（7～8月と9～10月）発生し、サクラやクルミなど多種の落葉広葉樹を食害します。また、周囲の樹木にも移動し、被害が拡大します。

○効果的な駆除方法は…

卵からかえったばかりの幼虫は、白い網状の巣を作り群生しているので容易に発見できます。できればその時期に高校切りバサミなどで巣網ごと枝葉を切り取り、幼虫を駆除するか、ごみ袋に入れて燃えるごみとして出してください。

○幼虫が分散してしまったら…

巣網から分散してしまうと1匹1匹駆除するのは大変なので薬剤散布で駆除するしかありません。最寄りの販売店にご相談ください。散布にあたっては、使用説明書等をよく読み、隣接する住民や土地の所有者等への事前周知を行ったうえで、薬剤の飛散防止に注意して実施してください（池などに薬剤がかかると魚が死んでしまいます）。散布する人も肌が露出しないよう十分に気をつけてください。人や動物、作物、洗濯物などに危害を及ぼさないよう気をつけてください。

○自分で駆除できない場合は…

自ら駆除できない場合は、消毒・造園・害虫駆除などの業者に直接ご相談ください。

※アメリカシロヒトリには毒がないので、人体への害はありませんが、空き家の庭から分散したアメリカシロヒトリが隣家に移りトラブルとなる苦情が寄せられています。お互い住みよい環境づくりのため、早期駆除を心がけましょう。発生時期には、自宅の庭や所有地を確認し、早期発見と駆除にご協力をお願いします。

●ハチの巣の駆除

防護服を着用するなど、ハチに刺されないよう十分な準備のもとで慎重に行ってください。自ら駆除できない場合は、消毒・造園・害虫駆除などの業者に直接ご相談ください。

■野外焼却（野焼き）の禁止について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一部の例外事項を除いて廃棄物（ごみ類）の野外焼却（野焼き）は禁止されています。地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶による焼却などは「野焼き」と同じです。周辺住民の方への迷惑、有害物質の発生の原因にもなりますので「野焼き」はやめましょう。

●例外事項

- ◇田畠でのワラの焼却、農業のためにやむを得ないものとして行われるもの
- ◇病害虫が付着した木の枝の焼却
- ◇河川管理者が行う伐採した草木の焼却
- ◇霜害防止のためのワラの焼却、災害の予防や復旧等のために必要なもの
- ◇どんど焼き、キャンプファイヤーなどの地域の行事での焼却
- ◇庭先での落ち葉たきなど日常生活を営むための軽微なもの
- ◇廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却

※例外事項の焼却についても、周囲に迷惑をかけないことが基本です。上記の場合でも焼却は必要最小限にとどめ、やむを得ず行う場合は、よく乾燥させ、少量ずつ、風向き・強さ、時間帯を考慮し、周辺の環境などに十分配慮して、近所の方に迷惑をかけないようにお願いします。田畠のワラ、雑草の焼却に対して、「煙たい」「洗濯物に臭いがついて困る」「窓が開けられない」「体調が悪くなった」などの苦情が非常に多く寄せられています。また、煙が道路に流れる、運転者の視界を遮り事故の原因になることもあります。

農業用ビニール類、タイヤなどの廃棄物の焼却は、禁止されています。家庭の庭から出た草木は焼却しないで、なるべく土に還しましょう。また「もえるごみ」としても処分できます。よく乾燥させて、指定袋（可燃ごみ）に入れて、ごみステーションへ出してください。



■合併処理浄化槽の設置について

台所、洗濯、お風呂など、私たちの家庭から排出される生活排水は、河川や海、身近な水路や側溝などを汚す大きな原因となっています。このため、茅野市では水環境の保全を推進するため、公共下水道区域外で住宅等を建築し、生活排水を排水する場合には、原則として合併処理浄化槽の設置が義務づけられています。

●合併処理浄化槽設置補助金

合併処理浄化槽設置者に対して、予算の範囲内で補助金を交付しています。交付対象となる地域、条件等ありますので、担当課までお問い合わせください。

●保守点検等

浄化槽は、微生物の働きを利用して污水を浄化する設備です。微生物が活動しやすい環境を保つために適切な維持管理が必要です。保守点検、清掃を行い、法定検査を受けましょう。

①保守点検

設備が適切に動き、いつもきれいな処理水を保つため、定期的に槽内の微生物の管理や装置の点検、調整をしましょう。作業は県知事の登録を受けた業者に依頼してください。

②清掃

毎年1回、浄化槽内にたまつた汚泥、異物などを抜き出し、浄化槽内の調整・洗浄をしましょう。汚泥がたまりすぎると、水質低下や悪臭の原因になります。作業は市の許可を受けた清掃業者に依頼してください。

③清掃業者

（有）茅野市清掃協会 ☎72-7722

④法定検査

浄化槽は車検と同じように法定検査を受けることが義務づけられています。新設後3か月から8か月の間に検査をし、その後は年一回の検査を受けなければなりません。法定検査の受検については、以下までお問い合わせください。

⑤法定検査についてのお問い合わせ

公益社団法人長野県浄化槽協会
検査センター諏訪分室 ☎53-6201

■し尿・浄化槽汚泥のくみ取りについて

●くみ取り業者

くみ取り便槽のし尿、浄化槽汚泥のくみ取りは、市の許可を受けた以下の業者に直接お申し込みください。くみ取りのお申し込みはお早めにお願いします。

◇し尿くみ取り業者

（有）伊沢衛生 ☎72-8514
（有）武居商事 ☎73-4375

◇浄化槽汚泥くみ取り業者

（有）茅野市清掃協会 ☎72-7722

●くみ取り料金

180リットル以下	2,530円
以後18リットル増すごとに	253円加算

出産・子育て・学校



■妊娠・出産

問 茅野市健康管理センター ☎82-0105

■母子健康手帳

母子健康手帳は、妊娠から就学前までの母さんと子どもの健診結果や予防接種などを記載するものです。妊娠が分かったら、早めに妊娠届出を行ってください。また「妊婦一般健康診査受診票」や「産婦健康診査受診票」、「歯科検診受診券」、「新生児聴覚検査受診票」「1か月児健康診査受診票」をお渡しします。

併せて、妊娠届出のときに妊婦のための支援給付金の申請手続きを行います。

交付場所	電話番号	持ち物
茅野市健康管理センター	82-0105	□妊娠届出書

※市外から転入された妊婦さんは、妊婦一般健康診査受診票等の再発行が必要です。

※里帰りや仕事の都合等により県外の医療機関等で受診された場合は、申請により後日市から受診費用の一部が助成されます。詳しくはお問い合わせください。

■妊婦のための支援給付

すべての妊婦さんに「支援給付」を行っています（流産・死産も対象）。

対象者：妊娠している方

支給額：妊婦給付認定後5万円

胎児の数の届出後 こどもの数×5万円

詳しくはお問い合わせください。

■乳幼児健診・相談

健診名	場所
4か月児健診 7か月児相談 10か月児健診 1歳6か月児健診 2歳児歯科健診 3歳児健診	茅野市健康管理センター

※日程、受付時間等は母子手帳アプリ「すくすくちのっこby母子手帳」で通知します。なお、日程は、市ホームページ、茅野市乳幼児健診日程表をご覧ください。

■各種講座・相談（要予約）

名称	内容
パパ・ママ講座	これから出産を迎えるご夫婦を対象に、安心して出産育児に臨むことができるよう、妊娠期の過ごし方、育児体験、食事や歯科についてのお話をしています。
マタニティヨガ・講座	妊婦さんを対象にした助産師による個別相談・マタニティヨガやマタニティ講座を行っています。
赤ちゃん相談	乳幼児を対象に身体計測・育児相談・栄養相談を行っています。
離乳食相談会（予約不要）	離乳初期～完了期のそれぞれの時期に合わせた離乳食の紹介や相談を行っています。

※詳しい内容や日程についてはお問い合わせください。

■予防接種

お母さんが赤ちゃんにプレゼントした病気に対する抵抗力（免疫）は、自然に失われていきます。そのため、赤ちゃん自身で免疫をつくって病気を予防する必要があります。その助けとなるのが予防接種です。予防接種に対する正しい理解の下で、お子さんの健康のために予防接種を受けましょう。

出生届を提出していただいた時に、定期予防接種・乳幼児健診手帳をお渡しします。その中に予診票が入っていますので記入して医療機関にお持ちください。

予防接種名	場所
ロタウイルス（ヒフ） 小児肺炎球菌 B型肝炎 五種混合 BCG 水痘 麻疹ん風しん混合 日本脳炎 二種混合 子宮頸がん	指定医療機関

※指定医療機関は、市ホームページなどでご確認ください。

広告

きもの販売・着付け教室 P107 E-5

きものことならなんでもお任せください

たちばな 茅野店



茅野市深原1-17-1 オギ・茅野SC2F

TEL:0266-75-5298 FAX:0266-71-2641

営業時間／10:00～20:00

定休日／不定休

子育て・給付金等

問 [こども課こども・家庭支援係](#)
☎72-2101（内線611・614）

児童手当

子どもと暮らし、子どもを養い、守り育てている方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援することを目的としています。

●支給対象

高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方。請求者は、原則として父母のうち所得の高い方です。

●支給額

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満	15,000円 (第3子以降は30,000円)
3歳以上高校生年代まで	10,000円 (第3子以降は30,000円)

*第3子の数え方（支給額の多子加算）：22歳の誕生日後の最初の3月31日までの兄弟（経済的に負担のある）を、年長者から第1子、第2子…と数えます。

●支給時期

毎年4月、6月、8月、10月、12月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給（口座振込）します。

●申請方法（認定請求）

出生日や転入した日等の翌日から15日以内にこども課でお手続きください（原則申請の翌月分から支給されます）。

*申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

●申請（認定請求）に必要なもの

①個人番号カードまたは個人番号の分かるもの（請求者及び配偶者）

*請求者が児童と別居している場合は児童の個人番号が必要です。

②本人確認書類（運転免許証やパスポート等写真付のもの）

③請求者名義の預金通帳など金融機関の口座番号がわかるもの

その他、必要に応じて前記以外の書類を提出していた場合があります。

●公務員の方

請求者が公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。勤務先で申請をしてください。

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

●手続等

はじめて申請される方は、こども課で説明を受けてください（書類が全て揃ってからの申請になり、認定されると翌月分から支給されます）。条件や制限などがありますので、担当課までお問い合わせください。

既に認定されている方は、毎年8月に「現況届」を提出して、支給要件の審査を受けます。「現況届」を提出しないと、11月以降の手当が受けられません。なお、2年間届出をしないと資格がなくなります。

●支給制限

申請者本人および扶養義務者の前年所得により、手当の額が異なります。

資格や住所等に変更があった場合は、必要に応じて書類を提出してください（届出書類が未提出等のため、手当が支給されてしまったときは、返還していただくことになります）。

特別児童扶養手当

満20歳未満の精神または身体に障害のある児童を監護、養育する父もしくは母（所得の多い方）、または父母にかわって児童を養育している方に支給されます。

●手続等

はじめて申請される方は、こども課で説明を受けてください。県知事の認定を受けることにより支給されます。

条件や制限などがありますので、担当課までお問い合わせください。

●支給制限

手当を受けている方やその配偶者および扶養義務者の前年の所得が一定以上ある場合、その年度は手当の支給が停止されます。

資格や住所等に変更があったときは、必要に応じて書類を提出してください（届出書類が未提出等のため、手当が支給されてしまったときは、返還していただくことになります）。

母子家庭等対策総合支援事業給付金

自立支援教育訓練
給付金事業

ひとり親家庭の母及び父の経済的自立の促進を図るために、自らの能力開発につながる講座を受講した場合、受講終了後に費用の一部として支給します。

*母子・父子自立支援プログラムの策定を受ける必要があります。

対象講座：雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座

申請手続：受講前に講座指定の申請が必要です。詳しくはこども課にご相談ください。

高等職業訓練促進
給付金等事業

ひとり親家庭の母及び父の就職に有利で生活の安定に資する専門的な資格取得を容易にするため、6ヶ月以上養成機関で修業する場合に、受講期間のうち一定期間について支給します。

対象資格：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等、その他市長が適当と認める資格

申請手続：事前に相談申請書の提出が必要です。詳しくは、こども課にご相談ください。

ファミリー・サポート・センター

問 [こども課こども・家庭支援係](#)

☎72-2101（内線611・614）

子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と行いたい方（援助会員）が会員となり、地域の中で子育ての助け合いを有償で行う会員組織です。

●会員について

◇依頼会員

市内または市近隣に居住し、おむね生後3か月から小学校6年生までのこどもを育児中の方で、育児の援助を受けたい方。

◇援助会員

市内または市近隣に居住する20歳以上の、心身ともに健康で事業に理解と熱意のある方で、センターが実施する養成講習（年1回）を修了した方。

●活動の内容

- ①保育園、学校等の開始時間前又は終了後、休日の際のこどもの預り
- ②保護者の病気、急用、冠婚葬祭等のこどもの預り
- ③保育園、学校等へのこどもの送迎

●預かり場所について

両会員の自宅や公共施設等、こどもの安全が確保できる場所。事前相談の上、決定します。

●謝礼等の支払い

依頼会員は援助会員に対し、謝礼及び交通費等の実費を活動の都度お支払ください。

援助活動日	援助活動時間	謝礼基準額 (こども1人につき)
平日 (月～金)	午前7時～午前8時30分	900円／1時間
	午前8時30分～午後5時	800円／1時間
	午後5時～午後8時	900円／1時間
土・日・祝日	午前7時～午後8時	900円／1時間

*交通費の算定：自家用車を利用した場合は、走行距離×20円（1kmあたり）。

●補償保険制度

万が一の事故等に備えて、地域子育て支援保障保険に加入しています（保険料は市負担）。

●会員登録について

こども課窓口で事前に会員登録が必要です。利用日に余裕を持ってお申込みください。事務局が事業の説明と依頼内容を伺います。後日、両会員（こども含む）と事務局で事前打ち合わせの上、利用が可能です。詳しくはこども課までお問い合わせください。

『地域の子育てサポーター!! 援助会員も絶賛募集中です。』

病児・病後児保育

問 [幼児教育課幼児教育係](#)

☎72-2101（内線622・623）

子どもが病気または病回復期にあり、保育ができるない期間で、生後6か月から小学校6年生までの子どもを一時的にお預かりし、保育を実施します。病児・病後児保育は、「おやすみ館」（諫訪中央病院東側）で実施しています。

①実施場所

「おやすみ館」（諫訪中央病院東側）

茅野市玉川1444-1 ☎55-3161

②対象児童

生後6か月から小学校6年生までの病気または病気回復期であり、病院等で入院する程ではないが安静にしている必要がある子どもで、保護者が仕事や疾病等により、家で育児ができないことが条件となります。

対象となる病気は、感冒（かぜ）、へんとうせん炎、下痢など子どもが日常かかる疾病や、風疹、水痘、麻疹などの感染性疾患、ぜん息などの慢性疾患、その他の疾患で医師が受け入れ可能と判断した状態です。

③実施内容

実施日	月曜日～金曜日 (土曜日、日曜日、祝日、お盆、年末年始を除く)
実施時間	午前8時～午後6時
利用期間	保護者が家庭で育児ができない期間の範囲内で、原則として7日まで連続して利用可能

④利用料

	利用料	シーツ代	昼食代 (希望者のみ)
茅野市内の子ども	無料	100円	440円
茅野市外の子ども	1,800円/日	100円	440円

⑤利用について

幼児教育課の窓口で、茅野市病児・病後児保育利用登録票により事前登録をしていただきます。母子健康手帳が必要です。

登録後、利用を希望される日の前日におやすみ館へ電話予約をしていただきます。利用の際はかかりつけ医に連絡表を作成してもらってください。

利用定員は1日6人までです。

病児・病後児保育の利用を不適当と認めた時は、利用を断りすることがあります。

ご利用にあたり、ご不明な点などありましたら、おやすみ館または幼児教育課にご相談ください。

子育て相談

問 こども家庭センター「育ちあいの」(こども課内) こども・家庭相談係 ☎72-2101 (内線615・616・617)
 発達支援センター ☎72-2101 (内線618) / やまびこ園 ☎82-2277 / こども館0123広場 ☎71-1661

子育て子育ちに関する総合窓口	こども家庭センター「育ちあいの」は、0歳から18歳までの子どもとその家庭のあらゆる相談を受けています。ここには、社会福祉士・保健師・子ども家庭支援員・家庭児童相談員・母子・父子自立支援員兼女性相談支援員・スクールソーシャルワーカーがいます。子育てに関する相談や保育園・学校に関する相談、ひとり親家庭の相談や女性相談等を受けています。 相談日: 月曜日～金曜日(年末年始、祝日を除く) 相談時間: 午前8時30分～午後5時15分(要予約)※相談無料 場所: 茅野市役所6階 時間外: 24時間相談携帯電話 ☎090-7721-6043
家庭教育カウンセラー(臨床心理士)による相談	発達障害や子育て等に不安や悩みを抱えている方の相談をお受けします。 相談日: 毎月 第1・第3金曜日 相談時間: 午後1時30分～午後5時30分(要予約)※相談無料 場所: こども館0123広場 相談室 対象: 茅野市在住で0歳～18歳の子どもを育てている方 申し込み先: こども家庭センター「育ちあいの」 ☎72-2101 (内線615・616・617・618)
スクールカウンセラー(臨床心理士)による相談	子育てや教育等に関する相談をお受けします。 相談日: 毎月4回(水曜日・木曜日) 相談時間: 午前9時30分～午後5時(要予約)※相談無料 場所: 茅野市役所8階 相談室 対象: 茅野市在住で0歳～18歳の子どもを育てている方 申し込み先: こども家庭センター「育ちあいの」 ☎72-2101 (内線615・616・617・618)
発達に関する相談窓口	発達支援センターは、心身の発達に支援を必要とする0歳から18歳までの子どもおよびその家族の相談をお受けします。ここには、臨床心理士・保健師・教育支援指導主事・作業療法士・保育士がいます。また、市内の各保育園・幼稚園・小中学校・各保健福祉サービスセンター・信濃医療福祉センター・この街きつず公園等と連携をとっています。 相談日: 月曜日～金曜日(年末年始、祝日を除く)※相談無料 相談時間: 午前8時30分～午後5時15分 場所: 茅野市役所6階 発達支援センターやまびこ園: 茅野市に住んでいる方で心身の発達に早期の療育や支援などを必要とする乳幼児およびその家族のための通園施設で、保護者同伴での利用を原則としています。日々の生活・遊び・友だちとの関わりや親子の関わりを通して、成長発達を促すとともに、様々な専門職員が相談支援を行っています。 開所日: 月曜日～金曜日(年末年始、お盆、祝日を除く)午前9時～午後4時 場所: 本町東15-14 ☎82-2277 (中央保育園併設)

どんぐり手帳「成長の記録」について

茅野市こども・家庭応援計画(どんぐりプラン)に基づき、子どもが生まれる前から18歳までを一貫して、子どもやその家族が安心して過ごせるよう取り組んでいます。

どんぐり手帳「成長の記録」は、成長記録等を蓄積するものとし、様々な相談場面で紹介・交付しています。また、希望の方にも交付します。入園や入学時に子どものことを伝えやすい等、様々な場面で役立つことが期待されます。交付希望の方は、こども課発達支援センターまでご連絡ください。

広告

1級建築士事務所 P107 E-4
 想いをかたちに
平出建築環境設計工房
 子育て応援住宅から福祉施設や工場まで
 地域密着で「人の想いをかたちに」するため、
 快適で安全な質の高い設計、工事監理をします。
 前庭改修やリフォームもご相談ください。
 ■茅野市1920-1
 ■TEL:0266-73-7644
 ■FAX:0266-73-7647
 ■一般社団法人長野県建築士事務所協会会員

子どもの居場所づくり

問 こども課こども係 ☎72-2101 (内線612)

市内には子どもの居場所として、こども館・地区こども館が設置されています。

こども館

●0123広場

主に0～3歳を中心とした子どもや子育て中の皆さん
が交流し、遊べる施設です。

●CHUKOらんどチノチノ

中学生、高校生世代の居場所として、自分たちの夢や
希望をかなえることが可能な施設です。

施設名	所在地	電話番号
0123広場	ちの3502-1 (ベルビア3階)	71-1661
CHUKOらんどチノチノ	ちの3502-1 (ベルビア2階)	75-1199

地区こども館

「本のある屋根付き公園」と位置付け、児童・学童の
居場所の提供と、子育て・子育ちを応援する拠点施設と
して市内10地区的コミュニティセンター内(宮川を除く)
にある図書館分室に併設されています。

施設名	所在地	電話番号
永明わくわく館(ちの)	塚原1-9-16	73-0881
きてみてどん(宮川)	宮川4552-2 (中央公民館内)	72-9970
のびっこ広場(米沢)	米沢4181	72-5211
繩文キッズワールド(豊平)	豊平2321-1	82-2611
玉川のびのび館(玉川)	玉川3666-1	82-2625
いづみのほとり(泉野)	泉野2647	79-2731
金沢なかよし館きらきら (金沢)	金沢1152	82-2641
湖東夢のこども館(湖東)	湖東4978-1	77-2311
星空館(北山)	北山4340-1	77-3311
どんぐりこころ館 (中大塙)	中大塙8-15	72-8033

保育園・認定こども園

問 幼児教育課幼児教育係 ☎72-2101 (内線622・623)

保育園

●入所できる児童

「子ども・子育て支援新制度」に基づいて、保育の利
用を必要とする事由に該当する、2号・3号認定された
児童です(入所は生後6ヶ月を経過してからとなります)。
 ◇保育の利用を必要とする事由

就労(1か月あたり64時間以上の労働)、妊娠・出産、
疾病、介護等

保育所の定員管理に支障がなければ、「1号認定児童」
や「私的契約児童」も入所できます。

●保育料

茅野市子どものための教育・保育給付に関する利用者
負担額を定める条例によります。私的契約児童は、税額
等に関係なく一律負担していただきます。

●保育時間

2・3号認定保育短時間 午前8時～午後4時
 2・3号認定保育標準時間 午前7時30分～午後6時30分
 1号認定教育標準時間 午前8時～午後2時

認定こども園

●入所できる児童

2号・3号認定された児童と1号認定された児童が、そ
れぞれ定員の範囲内で入所できます(入所は、生後6か
月を経過してからとなります)。

保育料、保育時間は、上記の保育園と同様です。

特別保育事業

●延長保育

両親の就労事情などから、保育標準時間までにお迎え
ができる場合に公立3園、認定こども園3園で実施し
ます。実施時間は午後7時までです。

区分	料金(月額)
3歳未満児	1,050円
3歳以上児	860円

●障害児保育

心身に障害のある子どもが、保育園児と一緒に生活を
することで、共に育ち合っていくことを願い、全園で受け
入れを行っています。

●一時保育

一週間のうち何日か仕事に出かけたい時、講座受講の
時、子どもの学校行事、通院、冠婚葬祭、出産・育児疲れ
のためのリフレッシュなどで、家庭での保育に困った
時に保育園等に通っていない8か月以上の子どもを一時
的に預かりています。

保育時間: 平日 午前8時30分～午後4時

土曜日 午前8時30分～正午

1日当たりの利用時間の区分	徴収金額（日額）	
	3歳未満児	3歳以上児
3時間以内	800円	400円
3時間を超え4時間以内	1,200円	600円
4時間を超え5時間以内	1,600円	800円
5時間を超え6時間以内	2,000円	1,000円
6時間を超え7時間以内	2,400円	1,200円
7時間を超え7.5時間以内	2,600円	1,300円

※給食費、おやつ代は別途費用がかかります。
※市外在住者は、別料金となります。

●子育て支援

保育園は地域の子育ての拠点として、地域の子どもと園児が交流できる環境作りをし、園の開放や体験保育を行っています。また、子育て等に関する相談や援助の実施、子育て家庭の交流の機会を計画しています。

小・中学校

問^{ワカツ} 学校教育課学務係 ☎72-2101 (内線604・605・606・607)

■小・中学校への新入学手続き

市教育委員会では、児童生徒の住所に応じ、就学すべき学校を指定しています。新年度小・中学校に新入学される児童生徒の保護者の方に、1月末頃に入学通知書を学校を通じて配布します。国立・県立・私立の学校へ入学される場合は、学校教育課への届出が必要です。市内転居、市外転出される場合、指定校以外の学校へ入学させたい場合は、学校教育課までお問い合わせください。

■保育園・認定こども園一覧

区分	保育園・幼稚園名	所在地	電話番号
保育園	公立 ちの保育園	塚原1-13-5	72-3076
	公立 宮川保育園	宮川4458-2	72-2601
	公立 宮川第二保育園	宮川1277-1	72-2589
	公立 玉川保育園	玉川3439	72-3265
	公立 湖東保育園	湖東5646-1	78-2637
	公立 豊平保育園	豊平2486-1	72-2925
	公立 北山保育園	北山4810-1	78-2330
	公立 中央保育園	本町東15-14	72-2602
	公立 米沢保育園	米沢6160	72-6249
	公立 金沢保育園	金沢1164-1	72-2419
	公立 泉野保育園	泉野2650-1	79-3639
	公立 小泉保育園	玉川927-243	72-7401
	公立 みどりヶ丘保育園	宮川8630-1	72-0333
	公立 中大塩保育園	中大塩8-12	72-3126
認定こども園	私立 信学会どんぐりの森 こども園	玉川2213-1	82-5588
	私立 信学会わいばの森 こども園	宮川11020	72-7016
	私立 よこうち 認定こども園	ちの2576-1	75-1120
	私立 ちのせいぼ幼稚園	仲町14-7	72-3512
	私立 野あそび保育 ささら	湖東1298-1	76-2512

Fun! Yatsugatake

https://www.youtube.com/channel/UCtuktsHDiwNQIFGmj1PFV_Q/featured



八ヶ岳の麓で遊び尽くす！をテーマに八ヶ岳をはじめ、蓼科や白樺湖、車山など長野県茅野市内及び近隣エリアでの雄大な自然の中の遊び、暮らしをご紹介致します。

■小学校一覧・通学区域

学校名	所在地	電話番号	通学区域
永明小学校	塚原1-9-1	72-2207	上原・横内・茅野町・仲町・塚原・本町・城山・下古田・造始川 (福沢一部・長倉一部)・中沖・赤田・丁田
宮川小学校	宮川4632	72-3024	高部・新井・安国寺・中河原・茅野・西茅野・坂室・両久保・田沢・丸山・ひばりヶ丘・西山・鏡湖・向ヶ丘・長峰・雇用促進住宅・東向ヶ丘・みどりヶ丘
米沢小学校	米沢4188	72-2409	道原田・鍛物師屋・北大塩・塙沢・福沢・米沢台・中大塩1区・中大塩2区
豊平小学校	豊平2340	72-2924	南大塩・下菅沢・上古田・御作田・塙之目・上場沢・大日影・長倉・山寺・山寺団地・中大塩3区・グリーンヒルズヴィレッジ
玉川小学校	玉川3674	72-2702	山田・中沢・田道・栗沢・神之原・北久保・上北久保・子之神・菊沢・穴山・農場・小泉・南小泉・小堂見・緑区・美濃戸
泉野小学校	泉野2643	79-3712	下榎木・上榎木・小屋場・中道・南蓼科台・若葉台
金沢小学校	金沢1141	72-3213	大沢・青柳・御狩野・金沢上・金沢下・大池・木舟・金沢台・新金沢・旭ヶ丘・雇用促進住宅
湖東小学校	湖東4982	78-2620	上菅沢・中村・山口・花蒔・堀・新井・金山・須栗平・笹原・白井出・広見・松原・東平・三井の森・中大塩4区・奥蓼科
北山小学校	北山4362	78-2234	柏原・湯川・芹ヶ沢・糸萱・鉄山・白樺湖・蓼科・車山・みどりの村・奥蓼科

※1月以降に転入・市内転居する場合は、入学通知書を交付（市内転居の場合は再交付）する必要があります。住民異動手続きの後、学校教育課で手続きをしてください。

■中学校一覧・通学区域

学校名	所在地	電話番号	通学区域
永明中学校	塚原1-9-1	72-2364	永明小学校通学区域、米沢小学校通学区域の内（埴原田・鍛物師屋・北大塩・米沢台・福沢）、豊平小学校通学区域の内（長倉）
長峰中学校	宮川11288	72-4108	宮川小学校通学区域、金沢小学校通学区域
北部中学校	湖東5643	78-2244	北山小学校通学区域、湖東小学校通学区域、米沢小学校通学区域の内（塙・中大塩1区・中大塩2区）、豊平小学校通学区域の内（南大塩・塙之目・上場沢・下菅沢・山寺・山寺団地・グリーンヒルズヴィレッジ・中大塩3区）
東部中学校	玉川10030	79-5050	玉川小学校通学区域、泉野小学校通学区域、豊平小学校通学区域の内（上古田・御作田・大日影）

広告

—茅野市内取扱販売店—

保育園 園児服・園児帽子
小学校 運動着・赤白帽子・給食着
中学校 学校制服

マリエ

茅野市宮川4459-11(南防府金宮川支店棟)
TEL0266-72-9021
営業時間 / AM10:00~PM6:30(水曜日定休日)



パンケーキファ
ベイキングビーナス
T391-0013
茅野市宮川4459-11
MERRY GARDEN 1F



学童クラブ

問 **こども課こども係 ☎72-2101 (内線613)**

保護者が仕事等により、屋間、家庭にいない児童に対して、家庭的な雰囲気のなかで、適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的としています。入所を希望される方や内容を確認されたい方はこども課（諏訪養護学校の学童クラブは社会福祉課）へお問い合わせください。

学童クラブ一覧

学童クラブ名	所在地	電話番号
第一永明小学校学童クラブ	ちの地区コミュニティセンター内	72-2517
第二永明小学校学童クラブ	ちの地区コミュニティセンター内	72-2554
第三永明小学校学童クラブ	ちの地区コミュニティセンター内	72-2998
第一宮川小学校学童クラブ	宮川小学校内	72-3857
第二-①宮川小学校学童クラブ	宮川小学校内	72-2799
第二-②宮川小学校学童クラブ	宮川小学校内	72-3988
第三宮川小学校学童クラブ	宮川小学校内	72-2388
米沢小学校学童クラブ①	米沢小学校内	72-3970
米沢小学校学童クラブ②	米沢小学校内	72-3970 (米沢①と併用)
豊平小学校学童クラブ	豊平小学校内	72-3952
第一玉川小学校学童クラブ	玉川小学校内	72-4035
第二玉川小学校学童クラブ	玉川小学校内	72-5590
第三玉川小学校学童クラブ	玉川小学校内	72-4805
第四玉川小学校学童クラブ	玉川小学校内	72-4802
第五玉川小学校学童クラブ	玉川小学校内	72-4802 (第四玉川と併用)
泉野小学校学童クラブ	泉野小学校内	79-4104
金沢小学校学童クラブ	金沢小学校内	72-3980
湖東小学校学童クラブ	湖東小学校内	77-3025
北山小学校学童クラブ	北山小学校内	78-2263
茅野市養護学校学童クラブ	諏訪養護学校内 (諏訪郡富士見町富士見11623-1)	地域福祉課 72-2101 (内線315)



相談

相談	相談内容等	問い合わせ
市民相談	<p>市民の皆さんのが日常生活の中で発生する様々な問題に対し、問題解決に向けて助言や専門機関への紹介をしています。相談は無料で秘密は守られますので、安心してご相談ください。</p> <p>相談受付:毎月月曜日～金曜日 (年末年始、祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分</p>	<p>市民課市民係 ☎72-2101 (内線254・256)</p>
法律相談	<p>毎月弁護士による無料法律相談を行っています。相続、離婚、多重債務などお困りのことがありましたら気軽にご相談ください。相談時間は、1人30分程度で、事前の予約が必要です。詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>市民課市民係 ☎72-2101 (内線256)</p>
行政相談	<p>総務大臣の委嘱を受けた行政相談委員が、国・県・市が行っている仕事への要望や苦情、意見などを市民の皆さんからお聞きし、その解決や実現を図ることを目的としているのが行政相談です。道路、河川、公害、福祉、年金など、どんな苦情や要望でも結構です。</p> <p>相談方法:相談は無料で秘密は守られます。相談日を設けていますので、お問い合わせください。</p>	<p>市民課市民係 ☎72-2101 (内線256)</p>
人権相談	<p>法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、身の回りの人権に関わる相談に応じます。</p> <p>相談内容:いじめ、体罰、不登校、虐待など子どもに関わる問題 セクハラ、ストーカー、DV、性的差別など女性に関わる問題、親子、親戚、近隣、同居問題など</p> <p>相談方法:相談は無料で、秘密は守られます。相談日を設けていますので、お問い合わせください。</p>	<p>市民課市民係 ☎72-2101 (内線256)</p>
外国籍市民相談	<p>外国籍市民やその関係者を対象に、日常生活全般の悩み事について相談に応じます。対応言語は、英語・ボルトガル語・タガログ語・中国語・日本語です。相談日を設けていますので、お問い合わせください。</p>	<p>地域創生課地域創生係 ☎72-2101 (内線232)</p>
消費生活相談	<p>近年、悪質商法やオレオレ詐欺、インターネット・携帯電話を利用した被害やトラブルが増加しています。手口も複雑化し、消費者が自ら解決することが困難になってきており、泣き寝入りしてしまうといったケースも見受けられます。消費生活センターでは、専門相談員が皆さんのご相談をお受けします。相談された方の個人情報や内容等は当センターにて厳重に管理しますので、安心してご相談ください。</p> <p>相談受付:毎月月曜日～金曜日 (年末年始、祝日を除く) 午前8時30分～午後5時</p> <p>相談内容:一般消費生活に関する相談、契約・解約に関する相談、販売方法、表示広告、価格料金、安全衛生、品質機能（ほか</p> <p>相談方法:ご相談は、電話か面談のどちらでもお受けします。 △電話での相談 ☎75-8188 (直通) △面談での相談 茅野市役所1階 消費生活センター（市民課） ※電話が混み合っている場合は、相談員が対応できないことがあります。</p>	<p>茅野市消費生活センター（市民課） ☎75-8188 (直通)</p>
市民活動相談	<p>地域や社会の課題を解決するための市民活動やボランティア活動に関する相談をお受けします。活動に関する悩みなどお気軽にご相談ください。</p> <p>相談受付:午前9時～午後5時15分 毎月月曜日～金曜日 (年末年始・祝日を除く)</p>	<p>市民活動センター『ゆいわーく茅野』 茅野市塚原二丁目5-45 ☎0266-75-0633</p>



ビーナネット Chinoで茅野市の情報発信中

ビーナネット Chinoは茅野市公式のインターネット動画番組サイトです。茅野市の暮らしや文化などの魅力、市民のみなさまに役立つ情報を動画で配信しています。

<https://www.city.chino.lg.jp/site/venusnet-chino/>

ビーナネット Chino



相談	相談内容等	問い合わせ																				
保健福祉サービスの相談や手続きは、市内4か所の「保健福祉サービスセンター」が、お年寄りの介護の相談・支援だけでなく、子育てや障害のある方々の相談・支援、健康づくりの取り組みなどにもお応えしています。																						
保健福祉の相談	<table border="1"> <thead> <tr> <th>センター名</th> <th>所在地</th> <th>担当地区</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部保健福祉サービスセンター</td> <td>玉川4300</td> <td>豊平、玉川、泉野</td> <td>82-0026</td> </tr> <tr> <td>西部保健福祉サービスセンター</td> <td>宮川13975</td> <td>宮川、金沢</td> <td>82-0073</td> </tr> <tr> <td>中部保健福祉サービスセンター</td> <td>塚原2-5-45 茅野市ひと・まちプラザ2階</td> <td>ちの、米沢、中大塩</td> <td>82-0107</td> </tr> <tr> <td>北部保健福祉サービスセンター</td> <td>北山4808-1</td> <td>湖東、北山</td> <td>77-3000</td> </tr> </tbody> </table>	センター名	所在地	担当地区	電話番号	東部保健福祉サービスセンター	玉川4300	豊平、玉川、泉野	82-0026	西部保健福祉サービスセンター	宮川13975	宮川、金沢	82-0073	中部保健福祉サービスセンター	塚原2-5-45 茅野市ひと・まちプラザ2階	ちの、米沢、中大塩	82-0107	北部保健福祉サービスセンター	北山4808-1	湖東、北山	77-3000	
センター名	所在地	担当地区	電話番号																			
東部保健福祉サービスセンター	玉川4300	豊平、玉川、泉野	82-0026																			
西部保健福祉サービスセンター	宮川13975	宮川、金沢	82-0073																			
中部保健福祉サービスセンター	塚原2-5-45 茅野市ひと・まちプラザ2階	ちの、米沢、中大塩	82-0107																			
北部保健福祉サービスセンター	北山4808-1	湖東、北山	77-3000																			
子育て・発達・教育・ひとり親・女性相談	<p>子育て、教育相談、いじめ、不登校・発達やひとり親・女性相談などお気軽にご相談ください。</p> <p>相談受付: 午前8時30分～午後5時15分 毎週月曜日～金曜日（年末年始、祝日を除く） 時間外は24時間相談携帯電話にて受け付けます。</p>	<p>こども家庭センター「育ちあいの」 こども課こども・家庭相談係 ☎72-2101（内線615・616・617）</p> <p>発達支援センター ☎72-2101（内線618） 24時間相談携帯電話 ☎090-7721-6043</p>																				
地域職業相談室	<p>相談受付: 午前10時～午後5時30分 木曜日を除く毎週月曜日～土曜日（年末年始、祝日を除く）</p>	<p>ちの3502-1 ベルビア2階 ☎72-2029 FAX73-7933 (電話相談・面接相談)</p>																				
結婚相談、司法書士の法律相談	<p>結婚相談、司法書士の法律相談は、茅野市社会福祉協議会で相談を受けています。</p> <p>■結婚相談【予約制】 相談内容：結婚を希望する方のご相談 開設日時：毎月第1・第3土曜日 午後1時～4時、 第2・4金曜日 午後6時30分～8時30分 相談方法：相談希望日の2営業日までに要予約 相談員：社会福祉協議会が委嘱した結婚相談員</p> <p>■司法書士の法律相談【予約制】 相談内容：身近な法律に関する相談 開設日時：毎月第2水曜日（祝日の場合は翌日） 午後3時～5時 相談方法：前日の午後4時までに要予約 相談員：司法書士</p> <p>結婚相談、司法書士の法律相談の詳細につきましては、茅野市社会福祉協議会にお問い合わせください。</p>	<p>茅野市社会福祉協議会 ☎73-4431</p>																				
成年後見制度の相談	<p>成年後見制度についての相談 相談受付: 午前8時30分～午後5時30分 毎週月曜日～金曜日（年末年始、土日、祝日を除く）</p>	<p>茅野市社会福祉協議会（茅野市・原村成年後見支援センター） ☎73-4431</p>																				
税理士会主催による税務関係の相談	<p>相談受付: 第2水曜日（3月を除く） 午前10時～正午 ※相談無料（相談は予約制です。）</p>	<p>関東信越税理士会諒訪支部 ☎28-6666 下諒訪町4611 下諒訪商工会議所会館2階 税理士会事務局</p>																				
多重債務者相談	<p>多重債務でお困りの方はご相談ください。弁護士による無料相談が下記のとおり開催されます。借金でお困りの方はご利用ください。なお相談は予約制になります。</p> <p>相談受付: 毎週月曜日 午後3時～5時（1人30分）</p>	<p>各担当法律事務所 長野県弁護士会諒訪在住会事務局 ☎58-5628（諒訪教育会館2階）</p>																				
生活に関する相談（生活困窮者自立相談支援事業）	<p>「仕事がなかなか見つからない」「家賃の支払いができない」「借金など家計に問題がある」など生活にお困りの方からの相談を支援員がお聞きし、困りごとを整理した上で、課題解決に向け、他の関係機関と連携し支援します。お気軽にご相談ください。</p> <p>相談受付: 每週月曜日～金曜日（年末年始、祝祭日を除く） 午前8時30分～午後5時15分</p>	<p>生活就労支援センターまいさぼ茅野市 ☎72-2101（内線317・318）</p>																				

広告

高齢者就業 P104 B-5

仕事の依頼、入会はお気軽にセンターへ

公益社団法人 茅野広域シルバー人材センター

◇会員募集中◇ 定年後もまだ働きたい方、豊かな知識や経験を活かして新たな生きがいを見つけませんか。

■茅野市塚原2-5-45
■TEL0266-73-0224 ■FAX0266-73-0227
■主な業務：草刈り、せん丈、駐車場・施設管理、シルバー派遣 等
※指揮命令が必要な場合は派遣就業となります。

相談	相談内容等	問い合わせ
ひきこもり相談会「こもさぼ」	<p>「家から出たいくけど出られない」「何となくうまくいかない」「働きたいくけど動きだせない」など、ひきこもりの状況にある人やご家族からの相談を「まいさぼ」の支援員がお聞きします。相談は無料で、秘密は守られます（相談は予約制です。）。</p> <p>開催日: 毎月第2火曜日 正午～午後5時 会場: 茅野市ひと・まちプラザ（お部屋は予約の際にご案内します。）</p>	<p>生活就労支援センターまいさぼ茅野市 ☎72-2101（内線317・318）</p>

■雇用・生活・金融相談窓口

長引く経済の低迷等により、雇用や生活に対する不安が増大しています。市・関係機関では、相談窓口を下記のとおり設置していますので、お気軽にご相談ください。

区分	相談内容	相談窓口	所在地	電話番号
雇用対策	雇用・就職相談	諒訪公共職業安定所（ハローワーク諒訪）	諒訪市上川1-2503-1	58-8609
		茅野市地域職業相談室（ふるさとハローワーク）	茅野市ちの3502-1 ベルビア2階	72-2029
		長野県諒訪地域振興局【商工観光課】 (内職求人情報、母子家庭・障害者等の就業支援)	諒訪市上川1-1644-10 諒訪合同庁舎1階	53-6000
		茅野市塚原2-6-1 茅野市役所5階	72-2101	
生活支援	雇用調整助成金相談	諒訪公共職業安定所（ハローワーク諒訪）	諒訪市上川1-2503-1	58-8609
		茅野市【市民課】	茅野市塚原2-6-1 茅野市役所1階	72-2101
		茅野市【社会福祉課】	茅野市塚原2-6-1 茅野市役所1階	72-2101
		茅野市【都市計画課】（市営住宅）	茅野市塚原2-6-1 茅野市役所4階	72-2101
		長野県諒訪地方事務所【建築課】（県営住宅）	諒訪市上川1-1644-10 諒訪合同庁舎1階	53-6000
外国人	外国人相談	諒訪公共職業安定所（ハローワーク諒訪）（雇用促進住宅）	諒訪市上川1-2503-1	58-8609
		茅野市【地域創生課】	茅野市塚原2-6-1 茅野市役所2階	72-2101
		茅野市社会福祉協議会	茅野市塚原2-5-45 茅野市ひと・まちプラザ2階	73-4431
生活支援	生活資金の相談	長野県労働金庫茅野支店	茅野市塚原1-14-40	72-2000
		諒訪公共職業安定所（ハローワーク諒訪）	諒訪市上川1-2503-1	58-8609
金融対策	中小企業金融支援相談	茅野市【商工課】	茅野市塚原2-6-1 茅野市役所5階	72-2101
		茅野商工会議所	茅野市塚原1-3-20	72-2800

■「Oh! 仕事探し」ヤングサポート事業

問^⑨商工課・商業労政係 ☎72-2101（内線434・435）

茅野市では若年者の就業を支援するため、ジョブカフェ信州と協同し「Oh! 仕事探し」ヤングサポート事業と称して、月1回若者向けのキャリア・コンサルティングを開催しています。

「自分がどんな仕事に向いているのか！」、「就職活動ってどうやったらしいの？」など、仕事探しに関する不安や悩みをひとりで抱えていませんか？

専門のキャリア・コンサルタントがあなたの仕事探しをサポートします。相談は個室で行い秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。相談日は月1回ありますので、1回で解決しなければ次回ご利用になれます。

日 時: 毎月第1水曜日（祝日の場合は第2水曜日）
午後1時30分～4時30分

所 在 地: 茅野市役所5階相談室6

対 象: おおむね40歳未満の方

相談料: 無料

内 容: 1人50分程度のキャリア・コンサルティング

相談員: ジョブカフェ信州若年者就業支援アドバイザー

暮らし

区・自治会

問: パートナーシップのまちづくり推進課
☎72-2101 (内線141)

現在市内には、地域住民による自主的なコミュニティ活動を行う地縁の組織として97の「区・自治会」があります。

これらの区・自治会では、住民相互の連絡、防災や防犯、環境美化、高齢者や子育て家庭の応援など、それぞれの地域での日常生活に密着した共同活動や古くから培われてきた伝行事などを通じて、地域の特性を活かした『安全・安心で住みよい地域づくり』に取り組んでいます。

区・自治会への加入等

茅野市では、地域コミュニティ活動を大切にしたまちづくりを進めています。なかでも、自助・共助による支え合い・助け合いのまちづくり、安全・安心で住みよい地域づくりには、区・自治会が大きな役割を果たしています。

特に昨今では、度重なる自然災害の発生による被害を最小限に抑えるために地域の繋がり、支え合いの重要性が高まっています。

また、茅野市では、区・自治会がごみステーションの設置・管理や広報紙の配布を行うなど、行政サービスの提供においても欠かせない存在であると考えており、多くの市民の皆さんに区・自治会に加入していただくことで、自助・共助・公助による安全・安心で住みよいまちづくりの実現に繋がるものと考えています。

区・自治会へ加入を検討されている方は右のフォームへ必要事項を入力し送信してください。



受付後は、入力いただいた情報を茅野市から該当の区長・自治会長に提供し、区長・自治会長もしくは茅野市パートナーシップのまちづくり推進課から申込者あてに加入手続きに必要な連絡を取るように手配いたします。

広告

外壁工事、防水工事、リフォーム工事	P109 D-1
お施主様はもとより、近隣住民の皆様にも常に気持ちの良い挨拶を徹底しています。携わる全職人が資格を持ち、豊富な経験を活かし無駄なく的確な提案をし、施工をさせて頂きます。	
■茅野市米沢226-7 ■TEL:0266-72-9164 ■FAX:0266-72-9847 ■営業時間：9:00～18:00 ■定休日：土曜、日曜、祝日 ■URL:https://www.gaikei-sanpoou.com/ ■建設業許可：長野県知事許可(般-04)第22170号 ■営業エリア：茅野市 富士見町 原村 諏訪市 岡谷市 よおよび周辺市町	
Pあり	

※区・自治会への連絡に時間を要することから、実際にお申し込みいただいたから連絡がいくまでにある程度の日数がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。
※個人情報については、区・自治会の加入に関する以外には使用いたしません。

民生委員・児童委員

問: 保健福祉サービスセンター福祉21推進係
☎72-2101 (内線332)

主な活動

地域を見守り、地域住民の身近な相談相手として医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど様々な相談に応じ、必要な支援が受けられるよう専門機関へのつなぎ役として活動します。

①福祉の支援が必要の方の把握

声がけや安否確認などの活動を通じて住民の生活状況やニーズを把握します。

②援助を必要とする方への相談、助言

地域に住んでいる皆さんの一番身近な支援者として、日常生活の悩みや心配ごとの相談を受け、親身になってその解決の手伝いをします。

③福祉サービス利用の情報提供と援助

一人でも多くの方が福祉のサービスを利用できるように、いろいろな福祉情報をお知らせします。

④社会福祉施設などとの連携、支援

地域に住んでいる皆さんからの相談では、その場で解決できない問題もあります。そのときは、専門機関を紹介し、解決に向けたお手伝いをします。

⑤住民の福祉増進を図るための活動

住み慣れた地域で暮らしていくように、住民やボランティアの助け合いの輪をひろげます。

⑥地域の児童に関するとの把握、支援

担当地域内の支援を必要とする児童、妊産婦、母子家庭等の発見に努め、その抱える問題を的確に把握します。

主任児童委員

主任児童委員は原則として、担当区域を持たずに、児童の福祉に関する仕事を専門的に担当しています。市役所や児童相談所などの関係機関と地域担当児童委員との連絡調整を行い、個別の問題に対応が必要な場合は、区域担当の児童委員等と協力して援助にあたります。

なお、民生委員・児童委員には「守秘義務」があり、業務の中で得た個人情報や秘密は他に漏れることはできません。個人の秘密は堅く守られています。

悩みや心配ごとを抱え込み、お気軽にご相談ください。

公園・道路・建築・都市計画

都市計画基本図・用途地域図等の販売	都市計画基本図、用途地域図等は茅野市公式ホームページから無料でダウンロードできるようになりました。窓口では1枚800円で販売しています。	都市計画課都市計画係 ☎72-2101 (内線533・534)
開発行為をするとき	都市計画法第29条の規定により、都市計画区域内において、3,000㎡以上の開発行為(主として建築物の建築または特定工作物の建設目的で行う土地の区画譲りの変更)をしようするものは、知事の許可を受ける必要があります。申請は市を経由して謹慎建設事務所に進達します。	都市計画課都市計画係 ☎72-2101 (内線533・534)
屋外広告物	屋外で看板などの広告物を掲出する場合、地域により手続きが必要です。	都市計画課公園景観係 ☎72-2101 (内線536)
建物などの新築や増改築を行うとき	建築物の新築や、届出対象規模のその他の行為(建築物の増改築や外観変更、工作物の新設・増改築や外観変更、開発行為等)をするときは、着工前に建築確認申請が必要となります。	都市計画課建築係 ☎72-2101 (内線539・540)
茅野市景観づくり条例の届出	建築物などを新築・増改築や外観変更をするときは、着工30日前までに景観づくり条例に基づく届出書の提出が必要となります。	都市計画課公園景観係 ☎72-2101 (内線535・536)
木造住宅無料耐震診断	木造在来工法の住宅で、昭和56年5月31日以前に着工した住宅所有者は、耐震診断を無料で受けることができます。	都市計画課建築係 ☎72-2101 (内線539・540)
木造住宅耐震改修補助	耐震診断の総合評価が1.0未満で工事後の総合評点0.7以上かつ工事前の総合評点を超える耐震改修工事や耐震診断の結果倒壊の危険性があると判断された住宅の建替えの際に、工事等に必要な費用の一部を補助します。	都市計画課建築係 ☎72-2101 (内線539・540)
市営住宅の入居募集	募集住宅は、隨時広報紙等に掲載しています。応募条件がありますので、お問い合わせください。	都市計画課住宅係 ☎72-2101 (内線537)
空き家対策	◇管理が行き届いていない空き家の所有者に対し、適切な管理を依頼します。 ◇空き家の売却等をご希望の場合には、「茅野市空き家バンク」への登録をお勧めします。	都市計画課住宅係 ☎72-2101 (内線538)
空き家対策促進事業補助金	増加傾向にある市内の空き家解消のため、以下の3つの補助金を実施しています。 ◇空き家改修事業(補助率10%、上限25万円) ◇空き家家財等処分事業(補助率50%、上限10万円) ◇空き家解体事業(補助率10%、上限20万円)	都市計画課住宅係 ☎72-2101 (内線538)
市営駐車場	◇茅野市営地下駐車場：3時間無料、超過30分ごと100円、月極利用可 ◇茅野市営青空駐車場(パーク＆ライド割引あり)：3時間無料、超過30分ごと100円 ◇茅野市営茅野駅東口自動パーキング：30分無料、超過20分ごと100円 ◇茅野市営茅野駅前駐車場2階：月極のみ ◇茅野市営青柳駅前駐車場：月極のみ ◇茅野市営市民館第4・5駐車場：日額700円(WEB予約制)	都市計画課都市計画係 ☎72-2101 (内線533・534)
放置自転車対策	自転車等を利用される方のルール遵守およびマナーの向上等の指導周知を行なうことにより、駅前広場等公共の場所における交通環境の浄化とその機能の確保を図るために諸事業を推進しています。現在、茅野市では自転車等放置禁止区域を設定し、駅周辺の放置自転車を撤去しています。また、放置禁止区域外でも公共の場所や無料の公共自転車等駐車場へ自転車等を長期間放置すると条例に基づき撤去することができます。	美サイクルセンター ☎72-2905

広告

外壁工事、防水工事、リフォーム工事	P109 D-1
お施主様はもとより、近隣住民の皆様にも常に気持ちの良い挨拶を徹底しています。携わる全職人が資格を持ち、豊富な経験を活かし無駄なく的確な提案をし、施工をさせて頂きます。	
■茅野市米沢226-7 ■TEL:0266-72-9164 ■FAX:0266-72-9847 ■営業時間：9:00～18:00 ■定休日：土曜、日曜、祝日 ■URL:https://www.gaikei-sanpoou.com/ ■建設業許可：長野県知事許可(般-04)第22170号 ■営業エリア：茅野市 富士見町 原村 諏訪市 岡谷市 よおよび周辺市町	
Pあり	

外壁工事、防水工事、リフォーム工事	P109 D-1
お施主様はもとより、近隣住民の皆様にも常に気持ちの良い挨拶を徹底しています。携わる全職人が資格を持ち、豊富な経験を活かし無駄なく的確な提案をし、施工をさせて頂きます。	
■茅野市米沢226-7 ■TEL:0266-72-9164 ■FAX:0266-72-9847 ■営業時間：9:00～18:00 ■定休日：土曜、日曜、祝日 ■URL:https://www.gaikei-sanpoou.com/ ■建設業許可：長野県知事許可(般-04)第22170号 ■営業エリア：茅野市 富士見町 原村 諏訪市 岡谷市 よおよび周辺市町	
Pあり	

広告

外壁工事、防水工事、リフォーム工事	P109 D-1
お施主様はもとより、近隣住民の皆様にも常に気持ちの良い挨拶を徹底しています。携わる全職人が資格を持ち、豊富な経験を活かし無駄なく的確な提案をし、施工をさせて頂きます。	
■茅野市米沢226-7 ■TEL:0266-72-9164 ■FAX:0266-72-9847 ■営業時間：9:00～18:00 ■定休日：土曜、日曜、祝日 ■URL:https://www.gaikei-sanpoou.com/ ■建設業許可：長野県知事許可(般-04)第22170号 ■営業エリア：茅野市 富士見町 原村 諏訪市 岡谷市 よおよび周辺市町	
Pあり	

外壁工事、防水工事、リフォーム工事	P109 D-1
お施主様はもとより、近隣住民の皆様にも常に気持ちの良い挨拶を徹底しています。携わる全職人が資格を持ち、豊富な経験を活かし無駄なく的確な提案をし、施工をさせて頂きます。	
■茅野市米沢226-7 ■TEL:0266-72-9164 ■FAX:0266-72-9847 ■営業時間：9:00～18:00 ■定休日：土曜、日曜、祝日 ■URL:https://www.gaikei-sanpoou.com/ ■建設業許可：長野県知事許可(般-04)第22170号 ■営業エリア：茅野市 富士見町 原村 諏訪市 岡谷市 よおよび周辺市町	
Pあり	

外壁工事、防水工事、リフォーム工事	P109 D-1
お施主様はもとより、近隣住民の皆様にも常に気持ちの良い挨拶を徹底しています。携わる全職人が資格を持ち、豊富な経験を活かし無駄なく的確な提案をし、施工をさせて頂きます。	
■茅野市米沢226-7 ■TEL:0266-72-9164 ■FAX:0266-72-9847 ■営業時間：9:00～18:00 ■定休日：土曜、日曜、祝日 ■URL:https://www.gaikei-sanpoou.com/ ■建設業許可：長野県知事許可(般-04)第22170号 ■営業エリア：茅野市 富士見町 原村 諏訪市 岡谷市 よおよび周辺市町	
Pあり	

外壁工事、防水工事、リフォーム工事	P109 D-1
お施主様はもとより、近隣住民の皆様にも常に気持ちの良い挨拶を徹底しています。携わる全職人が資格を持ち、豊富な経験を活かし無駄なく的確な提案をし、施工をさせて頂きます。	
■茅野市米沢226-7 ■TEL:0266-72-9164 ■FAX:0266-72-9847 ■営業時間：9:00～18:00 ■定休日：土曜、日曜、祝日 ■URL:https://www.gaikei-sanpoou.com/ ■建設業許可：長野県知事許可(般-04)第22170号 ■営業エリア：茅野市 富士見町 原村 諏訪市 岡谷市 よおよび周辺市町	
Pあり	

外壁工事、防水工事、リフォーム工事	P109 D-1
お施主様はもとより、近隣住民の皆様にも常に気持ちの良い挨拶を徹底しています。携わる全職人が資格を持ち、豊富な経験を活かし無駄なく的確な提案をし、施工をさせて頂きます。	
■茅野市米沢226-7 ■TEL:0266-72-9164 ■FAX:0266-72-9847 ■営業時間：9:00～18:00 ■定休日：土曜、日曜、祝日 ■URL:https://www.gaikei-sanpoou.com/ ■建設業許可：長野県知事許可(般-04)第22170号 ■営業エリア：茅野市 富士見町 原村 諏訪市 岡谷市 よおよび周辺市町	
Pあり	

外壁工事、防水工事、リフォーム工事	P109 D-1
お施主様はもとより、近隣住民の皆様にも常に気持ちの良い挨拶を徹底しています。携わる全職人が資格を持ち、豊富な経験を活かし無駄なく的確な提案をし、施工をさせて頂きます。	
■茅野市米沢226-7 ■TEL:0266-72-9164 ■FAX:0266-72-9847 ■営業時間：9:00～18:00 ■定休日：土曜、日曜、祝日 ■URL:https://www.gaikei-sanpoou.com/ ■建設業許可：長野県知事許可(般-04)第22170号 ■営業エリア：茅野市 富士見町 原村 諏訪市 岡谷市 よおよび周辺市町	
Pあり	

外壁工事、防水工事、リフォーム工事	P109 D-1
お施主様はもとより、近隣住民の皆様にも常に気持ちの良い挨拶を徹底しています。携わる全職人が資格を持ち、豊富な経験を活かし無駄なく的確な提案をし、施工をさせて頂きます。	
■茅野市米沢226-7 ■TEL:0266-72-9164 ■FAX:0266-72-9847 ■営業時間：9:00～18:00 ■定休日：土曜、日曜、祝日 ■URL:https://www.gaikei-sanpoou.com/ ■建設業許可：長野県知事許可(般-04)第22170号 ■営業エリア：茅野市 富士見町 原村 諏訪市 岡谷市 よおよび周辺市町	
Pあり	

外壁工事、防水工事、リフォーム工事	P109 D-1
お施主様はもとより、近隣住民の皆様にも常に気持ちの良い挨拶を徹底しています。携わる全職人が資格を持ち、豊富な経験を活かし無駄なく的確な提案をし、施工をさせて頂きます。	
■茅野市米沢226-7 ■TEL:0266-72-9164 ■FAX:0266-72-9847 ■営業時間：9:00～18:00 ■定休日：土曜、日曜、祝日 ■URL:https://www.gaikei-sanpoou.com/ ■建設業許可：長野県知事許可(般-04)第22170号 ■営業エリア：茅野市 富士見町 原村 諏訪市 岡谷市 よおよび周辺市町	
Pあり	

外壁工事、防水工事、リフォーム工事	P109 D-1
お施主様はもとより、近隣住民の皆様にも常に気持ちの良い挨拶を徹底しています。携わる全職人が資格を持ち、豊富な経験を活かし無駄なく的確な提案をし、施工をさせて頂きます。	
■茅野市米沢226-7 ■TEL:0266-72-9164 ■FAX:0266-72-9847 ■営業時間：9:00～18:00 ■定休日：土曜、日曜、祝日 ■URL:https://www.gaikei-sanpoou.com/ ■建設業許可：長野県知事許可(般-04)第22170号 ■営業エリア：茅野市 富士見町 原村 諏訪市 岡谷市 よおよび周辺市町	
Pあり	

外壁工事、防水工事、リフォーム工事	P109 D-1
お施主様はもとより、近隣住民の皆様にも常に気持ちの良い挨拶を徹底しています。携わる全職人が資格を持ち、豊富な経験を活かし無駄なく的確な提案をし、施工をさせて頂きます。	
■茅野市米沢226-7 ■TEL:0266-72-9164 ■FAX:0266-72-9847 ■営業時間：9:00～18:00 ■定休日：土曜、日曜、祝日 ■URL:https://www.gaikei-sanpoou.com/ ■建設業許可：長野県知事許可(般-04)第22170号 ■営業エリア：茅野市 富士見町 原村 諏訪市 岡谷市 よおよび周辺市町	
Pあり	

外壁工事、防水工事、リフォーム工事	P109 D-1
お施主様はもとより、近隣住民の皆様にも常に気持ちの良い挨拶を徹底しています。携わる全職人が資格を持ち、豊富な経験を活かし無駄なく的確な提案をし、施工をさせて頂きます。	
■茅野市米沢226-7 ■TEL:0266-72-9164 ■FAX:0266-72-9847 ■営業時間：9:00～18:00 ■定休日：土曜、日曜、祝日 ■URL:https://www.gaikei-sanpoou.com/ ■建設業許可：長野県知事許可(般-04)第22170号 ■営業エリア：茅野市 富士見町 原村 諏訪市 岡谷市 よおよび周辺市町	
Pあり	

外壁工事、防水工事、リフォーム工事	P109 D-1
お施主様はもとより、近隣住民の皆様にも常に気持ちの良い挨拶を徹底しています。携わる全職人が資格を持ち、豊富な経験を活かし無駄なく的確な提案をし、施工をさせて頂きます。	
■茅野市米沢226-7 ■TEL:0266-72-9164 ■FAX:0266-72-9847 ■営業時間：9:00～18:00 ■定休日：土曜、日曜、祝日 ■URL:https://www.gaikei-sanpoou.com/ ■建設業許可：長野県知事許可(般-04)第22170号 ■営業エリア：茅野市 富士見町 原村 諏訪市 岡谷市 よおよび周辺市町	
Pあり	

外壁工事、防水工事、リフォーム工事	P109 D-1
お施主様はもとより、近隣住民の皆様にも常に気持ちの良い挨拶を徹底しています。携わる全職人が資格を持ち、豊富な経験を活かし無駄なく的確な提案をし、施工をさせて頂きます。	
■茅野市米沢226-7 ■TEL:0266-72-9164 ■FAX:0266-72-9847 ■営業時間：9:00～18:00 ■定休日：土曜、日曜、祝日 ■URL:https://www.gaikei-sanpoou.com/ ■建設業許可：長野県知事許可(般-04)第22170号 ■営業エリア：茅野市 富士見町 原村 諏訪市 岡谷市 よおよび周辺市町	
Pあり	

外壁工事、防水工事、リフォーム工事	P109 D-1
お施主様はもとより、近隣住民の皆様にも常に気持ちの良い挨拶を徹底しています。携わる全職人が資格を持ち、豊富な経験を活かし無駄なく的確な提案をし、施工をさせて頂きます。	
■茅野市米沢226-7 ■TEL:0266-72-9164 ■FAX:0266-72-9847 ■営業時間：9:00～18:00 ■定休日：土曜、日曜、祝日 ■URL:https://www.gaikei-sanpoou.com/ ■建設業許可：長野県知事許可(般-04)第22170号 ■営業エリア：茅野市 富士見町 原村 諏訪市 岡谷市 よおよび周辺市町	
Pあり	

外壁工事、防水工事、リフォーム工事	P109 D-1
お施主様はもとより、近隣住民の皆様にも常に気持ちの良い挨拶を徹底しています。携わる全職人が資格を持ち、豊富な経験を活かし無駄なく的確な提案をし、施工をさせて頂きます。	
■茅野市米沢226-7 ■TEL:0266-72-9164 ■FAX:0266-72-9847 ■営業時間：9:00～18:00 ■定休日：土曜、日曜、祝日 ■URL:https://www.gaikei-sanpoou.com/ ■建設業許可：長野県知事許可(般-04)第22170号 ■営業エリア：茅野市 富士見町 原村 諏訪市 岡谷市 よおよび周辺市町	
Pあり	

外壁工事、防水工事、リフォーム工事	P109 D-1
お施主様はもとより、近隣住民の皆様にも常に気持ちの良い挨拶を徹底しています。携わる全職人が資格を持ち、豊富な経験を活かし無駄なく的確な提案をし、施工をさせて頂きます。	
■茅野市米沢226-7 ■TEL:0266-72-9164 ■FAX:0266-72-9847 ■営業時間：9:00～18:00 ■定休日：土曜、日曜、祝日 ■URL:https://www.gaikei-sanpoou.com/ ■建設業許可：長野県知事許可(般-04)第22170号 ■営業エリア：茅野市 富士見町 原村 諏訪市 岡谷市 よおよび周辺市町	
Pあり	

交通安全

問^{IP}建設課交通安全係 ☎72-2101 (内線512)

●高齢者の事故防止

高齢者を見かけたら、速度を控えて思いやりのある運転を心がけましょう。また、高齢ドライバーの皆さん、高齢運転者標識を表示し、ゆとりを持って安全運転に努めましょう。

●全座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

事故の衝撃や車外放出から自分の命を守るために、乗車する人全てがシートベルト・チャイルドシートを正しく着用しましょう。

●飲酒運転の根絶

お酒を飲んだら絶対に運転しない、お酒を飲んだ方には運転させない、運転手にはお酒を勧めない、これらを必ず守って飲酒運転を根絶しましょう。

●夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン運動

午後4時から8時は魔の時間帯と言われ、1日のうちで交通事故が多く発します。また、市内で発生した死亡事故の多くは夕方から深夜に発生しています。自転車やオートバイ・自動車を利用する方は、行き先を見るためのライトを、相手に見られるためにも点灯して、安全運転をより確実なものにしましょう。歩行者や自転車を利用する方は反射材を着用し、自分の存在が相手に分かるようになります。

生活保護

問^{IP}社会福祉課生活福祉係

☎72-2101 (内線317・318・319)

生活保護は、生活に困っている方が、精一杯の努力をしてもなお生活できないときに、一定の基準に従って最低限度の生活を保障し、一日も早く自分自身の力で生活できるように援助する制度です。

●生活保護の手続きについて

生活保護を受けるには、受けようとする方の申請が必要です。全ての方が該当するわけではありませんので、担当員（ケースワーカー）が、生活に困っている状況をお聞きします。

●訪問調査について

生活保護を申請すると担当員（ケースワーカー）が、生活保護が必要かどうかを判断するために、生活保護を受けようとする方の家庭や必要な場合には病（医）院などを訪問し、生活保護の決定に必要な事項について調査します。また必要に応じて関係書類を提出・提示してもらいます。

●生活保護費について

生活保護費は、国が決めている基準に基づいて世帯の最低生活費を計算し、その金額と、世帯の収入を比べて、その足りない分を保護費として支給します。

除雪

問^{IP}建設課維持係 ☎72-2101 (内線504・505)

市道の除雪は、積雪が10cm以上となった場合に行っています。市内の業者が保有している機械の台数に限りがあり、また、通勤や通学時間帯の前に作業を完了させる必要があるため、除雪路線は、主に集落と国県道を結ぶような主要幹線道路やバス路線に限定させていただいている。除雪路線以外の生活道路などにつきましては、沿道にお住まいの皆さまや地域の皆さまのご協力により対応していただいている。

凍結防止剤の散布は、主に幹線道路の急坂部や日影部などを中心に、路面が凍結した時や凍結の恐れがある場合に行っています。散布路線以外の区・自治会内の生活道路などにつきましては、各区・自治会へ凍結防止剤を配布し、必要に応じて散布していただき、路面の凍結防止にご協力いただいている。

火葬場

問^{IP}市民課市民係 ☎72-2101 (内線254・255)

火葬は、死亡後24時間を経過した後であれば実施できます。

火葬の申込は、葬儀等を葬祭事業者に依頼する場合は、葬祭事業者を通じて行ってください。葬祭事業者に依頼しない場合は、市民課市民係へ電話でお問い合わせください。

火葬当日は、静香苑に「静香苑使用許可書」「死体埋葬・火葬許可書」を持参して係員に提示してください。

なお、静香苑使用許可申請等の手続きは、戸籍係で行ってください。

●名 称：諏訪南行政事務組合 静香苑
宮川647-1 ☎72-5150

●休業日：12月31日午後～翌年1月3日

●火葬時間（靈柩の受入時間）

到着時間	8:40	9:10	9:40	10:10	12:40	13:10	13:40	14:10
火入れ時間	9:00	9:30	10:00	10:30	13:00	13:30	14:00	14:30

※到着時間は厳守してください。

●火葬料金

区分	使用料			
	13歳以上	13歳未満	したた 死胎 (死産児)	えな 胞衣 (身体の一部)
組織市町村 内 (諏訪市・茅野市・富士見町・原村に住所がある者)	10,000円	7,000円	4,000円	2,000円
組織市町村 外 (諏訪市・茅野市・富士見町・原村以外に住所がある者)	50,000円	35,000円	20,000円	10,000円

その他情報

商工業

問^{IP}商工課

☎72-2101 (内線432・433・434・435)

■中小企業者を支援する補助金制度

- ◇新商品開発事業補助金
- ◇消費喚起イベント事業補助金
- ◇雇用促進奨励金
- ◇インナーシップ等促進事業補助金
- ◇中小企業振興補助金
- ◇新技術・新製品研究開発事業補助金
- ◇製造業等労務環境改善・競争力強化促進補助金
- ◇受注および販路開拓支援事業補助金
- ◇人材育成等支援事業補助金 など

●関係機関

- ◇日本貿易振興機構（JETRO）
 - 所在地：諏訪市上川1-1644-10 諏訪合同庁舎5階
 - 連絡先：☎52-3442
- ◇長野県工業技術総合センター 精密・電子技術部門
 - 所在地：岡谷市長地片間町1-3-1
 - 連絡先：☎23-4000
- ◇(公財)長野県産業振興機構
 - (諏訪テクノレイクサイド地域センター)
 - 所在地：諏訪市上川1-1644-10 諏訪合同庁舎1階
 - 連絡先：☎53-6000代
- ◇NPO法人諏訪圈ものづくり推進機構
 - 所在地：諏訪市小和田南14-7
 - 連絡先：☎54-2588

■中小企業融資制度

市、金融機関、信用保証協会が協調し、市内の中小企業者等を対象に有利な条件で融資をあっせんする制度です。開業に伴う資金など各種の資金メニューがあります。

労政

問^{IP}商工課 ☎72-2101 (内線434・435)

■茅野市地域職業相談室(ふるさとハローワーク)

職業相談・職業紹介等、雇用に関する総合窓口です。
所在地：茅野市ちの3502-1 ベルビア2階
連絡先：☎72-2029

●関係機関

- ◇ハローワーク諏訪
 - 職業相談・職業紹介等、雇用に関する総合的窓口です。
- 所在地：諏訪市上川3-2503-1
連絡先：☎58-8609

◇南信労政事務所（伊那合同庁舎5階）
労働問題全般についての相談窓口です。

所在地：伊那市荒井3497
連絡先：☎0265-76-6833

観光

問^{IP}観光課 ☎72-2101 (内線422・423)

茅野市は、八ヶ岳、蓼科、車山高原、白樺湖など多くの観光資源に恵まれ、年間300万人を超える観光客が訪れてています。

●観光案内

- ◇(一社)ちの観光まちづくり推進機構（ちの旅案内所）
 - 所在地：茅野駅モンエイトビル2階
 - 連絡先：☎78-7631
- ◇茅野市観光案内所（駅前ちの旅案内所）
 - 所在地：茅野駅モンエイトビル2階
 - 連絡先：☎73-8550
 - ホームページ：<http://chinotabi.jp/>
- ◇茅野市観光課
 - 連絡先：☎72-2101 (内線422・423)

移住

問^{IP}移住・交流推進室 ☎72-2101 (内線236)

茅野市への移住に関する相談窓口です。住まいや仕事など全般的な相談や移住資料の提供を行っています。また「田舎暮らし楽園信州ちの協議会」として、物件見学ツアーなど移住イベントの開催、移住体験住宅の運営を行っています。オンライン移住相談も随時受付中です。

●移住案内・相談窓口

- ◇茅野市役所2階 移住・交流推進室
 - 連絡先：☎72-2101 (内線236)
 - Eメール：iju@city.chino.lg.jp
- ◇田舎暮らし楽園信州ちの協議会
 - ホームページ：<https://rakuc.net/>



ホームページQR

農業・林業

事業	事業内容	問い合わせ
担い手の育成事業	農業振興ビジョンに基づく「担い手」の育成・支援・確保を目標として、若者を中心とした幅広い世代において、新規就農や定年帰農、トーンやりターン者の就農相談や各種補助制度の活用についてのご相談を受け付けています。	農林課農政係 (内線403)
農業振興地域内の農用地区域（青地）の除外	転用したい農地が農業振興地域の「農用地区域」に該当していた場合、農地法による転用許可を受ける前に農用地区域からの除外（除外目的変更）をする必要があります。除外目的変更には必要とする要件が整っていることに加え、申請手続きが必要です。詳細についてはご相談ください。	農林課農政係 (内線442)
農地の権利移動や転用	農地を耕作の目的で権利移動等するとさや農地を農地以外のものに転用するときには、農地法の許可申請手続きが必要です。 ◇農地法第3条の許可申請…農地を耕作の目的で権利移動等(売買、贈与、交換、賃借、使用賃借)をするとき ◇農地法第4条の許可申請…所有者自らが転用を行うとき ◇農地法第5条の許可申請…所有権の移転や賃借権等の設定を伴う転用を行うとき	農業委員会 (内線441・442)
農地中間管理事業による農地の貸し借り・農地売買等事業	担い手農家の規模拡大を図りやすくするために設けられた農地の貸し借りや売買の制度です。要件を満たしている方に限られます。	農林課農政係 (内線404)
農業者年金の加入	農業に従事する方は広く加入できます。将来の年金受給に必要な原資をあらかじめ自分で積み立て、運用実績により受給額が決まる確定拠出型年金であるため、安定した資産運用ができます。国民年金の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の方はだれでも加入できます。農地を持っていない農業者や家族従業者も加入できます。脱退も自由です。脱退してもそれまでに支払った保険料に対応した年金を受け取ることができます。	農業委員会 (内線441・442)
有害鳥獣の被害	ニホンジカ・イノシシなど農作物に対する被害を防ぐための対策を行っています。被害などでお困りの方はご連絡ください。	農林課内鳥獣被害対策室 (内線408)
有害鳥獣防護柵の設置	野生鳥獣による農作物への被害を減らすための手段として、防護柵を設置するための資材の購入について、その費用の1/2の補助を行っています。また、地域ぐるみでの取り組みとして、「地域鳥獣被害対策委員会」を設置いただく地域については、資材費の全額を補助する事業もあります。どちらも交付要件がありますので、詳細についてはお問い合わせください。	農林課内鳥獣被害対策室 (内線408)
森林の整備	森林は、水源のかん養、災害の防止、そして地球温暖化対策などの様々な機能を持っています。間伐によって健康的な森林を育み、その機能を維持することで、災害が起きにくく強い山林になります。地域ぐるみで整備をする場合には、市や県で補助金による支援をしています。	農林課林務係 (内線405)
森林の土地を取得した届出	山林を取得し、所有者となった方は市町村長への事後届出が必要です。詳しくはお問い合わせください。	農林課林務係 (内線405)
立木の伐採の届出	木の伐採を行うときは、森林法の定めにより30日前までに「伐採及び伐採後の造林届出書」(伐採届)の提出が必要です。伐採を予定している森林が「保林」に指定されている場合は別の手続きが必要になりますので、お問い合わせください。	農林課林務係 (内線405)
ペレットストーブ購入補助	市では、長野県産の木材等の利用促進を図るために、ペレットストーブまたはペレットボイラーグループに対する補助金を交付します。交付には、台数制限や交付要件があります。また、補助金申請手続きが必要ですので、林務係へご相談ください。	農林課林務係 (内線405)
市民農園	市内在住の方(別荘居住者も含む)を対象に、自家野菜用の畑の貸し出しを行っています(1区画100m ² 程度)。農園の区画には限りがありますので、ご希望の方は農政係までお問い合わせください。	農林課農政係 (内線404)

広告

農業、園芸 P120 A-4

株式会社 北沢肥料

- 肥料、農業、工業薬品
- 農業、園芸資材

茅野市北山岸ヶ沢6560
TEL:0266-78-2038
FAX:0266-77-2204

選挙

問 選挙管理委員会 ☎72-2101 (内線212)

投票所入場券

各世帯へ郵便でお届けします。投票の際は、投票者ごとそれぞれ切り離して投票所へお持ちください。入場券を紛失しても、選挙人名簿に登録されている方は投票することができますので、投票所の受付係にお申し出ください。

投票

投票日の当日

投票時間は、午前7時から午後8時までです。指定された投票所へ入場券をお持ちください。

※一部投票所については、投票終了時刻の繰り上げに伴い、投票時間が短くなっていますので、ご注意ください。

期日前投票

投票日に、仕事や旅行などにより投票所に行くことができない方は、期日前投票することができます。期日前投票をすることができる場所、期間及び時間は、入場券や市のホームページ等でお知らせします。

※期日前投票を行う方は、入場券裏面の宣誓書にあらかじめ必要事項を記入してお持ちください(日付・氏名・生年月日・住所を記入してご持参いただくことで、スマーズに受付を済ませることができます)。投票日当日に投票する方は、記入の必要はありません。

病院などの指定施設での投票 (不在者投票)

指定施設の病院や老人ホームなどに入院、入所している方は、病院長等に申し出るとその施設で投票できます。

※「指定施設」とは、長野県選挙管理委員会が不在者投票を行うことができる施設として指定した病院・老人ホームなどです。

滞在地での投票 (不在者投票)

仕事や旅行などで市外に滞在している方は、滞在地の選挙管理委員会で投票できます。事前に茅野市選挙管理委員会に投票用紙等を請求していただき、滞在地の選挙管理委員会へ投票用紙等を持参することで投票ができます。

郵便等による投票 (不在者投票)

身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの方(対象となる障害名や程度の指定有り)、介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護5の方は、あらかじめ選挙管理委員会に「郵便等投票証明書」の交付申請をすることで郵便等による投票ができます。対象となる障害名や程度については、選挙管理委員会へお問い合わせください。

在外選挙制度 (在外投票)

仕事や留学などで外国に出国する場合、茅野市の選挙人名簿登録者は、転出届提出と同時に登録申請することにより、在外選挙人名簿に登録することができます。登録後は、国政選挙の投票ができます。

議会

問 議会事務局 ☎72-2101 (内線352)

市議会の役割

茅野市議会は4年ごとの選挙で選ばれた18名の市議会議員により構成されています。市議会は、市民生活のいろいろな問題について審議し、市の政策を決定しています。このため、市議会は「議決機関」と呼ばれています。

議会で議決しなければならない事項は、予算や条例のほか、決算の認定、重要な契約、財産の取得や処分など地方自治法に定められています。一方、市長は市議会の決めたことに基づいて市政を進めています。このような働きから、市長は「執行機関」と呼ばれています。議会は、「議決機関」として市の最終的な意思決定をするほか、議案の審議や一般質問などを通して、市政に住民の意思を反映します。

請願と陳情

市議会では行政機関などについて市民の皆さんのお要望や希望などを、請願書や陳情書という形で受け付けています。請願書と陳情書の違いは、請願書には茅野市議会議員(1人以上)の紹介が必要となります。

提出された請願書・陳情書は、担当委員会で審査された後、本会議において議決されます。採択された請願・陳情は、その内容によっては、住民の民意をくみ、議会として国会や関係省庁、県に意見書を提出する場合もあります。

議会の傍聴

本会議はどなたでも傍聴できます。予約の必要はありません。本会議の傍聴席は、一般席と報道関係者席に分かれています。一般席は身障者用スペースを含め48席あります。

茅野市議会本会議の傍聴を希望される方は、本会議当日、傍聴席入口に備え付けの傍聴受付証に必要事項をご記入後、議場傍聴席へお入りください。



広聴

問 **秘書広聴課秘書広聴係**
☎72-2101 (内121・122)

広聴

市民の皆さんのご意見やご提言を市政に反映させるため、「まちづくり懇談会」「市政への手紙」「市政への意見・提言メール」などの広聴業務を行っています。

情報公開

問 **総務課行政係** ☎72-2101 (内線132・133)

市政をより一層開かれたものにするため、誰もが市の保有している情報を閲覧したり、その写しを求めることができる制度です。

請求の方法

「情報公開請求書」に所定の事項（住所、氏名、必要とする情報の件名等）を記入のうえ、市役所担当課に提出していただきます。担当課がわからない場合は、総務課でご案内します。記入の際は担当職員が皆さんのご相談に応じます。

開示の方法

請求書を受理した日から起算して、原則として30日以内に開示するかどうかを決定し、その後、書面でお知らせします。開示はお知らせした日時、場所で、情報の閲覧またはその写しの交付により行うほか、郵送により写しを交付することにより行います。

費用の負担

情報の閲覧は無料ですが、写しの交付や郵送などを希望される場合はその費用を負担していただきます。

開示できない情報

この制度では、情報は開示が原則ですが、法令等の規定によって開示できないものもあります。

その他情報

広告

ケーブルテレビ局、情報・通信業 P100 B-3
もっと楽しく、もっと便利に！ 地域密着ケーブルテレビ
エルシーピイ株式会社
茅野市に住むなら エルシーピイ!!
LCVは、諫訪地方をカバーするケーブルテレビ会社です。
LCVでアリでテレビもネットももっと快適に。
■諫訪市四賀621
■TEL:0120-123-833
■受付時間：9:00～17:30
■URL:https://www.lcv.jp/

公共交通

問 **地域創生課地域創生係** ☎72-2101 (内線232)

市内における移動の利便性の向上と持続可能な新しい公共交通体制に向けた整備を進めています。運行に関するお問い合わせは以下にお問い合わせください。

運行事業者

- ・アルピコ交通(株) ☎72-7141
- ・茅野バス観光(株) ☎73-5858
- ・アルピコタクシー(株) ☎71-1181
- ・第一交通(株) ☎58-5151
- ・諫訪交通(株) ☎53-1121
- ・のらざコールセンター ☎78-6318

市内路線バスの運行情報

路線案内・時刻表や、その他詳しい情報は、茅野市ホームページに掲載しています。



SOS 防災

災害に対する備え

問 **防災課** ☎72-2101 (内線182)

被害を最小限に食い止めるために

●住宅の耐震診断を行いましょう

住宅の耐震性を確認することは建物倒壊による人的被害を防ぐために重要なことです。まず、自分たちの住む家がどういう状態なのか知つておくためにも、耐震診断を行いましょう（条件により、耐震診断および補強工事への補助もあります）。都市計画建築係へお問い合わせください。

●家庭でできる防災対策をしっかりと行いましょう

- ◇固定金具などで、家具や大型家電などの転倒・落下を防止する。
- ◇携帯ラジオ・貴重品類（小銭）・懐中電灯・乾電池・医薬品（常備薬）・衣類・携帯トイレなど非常持出品を準備する。
- ◇最低でも3日分（できれば7日分）の非常食、飲料水等備蓄品を用意する。
- ◇日頃から家庭で防災について話し合い、家族の避難場所や連絡方法などを確認しておく。

茅野市防災気象情報

市内の雨量などを見ることができます。

アドレス：

http://www.u-kisho.jp/chino/



避難所の確認

いざというときのために、日頃から避難所を確認しておくように心がけましょう。また、実際に避難する際に自動車を使えないこともあります。災害時慌てないよう、避難経路について家庭や地域で話し合い、実際に歩いておきましょう。台風や大雨のとき危険な場所にいる場合は早めに避難しましょう。

詳しくは、防災ガイドブック（茅野市令和7年度版）をご覧ください。

広告

防災・モミガライト P120 C-4
災害備蓄燃料「いっとかん」・モミガライト
有限会社 丸徳建工
災害備蓄燃料「いっとかん」をご家庭に…
■茅野市北山10978
■TEL:0266-78-2532
■FAX:0266-78-2227
■定休日／不定休
■総合建設業 長野県知事許可 第017571号
Pあり

119番通報

問 **諫訪広域消防本部通信指令課** ☎21-5120

●火事の場合

①住所・氏名

正式な住所・名前（世帯主等）を教えてください
「火事です」
「○○地区○○番地○○（名前）です」

②目標

目標となる建物などから見た方角や距離
「場所は○○の○側（東西南北）です」

③状態

何が燃えているか、逃げ遅れ、ケガ人はいないか
「○○が燃えています」

④氏名・電話

自分の名前、今かけている電話番号
「私の名前は○○です。電話番号は○○番です」

●救急の場合

①住所・氏名

正式な住所・名前（世帯主等）を教えてください
「救急です」
「○○地区○○番地○○（名前）です」

②目標

目標となる建物などから見た方角や距離
「場所は○○の○側（東西南北）です」

③状態

どのような状態か、意識はあるか、呼吸はあるか
「（誰）が（どのような）状態です」

④氏名・電話

自分の名前、今かけている電話番号
「私の名前は○○です。電話番号は○○番です」

応急救手当の普及啓発活動

あなたは目の前で、家族や友人など大切な人が病気で倒れたり、事故に遭ってけがをしたらどうしますか？

このような時には、すぐに119番通報することが大切ですが、それだけでは十分ではありません。救急車が到着するまでには全国平均で約8分以上かかります。

救急車が到着するまでにできることがあるはず。

建築業

P125 D-3
建築板金ミツボシ

有限会社 光星

屋根工事・雨樋工事・屋根リフ



オームもお任せください。

■茅野市玉川110978

■TEL:0266-79-4463 ■FAX:0266-79-2998

■URL:https://www.mitsuboshi-nagano.com

■建設許可業・長野県知事許可(般-07)第15424号

そんな時に役立つのが、応急手当の知識と技術です。諫訪広域消防では、住民の方を対象に救命講習（救命入門コース・普通救命講習・上級救命講習）を行っています。

また、応急手当WEB講習（e-ラーニング）も受講することができます。

それぞれ講習時間が異なりますが、内容は人工呼吸や胸骨圧迫（心臓マッサージ）を行う心肺蘇生法が中心となります。

住宅用火災警報器を設置しましょう

問 消防課 ☎72-2101（内線677）

諫訪広域連合火災予防条例により、戸建住宅や共同住宅（自動火災報知設備等が設置されているものを除く。）に、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築の住宅については平成18年6月1日から設置が必要となっています。また既存の住宅についても平成21年6月1日から適用となっています。

●住宅用火災警報器の種類は？

大きく分けて、次の2種類があります。

- ①煙式：煙を感じて警報音や音声でお知らせします。
- ②熱式：熱（周囲温度）を感じて警報音や音声でお知らせします。

火災を早期に知らせるため、原則として「煙式」を設置しましょう！
(ただし、煙や蒸気が滞留しやすい場所へは「熱式」を設置することができます。)

●設置義務のある場所は？

住宅用火災警報器は原則として、寝室と寝室がある階（寝室が避難階となる階にある場合は除く。）の階段には、必ず設置しなければなりません。具体的には、次のとおりです。

- ①寝室ごと
 - ②2階以上に寝室がある場合は、寝室に通じる各階の階段の上端
 - ③寝室がない階で4畳半（7平方メートル）以上の部屋がある以上ある階の廊下または階段
- ※3階建以上の住宅の場合
- ④寝室がある階から数えて2つ下の階の階段の下端
 - ⑤寝室がある階から上に2階以上居室（設置義務のない部屋）が連続する場合、その最上階の階段の上端
- 10年経ったら取り替えましょう！

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の劣化や電池切れなどで火事を感知しなくなることがあります。交換が必要です。

交換の目安は、住宅用火災警報器を設置してから10年です。住宅用火災警報器を設置したときに記入した「設置年月」、または本体に記載されている「製造年」で確認してください。

茅野市消防団

問 消防課 ☎72-2101（内線677）

消防団は、消防署と同様に、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関です。消防団は地域に密着した防災リーダーとして、「自分のまちは、自分たちで守る」という使命感のもと、幅広い活動を行っています。近年の生活環境の変化等に伴い、災害は複雑多様化の傾向にあり、また自然災害が多発している中で、消防団は地域における消防防災の要として期待されています。

消防団は平常時・災害時を問わずその地域に密着し、地域の安心安全を守っています。

●消防団の待遇

公務災害補償	消防団活動中に負傷した場合の補償制度があります。
退職報償金	一定期間以上勤務し退団した際には、退職報償金が支払われます。
福祉共済	公務以外で病気・ケガをした際、その家族を守るために補償制度があります。
表彰	職務にあたって功労、功績があった場合、表彰制度があります。
出動手当	火災その他の災害に出動したとき、あるいは演習訓練等に出動したとき、手当を支給しています。
消防団サポート事業	茅野市消防団員が協賛店舗等で「サポートカード」を提示することにより、料金割引などの「特典（サポート）」を受けることができ、市全体で、地域の安全安心のため活動する消防団を応援する、消防団活性化対策の一環としての事業です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

●消防団の活動内容

消火活動はもちろん、地震や風水害など大規模災害時の救助・救出、警戒巡視、避難誘導、災害防御に当るとともに、平常時には訓練、住民への啓発・広報活動、防火指導、特別警戒等の役割を果たしています。

●消防団員募集中

茅野市消防団では、随時団員を募集しています。地域を支える重要な力として期待されています。18歳以上の方で興味を持たれた方、地域に貢献したい方の入団をお待ちしています。

また、茅野市消防団では、女性の消防団員も活躍しています。

避難所・避難地一覧

災害が発生する可能性があるときには、区・自治会の集会施設が一時の避難集合場所になります。被害状況によっては、市が指定する基本避難所へ移動をお願いします。さらに基本避難所が収容できなくなった場合は、補完避難所に避難しましょう。

■基本避難所

No	施設名	所在地	電話番号	地図ページ
1	ちの地区コミュニティセンター	塚原1-9-16	72-4959	P107 E-5
2	宮川地区コミュニティセンター	宮川14552-1	71-1602	P111 F-3
3	米沢地区コミュニティセンター	米沢4181	71-1603	P118 C-4
4	豊平地区コミュニティセンター	豊平2321-1	71-1604	P125 D-1
5	玉川地区コミュニティセンター	玉川13666-1	71-1605	P125 C-4
6	泉野地区コミュニティセンター	泉野2647	70-1606	P126 A-3
7	金沢地区コミュニティセンター	金沢1152	71-1607	P129 C-4
8	湖東地区コミュニティセンター	湖東4978-1	71-5008	P119 E-5
9	北山地区コミュニティセンター	北山4340-1	71-5009	P119 F-4
10	中大塙地区コミュニティセンター	中大塙8-15	82-7088	P118 C-5
11	永明小学校	塚原1-7-40	72-2207	P107 E-5
12	宮川小学校	宮川14632	72-3024	P112 A-3
13	米沢小学校	米沢4188	72-2409	P118 C-4
14	豊平小学校	豊平2340	72-2924	P125 D-1
15	玉川小学校	玉川13674	72-2702	P125 C-4
16	泉野小学校	泉野2643	79-3712	P126 A-3
17	金沢小学校	金沢1141	72-3213	P129 C-4
18	湖東小学校	湖東4982	78-2620	P119 E-5
19	北山小学校	北山4362	78-2234	P119 F-4
20	永明社会体育館（永明中学校）	塚原1-9-19	72-2364	P107 F-5
21	北部中学校	湖東5643	78-2244	P119 E-5
22	長峰中学校	宮川11288	72-4108	P112 C-3
23	東部中学校	玉川10030	79-5050	P125 D-4
24	野あそび保育さはら	湖東1298-1	76-2512	P121 C-5
25	ハケ岳総合博物館	豊平6983	73-0300	P109 E-3
26	青少年自然の森	豊平4734	76-5858	P126 A-1

■補完避難所

No	施設名	所在地	電話番号	地図ページ
1	ちの保育園	塚原1-13-5	72-3076	P107 F-5
2	宮川保育園	宮川4458-2	72-2601	P111 F-4
3	宮川第二保育園	宮川1277-1	72-2589	P110 B-2
4	玉川保育園	玉川3439	72-3265	P125 D-4
5	湖東保育園	湖東5646-1	78-2637	P119 E-5
6	豊平保育園	豊平2486-1	72-2925	P125 E-1
7	北山保育園	北山4810-1	78-2330	P119 F-4
8	中央保育園	本町15-14	72-2602	P109 D-4
9	米沢保育園	米沢6160	72-6249	P118 C-4
10	金沢保育園	金沢1164-1	72-2419	P129 C-4
11	泉野保育園	泉野2650-1	79-3639	P126 A-3
12	信学会わかばの森こども園	宮川11020	72-7016	P113 C-4
13	よこうち認定こども園	ちの2576-1	75-1120	P111 D-1
14	小泉保育園	玉川927-243	72-7401	P109 F-4
15	みどりヶ丘保育園	宮川8630-1	72-0333	P113 D-5
16	中大塙保育園	中大塙8-12	72-3126	P118 C-5
17	東部保健福祉サービスセンター	玉川4300	82-0026	P113 E-3
18	西部保健福祉サービスセンター	宮川3975	82-0073	P111 E-3
19	中部保健福祉サービスセンター	塚原2-5-45	82-0107	P104 B-5
20	北部保健福祉サービスセンター	北山4808-1	77-3000	P119 F-4
21	中央公民館	宮川14552-2	72-3266	P111 F-3
22	高齢者福祉センター塩壺の湯 「ゆうゆう館」	米沢6841	72-1515	P119 D-4

■避難場所

施設名	場所	地図ページ
茅野市運動公園	自由広場、野球場	P112 B-2

*市内各小学校の校庭等も避難場所として開設されます。



施設ガイド



名称	所在地	電話番号	地図ページ
茅野市役所本所	塚原2-6-1	72-2101㈹	P104 B-3
茅野駅前ベルピア出張所	ちの3502-1 ベルピア2階	71-1663	P102 B-4
茅野市中央公民館	宮川14552-2	72-3266	P111 F-3
ちの地区コミュニティセンター	塚原1-9-16	72-4959	P107 E-5
宮川地区コミュニティセンター	宮川1452-1	71-1602	P111 F-3
米沢地区コミュニティセンター	米沢4181	71-1603	P118 C-4
豊平地区コミュニティセンター	豊平2321-1	71-1604	P125 D-1
玉川地区コミュニティセンター	玉川13666-1	71-1605	P125 C-4
泉野地区コミュニティセンター	泉野2647	70-1606	P126 A-3
金沢地区コミュニティセンター	金沢1152	71-1607	P129 C-4
湖東地区コミュニティセンター	湖東4978-1	71-5008	P119 E-5
北山地区コミュニティセンター	北山4340-1	71-5009	P119 F-4
中大塙地区コミュニティセンター	中大塙8-15	82-7088	P118 C-5

保健・福祉

名称	所在地	電話番号	地図ページ
東部保健福祉サービスセンター	玉川14300	82-0026	P113 E-3
西部保健福祉サービスセンター	宮川13975	82-0073	P111 E-3
中部保健福祉サービスセンター	塚原2-5-45 茅野市ひと・まちプラザ2階	82-0107	P104 B-5
北部保健福祉サービスセンター	北山4808-1	77-3000	P119 F-4
茅野市健康管理センター	塚原2-5-45	82-0105	P104 B-4
茅野市社会福祉協議会	塚原2-5-45 茅野市ひと・まちプラザ2階	73-4431	P104 B-5
茅野市生活就労支援センター「まいさば茅野市」	塚原2-6-1	72-2101	P104 B-3

小学校

名称	所在地	電話番号	地図ページ
永明小学校	塚原1-9-1	72-2207	P107 E-5
宮川小学校	宮川14632	72-3024	P112 A-3
米沢小学校	米沢4188	72-2409	P118 C-4
豊平小学校	豊平2340	72-2924	P125 D-1
玉川小学校	玉川13674	72-2702	P125 C-4
泉野小学校	泉野2643	79-3712	P126 A-3
金沢小学校	金沢1141	72-3213	P129 C-4
湖東小学校	湖東4982	78-2620	P119 E-5
北山小学校	北山4362	78-2234	P119 F-4

広告

クリーニング	P107 C-2, P108 A-5
職人シミ抜きと本格クリーニング専門店	
	SHIRATORI DRY CLEANING
クリーニングの事なら何でもお任せ!	
古いシミ、染みていたシミなど相手下さい。	
衣類はもちろん、靴類、布団、皮革、じゅうたん、カーテン、	
くつ、パッド、ぬいぐるみなど洗えます!	
■本店工場 茅野市ちの上原583 TEL:0266-72-2843	
営業時間 8:00~21:00 定休日 日曜日	
■原 庫 店 茅野市塚原2-3795-1 TEL:0266-72-4752	
営業時間 10:00~18:00 定休日 木曜日	
■URL: http://www.shiratori-cleaning.co.jp	
Pあり	

中学校

名称	所在地	電話番号	地図ページ
永明中学校	塚原1-9-1	72-2364	P107 F-5
長峰中学校	宮川11288	72-4108	P112 C-3
ちの地区コミュニティセンター	塚原1-9-16	72-2244	P119 E-5
北部中学校	湖東5643	78-2244	P119 E-5
東部中学校	玉川10030	79-5050	P125 D-4

保育園・認定こども園

名称	所在地	電話番号	地図ページ
ちの保育園	塚原1-13-5	72-3076	P107 F-5
宮川保育園	宮川14458-2	72-2601	P111 F-4
宮川第二保育園	宮川1277-1	72-2589	P110 B-2
玉川保育園	玉川3439	72-3265	P125 D-4
湖東保育園	湖東5646-1	78-2637	P119 E-5
豊平保育園	豊平2486-1	72-2925	P125 E-1
北山保育園	北山4810-1	78-2330	P119 F-4
中央保育園	本町15-14	72-2602	P109 D-4
米沢保育園	米沢6160	72-6249	P118 C-4
金沢保育園	金沢1164-1	72-2419	P129 C-4
泉野保育園	泉野2650-1	79-3639	P126 A-3
小泉保育園	玉川927-243	72-7401	P109 F-4
みどりヶ丘保育園	宮川18630-1	72-0333	P113 D-5
中大塙保育園	中大塙8-12	72-3126	P118 C-5
信音会どんぐりの森こども園	玉川2213-1	82-5588	P125 C-3
信学会わがの森	宮川11020	72-7016	P113 C-4
よこうち認定こども園	ちの2576-1	75-1120	P111 D-1
ちのせいば幼稚園	仲町14-7	72-3512	P103 F-5
野あそび保育ささら	湖東1298-1	76-2512	P121 C-5

図書館

名称	所在地	電話番号	地図ページ
茅野市図書館	玉川1500	72-9085	P112 A-2
ちの分室	塚原1-9-16 (ちの地区コミュニティセンター内)	73-0881	P107 E-5
宮川分室	宮川14552-2 (中央公民館内)	72-9970	P111 F-3
米沢分室	米川4181 (米沢地区コミュニティセンター内)	72-5211	P118 C-4
豊平分室	豊平2321-1 (豊平地区コミュニティセンター内)	82-2611	P125 D-1
玉川分室	玉川13666-1 (玉川地区コミュニティセンター内)	82-2625	P125 C-4
泉野分室	泉野2647 (泉野地区コミュニティセンター内)	79-2731	P126 A-3
金沢分室	金沢1152 (金沢地区コミュニティセンター内)	82-2641	P129 C-4
湖東分室	湖東4978-1 (湖東地区コミュニティセンター内)	77-2311	P119 E-5
北山分室	北山4340-1 (北山地区コミュニティセンター内)	77-3311	P119 F-4
中大塙分室	中大塙8-15 (中大塙地区コミュニティセンター内)	72-8033	P118 C-5
市民館図書室	塚原1-1-1 (市民館内)	82-8222	P102 C-2

環境・生活

名称	所在地	電話番号	地図ページ
諫訪南清掃センター	米沢2000-3	72-2905 (市民環境部美サイクルセンター業務係)	P118 A-5
諫訪南リサイクルセンター	米沢1787-1	72-2905 (市民環境部美サイクルセンター業務係)	P118 A-5
静香苑	宮川1647-1	72-5150	P123 D-4

教育・文化

名称	施設内容	所在地	電話番号	地図ページ
学校開放施設（永明中学校・永明中学校・北部中学校）	生涯学習の振興のため、学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放しています。 永明中学校・永明中学校（地域図鑑室、美術図工室、技術図工室、理科室、音楽室、調理室、えいひいホール） 北部中学校（やつがねホール、天体観測ドーム）		72-2101 (生涯学習生涯学習)	
茅野市中央公民館	各種講座の開催、学習活動の促進、自主的な活動を活発なものとしていくために集会の場の確保と整備、地区公民館活動の推進、分館やグループ・団体などの運営や活動への支援を行っています。	宮川14552-2	72-3266	P111 F-3
アクアランド茅野カルチャーセンター	小会議室3部屋、大会議室1室、和室、多目的ホールなど	ちの263-4	73-7245	P107 C-4
CHUKOらんどチノチノ	多目的広場や調理室・食堂・パンド練習用スタジオ・ダンス練習室・学習室などがあり、中学生・高校生世代が居場所として利用できる施設です。スタッフへの相談も随時受け付けています。詳しくはP27を参照してください。	ちの3502-1 ベルピア2階	75-1199	P102 B-4
地区こども館	市内10地区には、図書館分室に併設された地区こども館があります。本のある屋根付き公園と位置付け、幼児・学童の居場所の提供と子育て・子育ちを応援する拠点施設です。詳しくはP27を参照してください。		P79を参照	
0123広場	主に0歳～3歳を中心とした就園前の子どもさんや子育て中のみなさんが、交流・合い遊びる屋根付きの公園です。詳しくはP27を参照してください。	ちの3502-1 ベルピア3階	71-1661	P102 B-4
茅野市民館	劇場・音楽ホール、美術館、図書室、レストランなど、様々な機能を合わせ持つ文化複合施設。「市民一人ひとりが主人公になる場」を理念とした地域の交流拠点です。	塚原1-1-1	82-8222	P102 C-2
茅野市青少年自然の森	管理棟1棟、宿泊棟5棟、炊飯棟1棟、研修棟1棟、12月～2月は冬期休所	豊平4734内	76-5858	P126 A-1

美術館・博物館

名称	施設内容	所在地	電話番号	地図ページ
神長官守矢史料館	鎌倉時代より守矢家で伝えてきた守矢文書を保管・公開する史料館です。守矢家は中世より諫訪神社の神職の一つである「神長官（じんちようかん）」を明治時代まで勤めてきた家柄です。守矢史料館は守矢家に隣接して建っており、かつての諫訪の風景を現在に伝えています。	宮川1389-1	73-7567	P123 D-3
茅野市美術館（茅野市民館内）	郷土出身者および郷土ゆかりの作家たちの作品を収集、展示しています。収蔵作品は、絵画、彫刻、工芸、書、版画、写真など様々なジャンルに及び、1,000点を超える。美術と他ジャンルとのコラボレーションにも取り組んでいます。	塚原1-1-1	82-8222	P102 C-2
ハケ岳総合博物館	ハケ岳総合博物館は、茅野市の自然とそこに暮らす人々の生き方に焦点を当て、自然・歴史・産業・民俗などを総合的に展示しています。学校での活動や生涯学習の場として、子どもから大人まで楽しむ調査・研究に利用できる博物館です。	豊平6983	73-0300	P109 E-3
尖石繩文考古館	美的感覚の織られた国宝「土偶」（縄文のビーナス、仮面の女神）を中心に、たくましい力動感あふれる豪壮な土器や黒曜石で作られた精巧な石器など2,000点余りの縄文時代の遺物を展示しています。粘土を使って縄文土器や土鈴などを作る「縄文体验館」ができます。	豊平4734-132	76-2270	P126 A-1

広告

自動車板金・塗装	P125 D-E-2
■白島ドライクリーニング専門店	
	
クリーニングの事なら何でもお任せ!	
古いシミ、染みていたシミご相談下さい。	
衣類はもちろん、靴類、布団、皮革、じゅうたん、カーテン、	
くつ、パッド、ぬいぐるみなど洗えます!	
■本店工場 茅野市ちの上原583 TEL:0266-72-2843	
営業時間 8:00~21:00 定休日 日曜日	
■原 庫 店 茅野市塚原2-3795-1 TEL:0266-72-4752	
営業時間 10:00~18:00 定休日 木曜日	
■URL: http://www.shiratori-cleaning.co.jp	
Pあり	

運動公園

名称	施設内容	所在地	電話番号	地図ページ
SK8/パーク	スケートボード利用可能。セクション、センターボックス等あり。	玉川500	71-1645	P112 B-1
テニスコート	人工クレーコート8面(夜間照明設備あり)、人工芝コート2面	玉川500	71-1645	P112 B-2
バッティングセンター	ピッティングマシン10台(内ソフトボール1台) 使用料金:1ゲーム25球200円	玉川500	73-5313	P112 C-3
ゴルフ練習場	打席数1階28打席、2階28打席(左打席あり)、延長約210ヤード、全幅80m。 営業期間:3月下旬~10月中旬	玉川500	72-5815	P112 C-1
国際スケートセンター (NAO ice OVAL)	400mリンク、初心者リンク(夜間照明設備あり)。 営業期間:11月下旬~2月中旬	玉川500	72-5815	P112 C-1
屋内ゲートボール場	クレーコート2面	玉川500	71-1645	P113 C-2
広場野球場	バックネット4面、夜間照明設備あり。 営業期間:4月下旬~11月中旬	玉川500	71-1645	P112 B-2
弓道場	10人立	玉川500	71-1645	P113 C-2
陸上競技場	400m×8コース(全天候舗装)、走高跳1ヶ所、走幅跳/三段跳4ヶ所、砲丸投1ヶ所、円盤・ハンマー投兼用サークル1ヶ所	玉川500	71-1645	P112 B-2
マラソンゴルフ場	つづじコース18ホール、さくらコース18ホール。 営業期間:4月下旬~11月下旬	玉川500	71-1645	P112 B-2
野球場	両翼92m、中堅120m、スコアボードあり。 営業期間:4月下旬~11月下旬	玉川500	71-1645	P113 C-2
総合体育館	メインアリーナ、サブアリーナ、卓球場(卓球台5台)、柔道道場、トレーニングルーム、会議室(大2室、小1室)	玉川500	71-1645	P112 C-2
焼肉広場	バーベキューのできる施設。水道、照明、バーベキュー用U字溝あり。 営業期間:4月下旬~11月下旬	玉川500	71-1645	P112 C-2
自由広場	グラウンド140m×120m 営業時間:4月下旬~11月下旬	玉川500	71-1645	P112 B-2

■他の施設

名称	施設内容	所在地	電話番号	地図ページ
市民活動センター 「ゆいわくー茅野」	「あう つながる 創造する」をキーワードに、あらゆる主体の市民活動・ボランティア活動を支援しています。市民活動やみんなのまちづくり支援事業補助金に関する相談や、市民活動・地域づくりに関する講座、活動団体の交流、イベントなどを開催しています。また、会議室や集会室などの貸室のほか、どなたでもご利用いただけるフリースペースも設置しています。	稼原2-5-45 茅野市ひと・まちプラザ1・3階	75-0633	P104 B-5
茅野市コワーキングスペース 「ワークプロハケ岳」	貸しオフィス、ブース、デスクシェアスペース、ミーティングルーム、キッキン、フリーランジングなどの機能を備え、「働く実験室」のコンセプトのもと、様々な取組を試したり、交流したり、創造できる場所です。	ちの3502-1 ベルアビア2階	78-5573	P102 B-4
茅野・産業振興プラザ	茅野市、茅野商工会議所、公立認証東京理科大学が連携し、高度な技術を有する製造業の販路開拓、新技術・新製品開発の支援や人材育成等を行なうとともに、産業間連携、産学連携を推進し、産業振興を図る施設です。	稼原1-3-20 茅野商工会議所会館 3階	75-2030	P103 E-3

■公園一覧

種別	名称	所在地	遊具	トイレ	水飲み	地図ページ
運動	茅野市運動公園	玉川500	●	●	●	P112 B-2
総合	永明寺山公園	ちの2345-2	●	●	●	P107 F-2
地区	岳麓公園	湖東2571-口	●	●	●	P120 C-5
近隣	前宮公園	宮川1037	●	●	●	P110 A-2
近隣	花菖公園	湖東6595-229	●	●	●	P119 F-4
近隣	金沢公園	金沢1108-2	●	●	●	P129 C-4
近隣	弓橋公園	宮川9245	●	●	●	P125 C-5
近隣	横内中央公園	50の2803	×	●	●	P111 D-1
街区	上原公園	ちの920	●	×	×	P107 D-5
街区	栗沢公園	玉川927-43	●	●	●	P109 D-5
街区	中島公園	宮川5650	●	●	●	P112 A-4
街区	下町公園	ちの320-4	●	●	●	P106 C-3
街区	葛井公園	ちの263-13	●	●	●	P107 C-4
街区	やすらぎ公園	ちの273-4	×	×	×	P107 C-5
街区	丁田公園	ちの2768-4	●	●	●	P106 C-5
街区	赤田公園	宮川11382-4	●	●	●	P106 B-4
街区	中道通公園	宮川4087	●	●	●	P111 D-3
街区	下河原公園	宮川3853	●	●	●	P111 D-2
街区	大学河原公園	ちの2710-1	×	×	×	P111 C-2
街区	中沖4-1	中沖4-1	●	●	●	P106 A-4
街区	横内南公園	ちの2948	●	●	●	P111 D-2
街区	横内北公園	ちの2579	●	×	×	P111 D-1
街区	新井公園	宮川1449	●	●	●	P106 B-5
街区	浦田公園	宮川1563	×	×	●	P110 A-1
街区	ばんぱの池公園	宮川1153	●	●	●	P110 A-1
街区	木落し公園	宮川4628	●	●	●	P111 F-3
街区	久保公園	玉川5839	●	●	●	P113 F-5
街区	大日影公園	泉野109-7	●	●	●	P125 E-2
街区	風除け公園	湖東9590	●	●	●	P119 F-5
街区	茅野駅前鷺公園	ちの7065	●	●	●	P103 D-5
街区	川越し公園	宮川3903	●	●	●	P111 C-3
街区	平公園	宮川1983	●	●	●	P110 C-2
街区	ひめみや池公園	宮川1137	●	●	●	P110 B-1
街区	川辺公園	宮川6209-17	●	●	●	P112 A-5
街区	西茅野中央公園	宮川6203-13	●	●	●	P111 F-5
街区	火燈公園	宮川6208-5	●	●	●	P124 A-5
街区	やしろ夢ひろば	宮川4456-3	●	●	●	P111 F-4
街区	前宮水眼広場	宮川2042	●	●	●	P110 B-2

■警察署・消防署

施設名	所在地	電話番号	地図ページ
茅野警察署	本町西9-39	82-0110	P105 E-1
茅野駅前交番	ちの3506-1	72-5380	P102 C-4
尖石櫻文交番	豊平3074-4	72-2203	P119 E-5
北山警察官駐在所	北山4222	78-2110	P119 F-3
茅野消防署	玉川2213-1	72-0119	P125 C-3
茅野消防署西部分署	ちの247-5	82-9119	P107 D-5
茅野消防署北部分署	湖東5661-5	78-2001	P119 F-5

■郵便局・金融機関

店舗名	所在地	電話番号	地図ページ
茅野郵便局	宮川4404-8	0570-943-286	P111 E-3
ちの本町郵便局	本町西20-19	72-0002	P112 B-1
茅野上原郵便局	ちの1458-11	73-4000	P107 C-2
豊平郵便局	豊平2588-1	72-4555	P125 D-1
北山郵便局	北山1180-1	78-2313	P119 F-3
茅野駅前郵便局	ちの3099-1	72-0003	P102 B-4
ひばりヶ丘簡易郵便局	宮川5030-2	72-0482	P112 B-4
鬼場簡易郵便局	豊平6473-1	72-3070	P109 D-4
小泉簡易郵便局	玉川927-83	73-2275	P109 E-5
米沢郵便局	米沢4159-1	72-0001	P118 C-4
玉川郵便局	玉川7360-3	79-3974	P125 E-5
信濃金沢郵便局	金沢2206-1	72-6207	P129 C-4
泉野簡易郵便局	泉野2647	79-5258	P126 A-3
蓼科郵便局	北山4035	67-2000	P121 D-1
白樺湖簡易郵便局	北山3418-19	68-2622	P115 E-1
八十二長野銀行茅野支店	茅野駅前鷺公園	72-6582	P104 C-4
諏訪信用金庫茅野支店	茅野駅前鷺公園	72-4125	P104 A-4
諏訪信用金庫茅野本町支店	本町東10-62	72-1611	P108 C-5
諏訪信用金庫川之江支店	宮川4489-1	73-3013	P111 F-4
諏訪信用金庫北山支店	北山6708-1	77-2021	P120 A-4
長野県信用組合茅野支店	茅野駅前鷺公園	72-42128	P103 F-2
長野県信用組合宮川支店	宮川6299-5	73-7391	P111 E-3
長野県労働金庫茅野支店	茅野駅前鷺公園	72-2000	P107 E-5
信州農訪農業協同組合茅野中央支所	宮川4539	72-2141	P111 F-3
信州農訪農業協同組合茅野北部支所	茅野駅前鷺公園	72-7125	P119 C-4
信州農訪農業協同組合茅野北部支所	茅野駅前鷺公園	72-2031	P119 F-5
信州農訪農業協同組合茅野北部支所	茅野駅前鷺公園	72-2188	P119 E-5
信州農訪農業協同組合茅野南部支所	茅野駅前鷺公園	79-3138	P125 F-4
信州農訪農業協同組合茅野南部支所	茅野駅前鷺公園	72-2185	P113 F-2
信州農訪農業協同組合金沢営業所	金沢2332	72-2171	P129 C-4
信州農訪農業協同組合茅野中央支所	仲町3-1	72-2426	P103 D-3
信州農訪農業協同組合ちの営業所	ちの1115	72-2260	P107 D-4
信州農訪農業協同組合茅野北部支所	北山4353-2	78-2111	P119 F-4